

市町村合併法定協議会運営マニュアル
「実務編」

平成 1 8 年 9 月

市町村の合併に関する研究会

目 次

第1編 市町村合併の手続の概要	1
第2編 合併協議会設置までの手続.....	2
第1章 手続の流れ	2
第1節 住民発議を経ない場合.....	2
第2節 住民発議の場合	2
第2章 協議	7
第3章 規約の策定	7
第4章 合併協議会の組織	11
第1節 合併協議会組織体系図.....	11
第2節 合併協議会（本体）の構成例.....	11
第3節 幹事会の構成例	12
第4節 専門部会の構成例.....	13
第5節 分科会の構成例	14
第6節 事務局	14
第3編 合併協議会の事務の流れ	17
第1章 特に留意すべき点について	17
第2章 合併協議会設置の準備期間	17
第3章 合併協定項目及び合併市町村基本計画の協議期間	19
第1節 合併協定項目の協議	20
第2節 合併市町村基本計画案の作成.....	27
第4章 合併の調印、廃置分合議案作成、都道府県への申請等の期間	29
第5章 合併準備期間.....	29
第4編 合併協定項目の協議	30
第1章 合併協議会において議論すべき事項と、その他の事項について.....	30
第2章 合併の方式 《合併協定項目1》	34
第3章 合併の期日 《合併協定項目1》	34
第4章 新市町村の名称 《合併協定項目1》	34
第5章 新市町村の事務所の位置 《合併協定項目1》	34
第1節 既存の市町村の事務所を使用する場合	34
第2節 新しい市町村の事務所を使用する場合	34
第6章 財産の取扱い 《合併協定項目1》	35
第7章 議会の議員の定数及び任期の取扱い 《合併協定項目2》	35
第1節 新設合併	36

第2節 編入合併	37
第8章 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 《合併協定項目2》	38
第9章 地域審議会、地域自治区、合併特例区の取扱い 《合併協定項目2》	38
第10章 地方税の取扱い 《合併協定項目2》	39
第1節 地方税の特例	39
第2節 減免	39
第11章 一般職の職員の身分の取扱い 《合併協定項目2》	39
第12章 特別職の身分の取扱い 《合併協定項目3》	40
第13章 条例、規則等の取扱い 《合併協定項目3》	40
第1節 新設合併	41
第2節 編入合併	41
第14章 事務組織及び機構の取扱い 《合併協定項目3》	41
第1節 整備方針	41
第2節 本庁組織	42
第3節 出先機関	42
第4節 附属機関	42
第15章 一部事務組合等の取扱い 《合併協定項目3》	42
第1節 一部事務組合、広域連合	42
第2節 協議会	47
第3節 機関等の共同設置及び事務の委託	47
第4節 公社、第三セクター等	47
第16章 使用料、手数料等の取扱い 《合併協定項目3》	47
第1節 上・下水道使用料	47
第2節 その他の使用料、手数料等の取扱い	48
第17章 公共的団体等の取扱い 《合併協定項目3》	48
第18章 補助金、交付金等の取扱い 《合併協定項目3》	49
第19章 町名・字名の取扱い 《合併協定項目3》	49
第20章 慣行の取扱い 《合併協定項目3》	50
第1節 市町村章	50
第2節 市町村の花、木、鳥、歌等	50
第3節 市町村の憲章、宣言	50
第4節 市町村の行事	51
第21章 国民健康保険事業の取扱い 《合併協定項目3》	51
第22章 介護保険事業の取扱い 《合併協定項目3》	51
第23章 消防団の取扱い 《合併協定項目3》	52
第24章 各種事務事業の取扱い 《合併協定項目3》	52
第1節 男女共同参画事業	52
第2節 姉妹都市等の国際交流事業	52
第3節 電算システム事業	52

第4節	広報広聴関係事業.....	53
第5節	納税関係事業.....	53
第6節	消防防災、国民保護関係事業.....	53
第7節	交通関係事業.....	53
第8節	窓口業務.....	53
第9節	保健事業.....	54
第10節	障害者福祉事業.....	54
第11節	高齢者福祉事業.....	54
第12節	児童福祉事業.....	54
第13節	保育事業.....	54
第14節	生活保護事業.....	55
第15節	その他の福祉事業.....	55
第16節	ごみ処理・し尿処理事業.....	55
第17節	環境対策事業.....	55
第18節	農林水産関係事業.....	55
第19節	商工・観光関係事業.....	56
第20節	勤労者・消費者関連事業.....	56
第21節	建設関係事業.....	56
第22節	上・下水道事業.....	56
第23節	市町村立学校（園）の通学区域.....	57
第24節	学校教育事業.....	57
第25節	文化振興事業.....	57
第26節	コミュニティ施策.....	57
第27節	社会教育事業.....	57
第28節	その他の事業.....	57
第25章	その他.....	58
第5編	合併市町村基本計画.....	59
第1章	策定方針の作成.....	59
第2章	策定上の留意事項.....	59
第3章	作成（変更）手続.....	60
第4章	都道府県知事との協議.....	61
第5章	総務大臣及び都道府県知事への送付.....	62
第6章	合併市町村基本計画の変更.....	63
第7章	合併市町村基本計画と基本構想.....	63
第8章	合併市町村基本計画の内容.....	64
第1節	序論.....	64
第2節	合併関係市町村の概況.....	65
第3節	主要指標の見通し.....	65

第4節	まちづくりの基本方針.....	65
第5節	新市町村の施策	65
第6節	新市町村における都道府県事業の推進.....	65
第7節	公共的施設の適正配置と整備.....	65
第8節	財政計画	66
第6編	合併協議会運営の留意事項.....	68
第1章	住民への情報提供	68
第1節	情報公開、情報提供に係る基本的考え方	68
第2節	広報活動	68
第3節	住民説明会の実施.....	72
第4節	講演会、シンポジウム等の実施.....	74
第5節	報道機関への協力依頼.....	74
第6節	住民投票、住民意向調査時における情報提供	74
第2章	住民の意見の反映	75
第1節	日常的な意見の収集	75
第2節	住民意向調査	75
第3節	合併の是非を問う住民投票、住民意向調査等	76
第3章	合併に係る先進事例情報の収集.....	78
第4章	行財政シミュレーションの実施.....	78
第5章	協定項目資料・合併市町村基本計画資料の作成	82
第1節	合併協定項目の協議	82
第2節	合併市町村基本計画	83
第6章	合併協定書、合併協定調印式	84
第1節	合併協定書.....	84
第2節	合併調印式.....	84
第7章	都道府県の役割	84
第1節	都道府県知事	84
第2節	都道府県議会議員	85
第8章	都道府県をまたがる合併協議会の設置.....	86
第1節	住民発議による設置の請求	86
第2節	その他の都道府県知事に関する手続.....	86
第9章	合併に係る特例及び支援.....	87
第1節	市となるべき要件の特例の活用	87
第2節	行政支援策の活用	87
第3節	財政支援策の活用	88
第4節	過疎法の合併特例の活用	93
第5節	新市町村合併支援プラン	93

第7編 市町村における合併の申請及び決定	97
第1章 スケジュール	97
第1節 担当組織	97
第2節 期間	97
第2章 議決	98
第1節 廃置分合	99
第2節 財産処分	99
第3節 経過措置	100
第3章 申請	102
第4章 決定	103
第1節 都道府県知事による総務大臣との協議・同意	103
第2節 都道府県議会による議決	104
第3節 都道府県知事による合併の決定	104
第4節 都道府県知事による総務大臣への届出	104
第5節 総務大臣による告示	104
第5章 都道府県の境界にわたる市町村合併	105
第1節 議決	105
第2節 申請	106
第3節 決定	106
第8編 合併の円滑な実施	108
第1章 スケジュール	108
第1節 担当組織	108
第2節 開始時期	108
第3節 期間	108
第2章 合併の準備	109
第1節 予算の調製	109
第2節 事務等の調整	109
第3節 電算システムの変更	109
第4節 防災関連など直ちに円滑な実施が求められる事項の準備	111
第5節 人事・組織体制	111
第6節 条例、規則等の改正	112
第7節 一部事務組合等の規約変更等の手続	113
第8節 広報	113
第9節 住民からの問い合わせ等への対応	113
第10節 建設・改修	115
第11節 移転	116
第3章 式典	116
第1節 閉市（町村）式	116

第2節 閉庁式	116
第3節 表彰	116
第4節 開庁式	116
第5節 新市町村誕生記念式典	117
第4章 合併時の措置	117
第1節 新設合併のみの措置	117
第2節 新設合併・編入合併共通の措置	122
第5章 選挙	124
第1節 新設合併における設置選挙	124
第2節 編入合併における市町村議会議員増員選挙	124
別添 合併協議スケジュール表（例）	125
添付資料	132
添付資料1 住民発議による合併協議会設置の請求に必要な書類（例）	133
添付資料2 合併デジタルアーカイブについて	138
添付資料3 新市町村合併支援プラン	140

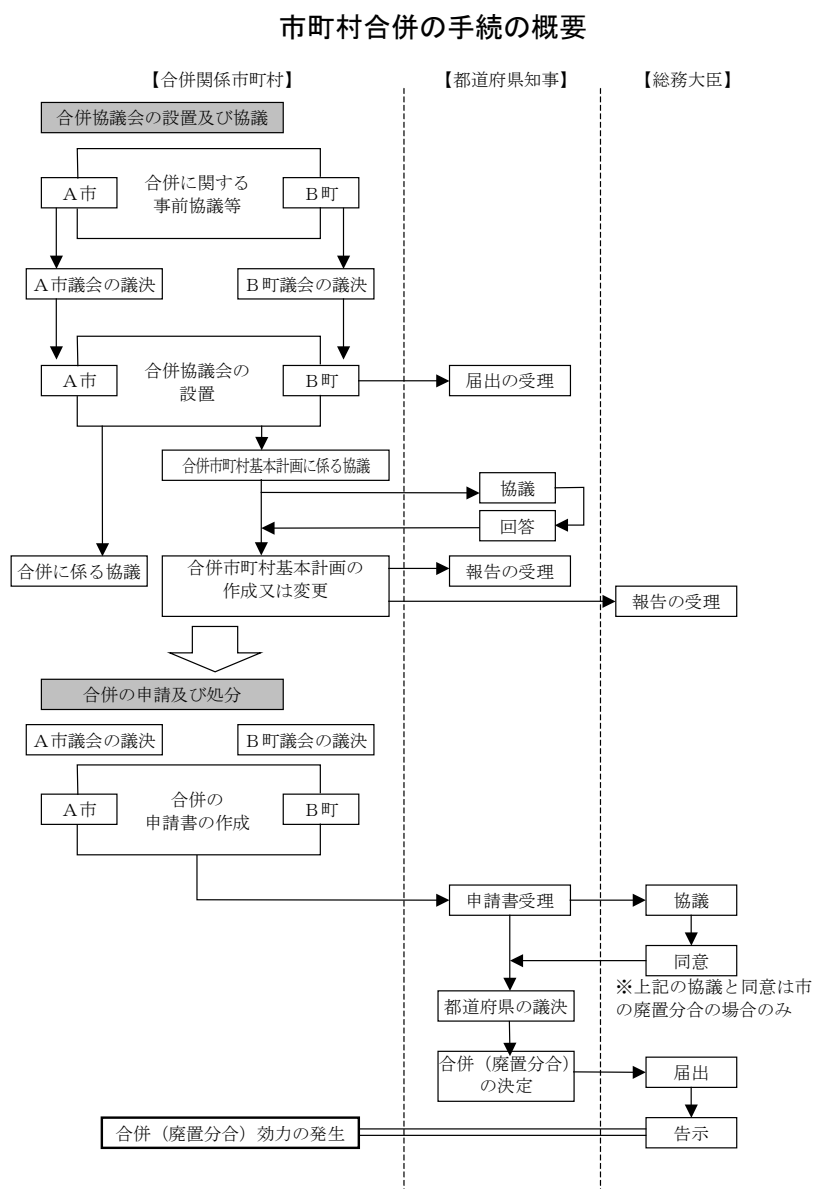
第2部 実務編

第1編 市町村合併の手続の概要

市町村合併の手続の概要は、次の図の通りである。

このうち、合併協議会の設置及び協議に関する部分が主に合併新法に規定されているところであり、合併自体の是非を含め、合併市町村基本計画の策定、その他合併に関する協議（合併協定項目の協議）等を行うことを役割とする。第2編～第6編で詳述する。

合併（廃置分合）の申請及び処分に関する部分は、地方自治法第7条等に規定されている。その際の円滑な実施方法等を含め、第7編及び第8編で詳述する。



第2編 合併協議会設置までの手順

第1章 手続の流れ

第1節 住民発議を経ない場合

法定の合併協議会を設置するためには、地方自治法第252条の2の規定に基づき、以下の手続が必要となる。

合併関係市町村による事前協議

- ・ 合併協議会設置に係る所要事項の協議
- ・ 協議会規約（案）の作成

↓

合併関係市町村による事前協議

- ・ 設置と規約の同文議決

↓

協議により、規約を定め協議会を設置

↓

協議会を設置した旨及び規約の告示

↓

都道府県知事への設置届出

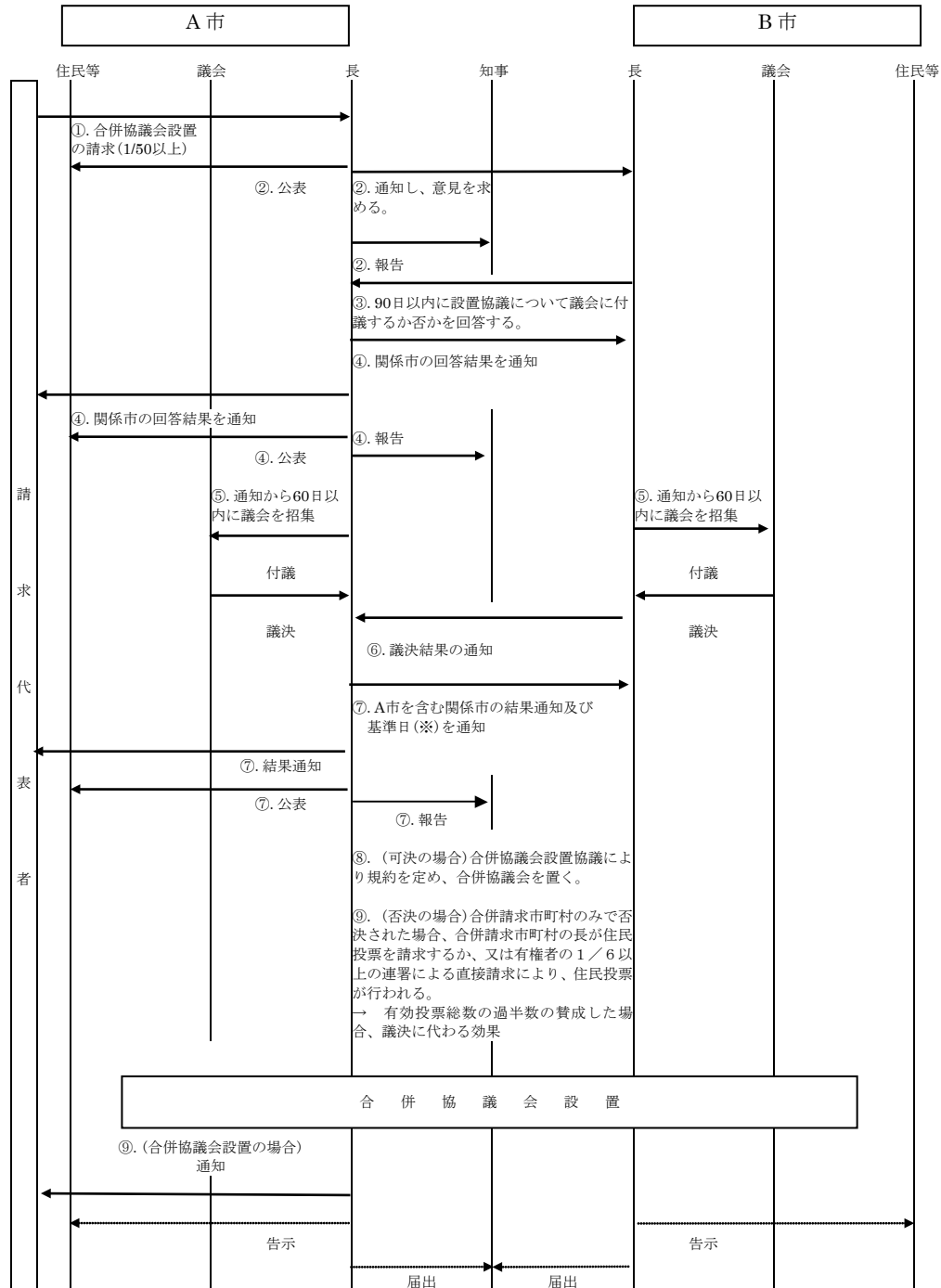
第2節 住民発議の場合

住民発議によって合併協議会設置の請求を行う場合は、次の手続となる。

なお、住民発議による合併協議会の設置の請求に必要な書類は、巻末の添付資料の通りである。合併デジタルアーカイブ (<http://www.gappei-archive.org/>) においてもダウンロードが可能である。

第1款 合併新法第4条の場合（単独請求）の主な手続の流れ

⇒（基本編：第3編第4章）

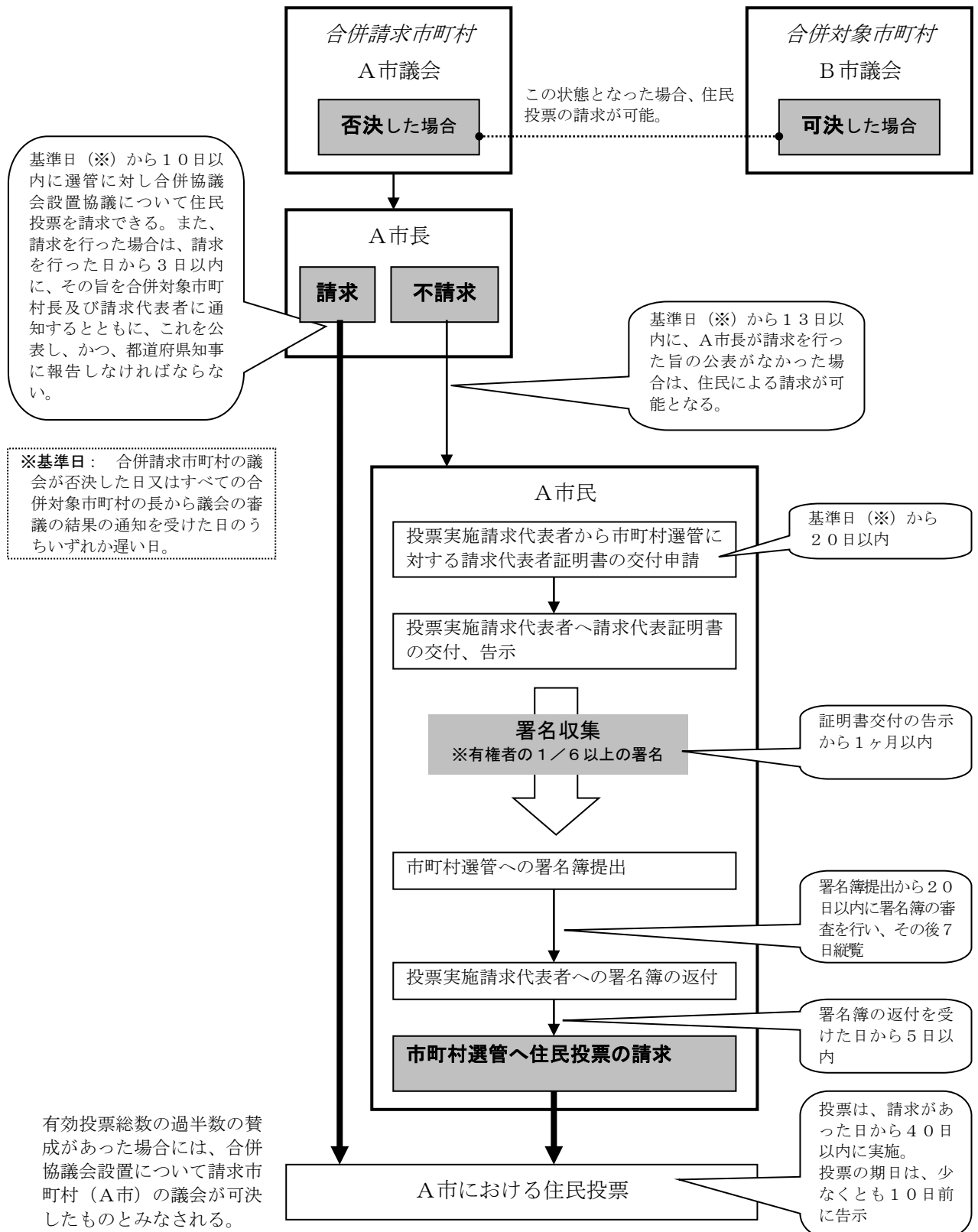


※基準日： 合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から議会の審議の結果の通知を受けた日のうちいずれか遅い日。

なお、住民発議による合併協議会設置議案が合併請求市町村の議会で否決された場合に、合併新法は住民投票の制度を規定している。その概要を図示すると以下のとおりである。

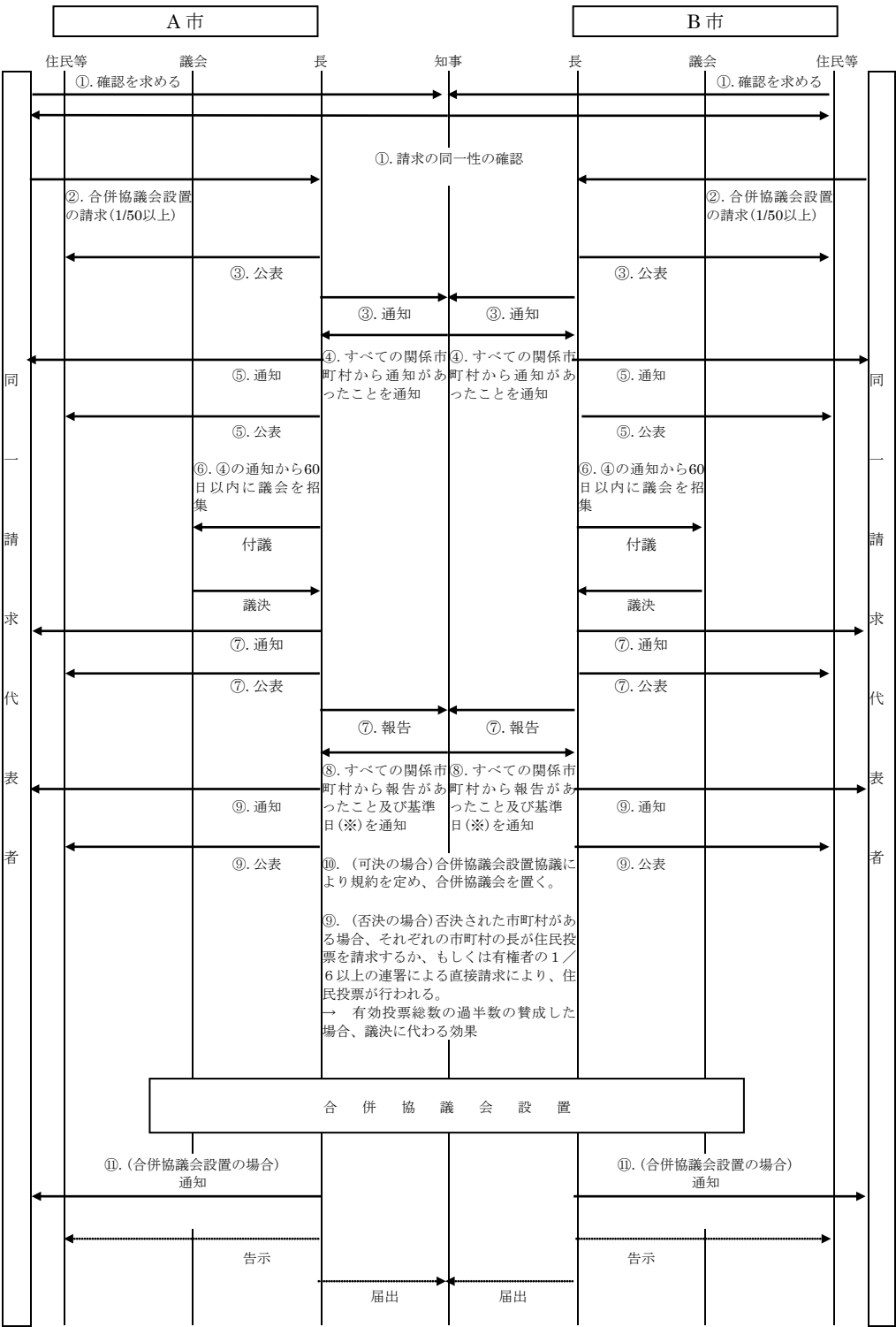
【合併新法第4条（単独請求）の場合の法定協議会設置に係る住民投票制度の主な手続の流れ】

合併協議会設置協議について、合併請求市町村（下図の場合A市）の議会が否決し、かつ、全ての合併対象市町村（下図の場合B市）の議会が可決した場合には、合併協議会設置について選挙人の投票（住民投票）に付するよう請求できる。



第2款 合併新法第5条の場合（同一請求）の主な手続の流れ

⇒（基本編：第3編第4章）

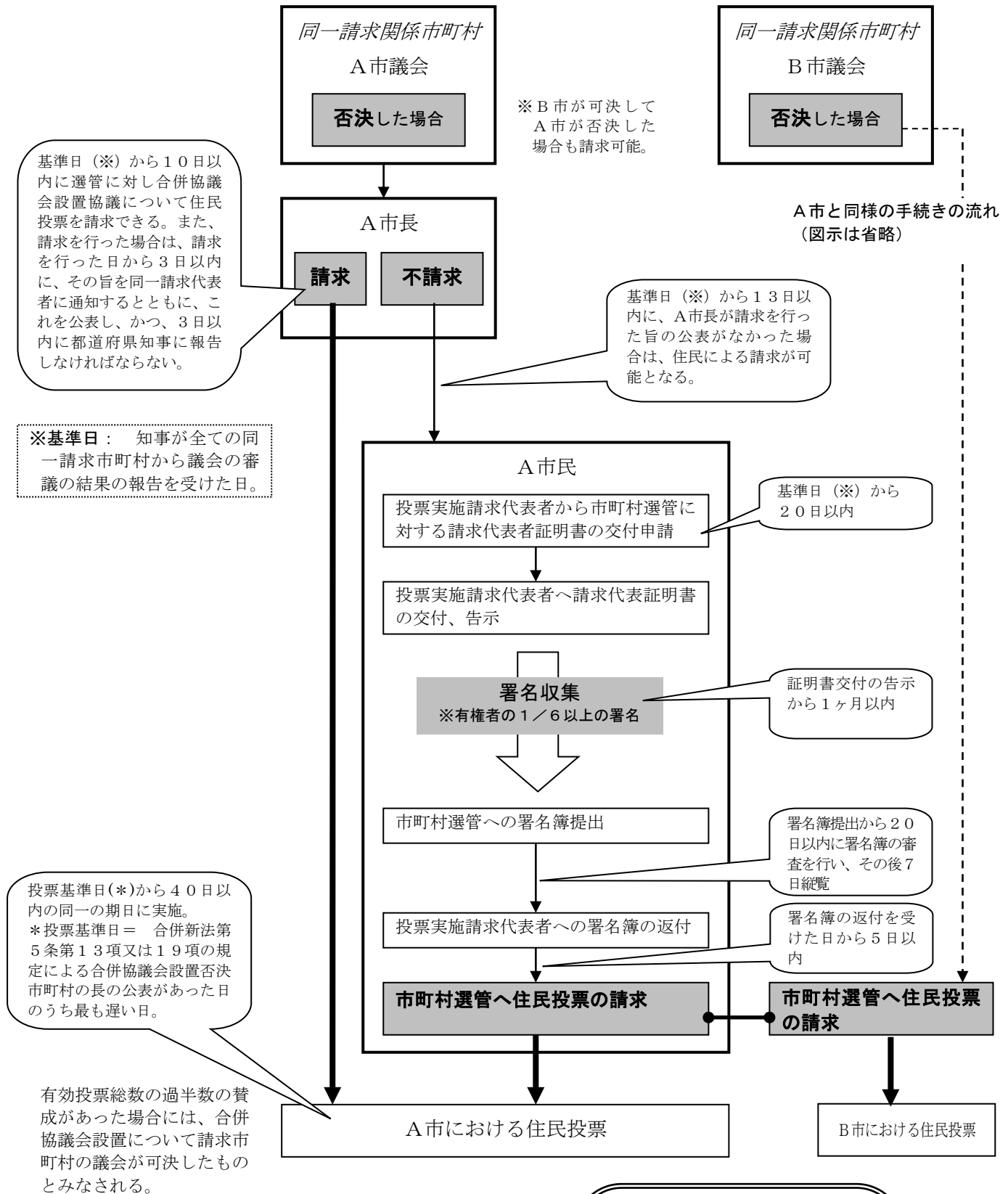


※基準日： 知事が全ての同一請求市町村から議会の審議の結果の報告を受けた日。

なお、住民発議による合併協議会設置議案が合併請求市町村の議会で否決された場合に、合併新法は住民投票の制度を規定している。その概要を図示すると以下のとおりである。

【合併新法第5条（同一請求）の場合の法定協議会設置に係る住民投票制度の主な手続の流れ】

合併協議会設置協議について、同一請求関係市町村（下図の場合A市、B市）の議会が否決した場合には、合併協議会設置について選挙人の投票（住民投票）に付するよう請求できる。



第2章 協議

法定の合併協議会の設置に当たっては、関係市町村の議会の議決（同文議決）が必要となるので、関係議案（合併協議会設置協議に関する議案）及び合併協議会規約案、協議会の事務に要する経費に係る予算案等について、関係市町村間であらかじめ協議・調整を行う必要がある。

第3章 規約の策定

規約については、通常、「合併協議会規約」「合併協議会幹事会設置要領」「合併協議会専門部会設置要領」「合併協議会分科会設置要領」「合併協議会事務局規程」など、組織構成に応じ、定めることとなる。

以下、その例示を行う。

X市（町村）・Y市（町村）合併協議会規約（例）

（協議会の設置）

第1条 X市（町村）及びY市（町村）（以下「両市（町村）」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会は、X市（町村）・Y市（町村）合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）両市（町村）の合併に関する協議
- （2）法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- （3）前2号に掲げるもののほか、両市（町村）の合併に関し必要な事項

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市（町村）に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 長及び副会長は、両市（町村）の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- （1）両市（町村）の長及び副市町村長（助役）
- （2）両市（町村）の議会の議長及び副議長
- （3）協議会の設置請求代表者
- （4）両市（町村）の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、担任意務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第 13 条 協議会の事務に従事する職員は、両市（町村）の長が協議して定めた者をもって充てる。

(幹事会)

第 14 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 15 条 協議会に要する経費は、両市（町村）が協議して負担する。

(監査)

第 16 条 協議会の出納の監査は、両市（町村）の監査委員各 1 名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 17 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市（町村）の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第 18 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

X 市（町村）・Y 市（町村）合併協議会幹事会設置要領（例）

(設置)

第 1 条 X 市（町村）・Y 市（町村）合併協議会規約（以下「規約」という。）第 14 条第 2 項の規定に基づき、X 市（町村）・Y 市（町村）合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会は、X 市（町村）・Y 市（町村）合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、X 市（町村）・Y 市（町村）合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、両市（町村）の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第 3 条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(組織)

第 4 条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

(会議)

第 5 条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第 6 条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 7 条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 8 条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第 9 条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 幹事会の庶務は、規約第 12 条第 1 項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

別表 (第 3 条関係) ※各市町村ごとに幹事の職名を記載

X 市 (町村)・Y 市 (町村) 合併協議会専門部会設置要領 (例)

(設置)

第 1 条 X 市 (町村)・Y 市 (町村) 合併協議会幹事会設置要領 (以下「要領」という。)第 7 条の規定に基づき、X 市 (町村)・Y 市 (町村) 合併協議会幹事会専門部会 (以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 専門部会は、X 市 (町村)・Y 市 (町村) 合併協議会事務局長 (以下「事務局長」という。)の指示を受け、X 市 (町村)・Y 市 (町村) 合併協議会規約第 3 条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第 3 条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第 4 条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1 名

(2) 副部会長 1 名

(役員の職務)

第 5 条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第 7 条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 専門部会の庶務は、部会長の属する市 (町村) の担当部門が行う。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

別表 (第 3 条関係) 専門部会委員 ※各市町村ごとに専門部会委員の関係所轄課名、職名を記載

X 市 (町村)・Y 市 (町村) 合併協議会分科会設置要領 (例)

(設置)

第 1 条 X 市 (町村)・Y 市 (町村) 合併協議会事務局規程 (以下「規程」という。)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する協議資料の作成等のため、X 市 (町村)・Y 市 (町村) 合併協議会分科会を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 分科会は、X 市 (町村)・Y 市 (町村) 合併協議会事務局長 (以下「事務局長」という。)の指示を受け、X 市 (町村)・Y 市 (町村) 合併協議会規約 (以下「規約」という。)第 3 条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市(町村)の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

別表(第3条関係) 分科会委員 ※各市町村・担当部会・分科会ごとに分科会委員の関係所轄課名、職名を記載

X市(町村)・Y市(町村)合併協議会事務局規程(例)

(趣旨)

第1条 この規程は、X市(町村)・Y市(町村)合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、X市(町村)・Y市(町村)合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会の会議に関すること

(2) 協議会の協議資料の作成に関すること

(3) 協議会の庶務に関すること

(4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、局長補佐その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて〇〇県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

3 分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 事務局内の連絡及び調整

(2) 事務局長の職務の補佐

(3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 局長補佐は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 班相互間の連絡及び調整

(2) 班に属する職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

(1) 協議会の運営に関する基本方針の決定

(2) 協議会に提案する議案の決定

(3) 協議会の予算及び決算

(4) 規程及び要領等の制定改廃

(5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること
- (2) 物品及び現金の出納に関すること
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
- (4) その他軽易な事項に関すること

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市（町村）の例による。
(給与)

第8条 職員の給与については、それぞれ派遣する市（町村）の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市（町村）の例により協議会が支給する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係） ※班ごとの分掌事務を示す。

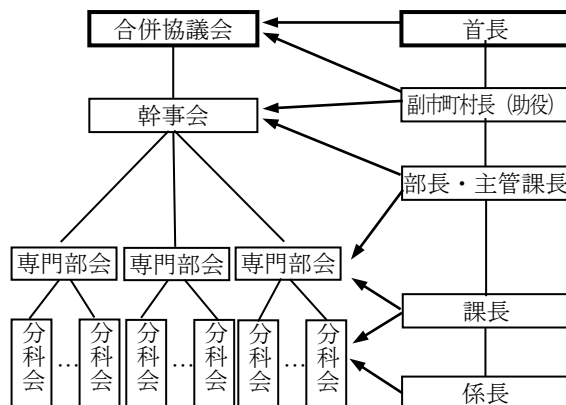
第4章 合併協議会の組織

⇒（基本編：第3編第7章第6節）

第1節 合併協議会組織体系図

協議会の組織体系図の例は、次の通りである。

構成	役割
協議会 合併関係市町村の議員、 長、その他職員、住民を含 む学識経験者等で組織	- 合併に関する各種協議 - 合併協定書のとりまとめ 等
幹事会 副市町村長（助役） ～部長・主管課長で 組織	- 事務レベル調整の最高機関 - 協議会会議の議案調整 - 協議会運営の総合調整 - 各種スケジュール調整 - 専門部会間調整 等
専門部会 部長・主管課長～課 長で組織	- 現況調査票の取りまとめ - 調整原案の取りまとめ - 分科会間の調整進行管理 等
分科会 課長～係長職で組織 ほぼ課単位毎に構成	- 現況調査票の作成 - 調整原案の作成 - 事務担当者レベルの調整 等



第2節 合併協議会（本体）の構成例

⇒（基本編：第3編第7章第6節第2款）

協議会によっては、基本4目等難航している項目の調整や特定の項目の調査・審議のために小委員会を置く場合がある。

第1款 会長

合併協議会の会長については、会長と委員は別個のものであると観念されており、委員が会長になる建前はとられていない。したがって、会長は、委員が

互選したものをもってこれに充てる旨を規約に定めることはできないと解される。

第2款 委員

合併新法第3条第2項の規定から、協議会の委員については、関係市町村の議会の議員、長及びその他の職員から、それぞれ1名以上のものが委員となるよう規約で定めるべきであると解される。

その他の職員には、教育委員会等の行政委員会の委員も含まれると解される。その他の職員のうち副市町村長（助役）等は、合併協議会委員としての参加のほか、幹事会のメンバーとなることが考えられるところであり、協議会と事務方をつなぐ役割を果たすこととなる。すなわち、膨大な事務事業の調整項目の中で、どの項目を協議会項目とするかを取捨選択し、協議会においては事務方の意見を述べるとともに、事務方に協議会の意向を伝達するなど、合併協議の円滑な運営に努める必要がある。

また、合併新法第3条第4項では、住民発議の請求代表者を委員として加えることができるとされているところであるので、最大限の配慮が必要である。

⇒（基本編：第3編第7章第9節）

さらに、合併新法第3条第5項では、規約の定めるところにより、学識経験者を委員として選任することができるとされており、学者、地域の経済団体の代表、自治会等の住民団体の代表、都道府県の関係部局の職員等が想定される。

都道府県の職員の場合、本庁の担当課長（市町村課長及び地域振興（計画）課長等）及び出先機関の長がメンバーとなることが多いようである。都道府県は、例えば道路網の整備等、合併市町村基本計画に都道府県事業が含まれ、その協議を要すること、また、これ以外の合併協議及び廃置分合の手続においても関わるところが多いため、委員として参加することが望まれる。

会議において都道府県職員に期待される役割は、各合併協議会の事情により様々であるが、常日頃の適切な助言・都道府県との連絡調整、また、協議会での議論が細部にこだわりすぎて大筋を忘れかけたりする場合に、全体のバランスの取れた大局的な観点からのアドバイスをすること、必要に応じて合併関係市町村間の調整を図る等により協議が円滑に推進されるようにすることなどが求められる。

また、合併協議においては専門分野に係る議論も多数あり、都道府県職員の委員は、各都道府県の市町村合併支援本部を通じて、庁内の各担当部局にその内容を適切にフィードバックし、またこれに基づいて協議会の場で助言することが必要である。

第3節 幹事会の構成例

例えば、下記の例のような構成（副市町村長（助役）～部長・主管課長級）が考えられる。このほか、協議会と同様の考え方で都道府県職員を幹事としている場合

もある。

役員については、幹事長 1 名、副幹事長複数名等を置くことにより、合併関係市町村全てに役員が配置されることが多い。

【例】

西東京市（新設、2 市）

8 名で構成（両市の企画部長、3 つの専門部会の部会長・副部会長）。

安芸高田市（新設、6 町）

21 名で構成（6 町の助役・教育長・総務課長、安芸たかた広域連合事務局長、高田地区消防組合消防長、高田郡衛生施設管理組合事務局長）。

柏市（編入、2 市町）

16 名で構成（柏市：助役（2 名）、総務部長、企画部長、財政部長、保健福祉部長、環境部長、都市計画部長、生涯学習部長。 沼南町：助役、収入役、総務部長、民生部長、経済環境部長、都市建設部長、教育次長。）。なお、幹事会の諮問機関として「参议会」を設置。参与は 8 名（柏市：人事課長、企画調整課長、事務管理課長、財政課長。沼南町：総務課長、企画課長、財政課長、事務管理課長）

上越市（編入、14 市町村）

14 名で構成（各市町村の助役又は収入役）。

なお、幹事会以下で合併の是非等の議論をすべきではなく、念のため幹事会設置要領等において幹事会の役割を「会長の指示を受け合併協議会に提案する事項についての協議又は調整」に限定することが考えられる。

幹事会での協議事項としては、様々なものが考えられるが、特に事務事業調整の内容等の膨大な事務作業が必要となる項目については、協議会での協議の前に幹事会において十分調整を行っておく必要がある。このように幹事会の果たす役割は重要である。

第 4 節 専門部会の構成例

例えば、下記の構成（部長・主管課長～課長級）が考えられる。役員（専門部会長、専門副部会長等）の配置の考え方は、上記と同様である。

専門部会名	関係所轄課		構成委員
	X 市(町村)	Y 市(町村)	
総務部会			
企画部会			
住民部会			
福祉部会			
産業経済部会			
都市計画部会			
上下水道部会			
建設部会			
教育部会			
議会事務局部会			

第5節 分科会の構成例

例えば、次のような構成（課長～係長級）が考えられる。役員（分科会長、分科会副会長等）の配置の考え方は、上記と同様である。

専門部会	分科会(主な検討課題(例示))	X市(町村)	Y市(町村)
総務部会	財政分科会	財政計画、各施策の財政負担の検討	
	管財分科会	財産の取扱い	
	総務分科会	条例規則整理、広報広聴、宇区域、慣行	
	人事分科会	一般職、特別職の身分の取扱い	
	電算分科会	電算システムの取扱い	
企画部会		事務組織及び機構、合併市町村基本計画	
住民部会	税分科会	地方税、納税関係の取扱い	
	住民分科会	住民窓口業務、諸証明	
	国保分科会	国民健康保険の取扱い、診療所	
	消防分科会	消防団、防災関係の取扱い	
	環境分科会	ごみ収集運搬業務の取扱い、各種衛生施策	
福祉部会	福祉分科会	各種福祉施策、高齢者福祉、児童福祉	
	健康分科会	健康対策の取扱い	
	社協分科会	社会福祉協議会の取扱い	
産業経済部会	農林水産分科会	農林水産業関係事業、農業委員会委員の定数等	
	商工観光分科会	商工・観光関係事業、関係団体・補助金取扱い等	
都市計画部会		都市計画に係る各事業の取扱い	
上下水道部会	水道分科会	水道事業の取扱い(加入金、料金体系等)	
	下水道分科会	下水道事業の取扱い(分担金、負担金、使用料等)	
建設部会	建設分科会	建設関係事業の取扱い	
	住宅分科会	公営住宅の取扱い(使用料等)	
教育部会	学務分科会	学校教育、幼稚園、給食、教育協議会の取扱い	
	社会教育分科会	社会教育関係の取扱い	
	公民館分科会	公民館・集会所、体育施設の取扱い	
議会事務局部会		議員の定数及び任期の取扱い	

第6節 事務局

第1款 構成例

⇒（基本編：第3編第7章第6節第3款）

第2款 職員

合併協議会は、その法的性質上、固有の職員を有しないので、合併関係市町村の職員をもってその事務を処理することになる。

したがって、例えば、合併関係市町村の長が協議により合併協議会の職員の定数及び各市町村の定数配分を定めた上で合併協議会事務局の職員に発令し、

事務に従事させることになる。その給料及び旅費については、それぞれの合併関係市町村が負担すべきであるが、合併協議会の事務のための旅費等は協議会として支給すべきであり、この点、会長及び委員についても同様に解すべきである。

なお、都道府県の市町村合併支援プラン等の中には、市町村からの要望に応じ、合併協議会への都道府県職員の派遣等を行うことが含まれている場合が多い。このような場合、スタッフ的立場で技術的・専門的な助言を行うことやラインの職員として各部門の取りまとめを行うことなどの役割のみでなく、都道府県の合併担当課との連絡調整や、都道府県内の他の合併協議会との情報交換・連携などの役割を果たすことが期待されよう。

第3款 財務

第1項 予算規模

合併協議会の予算規模については、構成市町村の数、規模等、更に、合併協議会においてどのような事業を行うかによって大きく異なる。

一般的には、賃金、旅費、需用費が中心である。

【例】

収入の部

科 目	内 訳
負担金	構成市町村負担金
※都道府県によっては、合併協議会運営に対する補助金を設けている場合がある。	

支出の部

科 目	内 訳
職員手当等	通勤手当
共済費	社会保険料等
賃金	臨時職員賃金
報償費	協議会委員報酬
旅費	普通旅費、費用弁償
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕費
役務費	通信運搬費
委託料	合併市町村基本計画策定支援、条例整理調整、電算システム調査
使用料及び賃貸料	会場使用料
備品購入費	

第2項 各市町村の負担

各市町村の負担額については、人口割等を用いて格差をつけているものもある。

市町村名	負担金の配分方法
西東京市 (新設、2市)	均等
篠山市 (新設、4町)	均等割30% 人口割70%
北秋田市 (新設、4町)	均等割50% 人口割50%
柏市 (編入、2市町)	均等
浜松市 (編入、12市町村)	平成15年度：全額均等割 平成16年度：全額人口割

合併協議会の予算例について、次ページに示す。なお、合併協議会の予算、決算については、協議会における協議事項となるため、各協議会のホームページにおいて資料が掲載される場合が多い。合併デジタルアーカイブ (<http://www.gappei-archive.org/>) の活用により、他事例を参照可能である。

合併協議会の予算例

		人口（人） （平成12年 国勢調査）	収 入（千円）				支 出（千円）														
			負担金	繰越金	諸収入、 県支出金	合計	報酬	職 員 手当等	共済費	賃金	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料及 賃借料、 工事諸費	備品 購入費	負担金、 補 助 及 び 交 付 金	予備費	合計	
西 東 京 市	平成10年度	180,885	27,000		2	27,002				2,478	1,060	1,735	4,067	111	19,495	1,571			1,523	32,004	
	平成11年度		44,000	1	2	44,003				2,194	560	135	5,286	104	32,508	1,724			1,494	44,005	
	〃（法 定）		27,000		2	27,002	3,737				300	338	4,275	695	15,129	622		1,127	779	27,002	
	平成12年度		111,000	1	4	111,005	2,981				10,432	300	16,739	6,938	69,914	1,030		1,863	808	111,005	
	合 計					209,012															214,016
篠 山 市	平成 8年度	46,325	6,600		1	6,601		315	115	1,072	160	1,211	2,511	162		228	808	18	1	6,601	
	平成 9年度		27,380		1	27,381		571	187	1,372	2,720	564	2,818	188	17,779	480	588	43	71	27,381	
	平成 10年度		10,180	2,247	1	12,428		597	244	1,462	1,032	1,042	4,877	860	1,683	554		30	47	12,428	
	合 計					46,410														46,410	
北 秋 田 市	平成 15年度	42,050	17,997		3	18,000	800		39	267		1,780	1,883	333	11,050	773	734		341	18,000	
	平成 16年度 （補正後）		18,497	13,644	7,922	40,063	3,218		231	1,598	250	2,104	9,874	1,899	15,325	4,004	964		596	40,063	
	合 計					58,063														58,063	
柏 市	平成 15年度	373,778	40,000		10,002	50,002	2,080			2,000	130	510	11,150	8,500	18,000	5,250	200	100	2,082	50,002	
	平成 16年度		40,000	5,000	2	45,002	1,344			1,000	30	574	14,500	9,504	11,500	5,100	100	125	1,225	45,002	
	合 計					95,004														95,004	
浜 松 市	平成15年度	786,306	60,000			60,000	4,407			1,563	1,500	3,142	5,250	1,341	35,570	6,036	1,011	60	120	60,000	
	平成 16年度 （補正後）		140,000	9,999	1	150,000	5,608			3,125	600	1,481	5,391	1,998	122,630	9,014		30	123	150,000	
	平成17年度			38,400		38,400	273			757		1,659	1,183	45	33,036	494	300		653	38,400	
	合 計					248,400														248,400	

※北秋田市、柏市、浜松市は法定合併協議会のみの予算

第3編 合併協議会の事務の流れ

第1章 特に留意すべき点について

⇒（基本編：第3編第7章第5節、11～12節）

合併協議会の事務の流れにおいて、特に留意すべき点として、以下のような事項が挙げられる。

- 適切なスケジュールを作成し、その管理に留意する。
- 合併協議会において協議すべき事項と、幹事会、専門部会等において調整する事項の整理を行うことで、合併協議会において協議すべき事項を合併に係る重要事項等に絞り込み、効果的・効率的な協議を進める。
- 協議会運営全般にわたり、先行事例（特に地域特性や合併関係市町村数などが類似した事例）の情報を収集し、参考とする。
- 協議の透明性を高め、住民や地域団体等に積極的・効果的な情報提供を行う。
- 近年、合併協議等を行ってきた団体においては、その経験と蓄積を活かした取組みを行う。

第2章 合併協議会設置の準備期間

⇒（基本編：第3編第7章第5節）

各市町村の合併担当課長及びそのスタッフからなる合併協議準備会をできるだけ早く立ち上げる必要がある。先進合併事例の資料等を収集・勉強することにより、早急に合併協議の全体像を把握するとともに、合併協議会設置後直ちに本格的な作業に取りかけられるよう、以下の作業を行う必要がある。

（準備期1ヶ月目）

- ① 協議会事務所の確保
- ② 委員・議員・職員のための合併研修会の準備
- ③ 協議会委員の合併市町村視察の準備
- ④ 協議会会長人選の支援
- ⑤ 協議会委員人選の支援
- ⑥ 協議会規約案の作成
- ⑦ 各市町村へ協議会設置議案提出の要請
- ⑧ 事務局予算案の作成
- ⑨ 各市町村の負担金額案の作成
- ⑩ 各市町村へ協議会関係補正予算案提出の要請
- ⑪ 当該協議会と地域特性、合併関係市町村数等が類似していると考えられる合併

市町村や、同じ都道府県内の合併市町村など、先進事例における合併協議の進め方等に係る情報の収集

(準備期 2 ヶ月目一市町村議会における協議会設置議案議決後)

- ① 協議会設置及び規約の告示
- ② 協議会設置の都道府県知事届出
- ③ 幹事会、専門部会、分科会の人選
- ④ 幹事会、専門部会、分科会の設置要領の作成
- ⑤ 事務局設置規程の作成
- ⑥ 委員・議員・職員のための合併研修会の実施
- ⑦ 合併協議会だより準備、ホームページの立上げ
- ⑧ 市町村広報紙への掲載依頼
- ⑨ ポスター、パンフレット等の作成
- ⑩ コンサルタントの選定
- ⑪ 協議会委員の合併市町村現地調査の実施 (※ 協議会設置後に実施すること、又は現地調査は実施せず上記⑥の研修会等で代替することも考えられる。)

また、以下の資料を具体的に作成し事前に職員に周知することにより、全職員が組織体制及び作業の全体像・目的・内容・手順を明確に理解できるようにする必要がある。

- ① 組織体系図 ⇒ (第 2 編第 4 章第 1 節)
- ② 職員配置図 ⇒ (基本編：第 3 編第 7 章第 6 節第 2 款・第 3 款、実務編：第 2 編第 4 章第 3 節～第 5 節)
- ③ スケジュール表 ⇒ (巻末の別添「合併協議スケジュール表」、第 3 章第 1 節第 2 款、第 3 章第 2 節)
- ④ 策定(協議)フロー ⇒ (第 3 章第 1 節第 1 款、第 3 章第 2 節)
- ⑤ 資料作成処理フロー ⇒ (第 3 章第 1 節)
- ⑥ その他

【例】

浜松市

法定合併協議会の設置に向けて、基本的な事項について調整を行う合併協議会設置準備会(委員：関係市町村長、オブザーバー委員：静岡県西部県行政センター所長及び北遠県行政センター所長、事務局：浜松市)を設置し、4 回の会議を行った。各回での議事は次のとおり。

■ 第 1 回合併協議会設置準備会(平成 15 年 6 月 10 日)

- 1 準備会規約について
 - (1) 準備会規約について
 - (2) 副座長の指名について
- 2 合併協議会について
 - (1) 合併協議会規約(案)について
 - (2) 協議会委員の選任について
 - (3) 合併協議会のスケジュールについて
 - (4) 合併協議会負担金(案)について
 - (5) 合併協議会設置議案について

(6) 協議会の事務所及び事務局体制について

■第2回合併協議会設置準備会（平成15年6月27日）

- 1 学識経験者委員（市町村推薦者）の選任について
- 2 合併協議会規約(案)及び負担金(案)について
- 3 合併協議会設置までのスケジュールについて
- 4 その他

■第3回合併協議会設置準備会（平成15年8月21日）

- 1 合併協議会設置議案上程市町村の確定について
- 2 協議会委員の選任について
- 3 平成15年度合併協議会事業計画について
- 4 協議事項について
- 5 平成15年度合併協議会予算について
- 6 今後の予定について

～ この後、12市町村の枠組みによる合併協議会設置議案を各市町村議会が議決（8月26日～9月26日）

■第4回合併協議会設置準備会（平成15年9月29日）

- 1 会議運営に関する申合せ事項について
- 2 関係市町村長協議事項
 - (1) 学識経験者委員の選任について
 - (2) 会長及び副会長の選任について
 - (3) 事務局職員について
- 3 会長専決事項
 - (1) 会長職務代理副会長の指定について
 - (2) 諸規程について
- 4 協議会議決事項
 - (1) 監事の委嘱について
 - (2) 会議運営規程について
 - (3) 小委員会規程について
- 5 その他
 - (1) 協議会の日程について
 - (2) 第1回天竜川・浜名湖地域合併協議会の議事について
 - ア 基本4項目について
 - イ 新市建設計画策定の基本的な考え方について
 - ウ すり合わせの基本方針について
 - エ 新市の情報システムについて

～第4回準備会と同日（9月29日）、天竜川・浜名湖地域合併協議会設置（第1回会議は10月6日）

第3章 合併協定項目及び合併市町村基本計画の協議期間

⇒（基本編：第3編第7章第12節第2款）

合併協議は、基本編第3編第7章第12節で示したとおり、主に「合併市町村基本計画の作成に関すること」「合併協定項目1（基本4項目）」「合併協定項目2（合併特例新法に定める協議事項）」及び「合併協定項目3（その他必要な協議事項）」の4分類について、並行して協議していくこととなる。

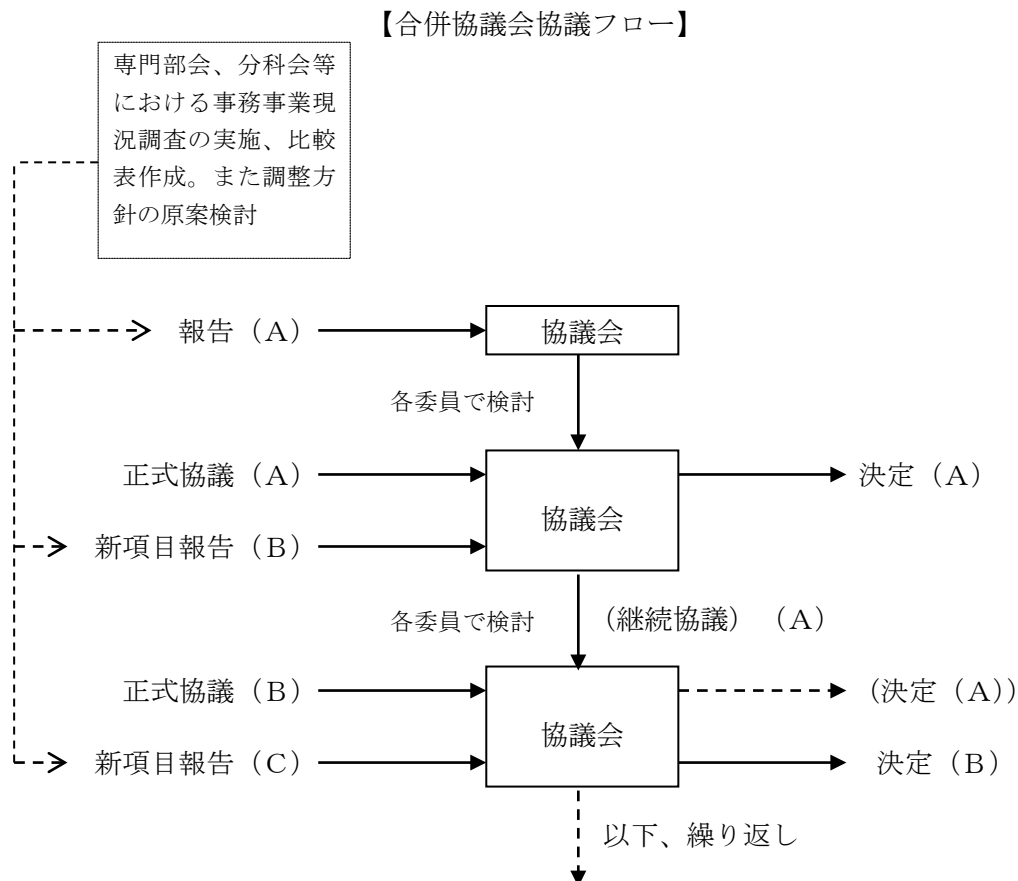
第1節 合併協定項目の協議

合併協定項目の内容等については、後述する。⇒（第4編）

ここでは、調整案の取りまとめ及び協議の流れについて概観する。

第1款 事務の流れ

合併協定項目の協議における事務の流れは、次の通り。



（流れの概要）

- ① 各合併関係市町村の事務現況を把握し、比較の上、調整原案を作成。
- ② 合併協議会（又は小委員会）で、各合併関係市町村の現状の報告及び調整案について資料提出し、説明。
- ③ 次回の協議会まで、各委員において検討。
- ④ 次回開催案内と同時に、事務現況調査票の「調整方針」欄に、合併協定書に記すべき表現（調整案）を入れて、協議会資料を事前送付。
- ⑤ 協議会正式協議の際、各委員が意見を持ち寄って協議し、決定。（場合により継続協議）

合併協議会では、まず、項目群Aの現況調査報告及び調整案について事務局より資料提出し、説明をする。これを各委員において検討し、次回協議会で決

定（場合により継続協議）する。このとき、次の項目群Bの現況調査報告及び調整案について資料提出し、説明をする…というサイクルの繰り返しにより、項目を一つずつ着実にこなしていくことが適当である。

なお、協定項目については、ある程度柔軟に、幹事会で調整の整ったものから順に協議会に資料提出することが必要であるが、協定項目相互間の関連性なども意識しながら、同時に提出する項目の整理等を行っていく必要がある。

第2款 スケジュール案の作成

上記のサイクルを前提に、事務局用のスケジュール案を作成する必要がある。その例は、次の通り。

	合併協議会	幹事会	専門部会、分科会
設置準備期間 ～		*合併協定項目案の事前協議 *協定項目のグループ分けの検討	*事務局とともに、事務事業現況調査を実施し、比較表を作成。 また調整方針の原案を順次検討
○月	*協定項目の決定		*基本4項目(合併の方式、合併の期日、新市町村の名称、新市町村の事務所の位置)の資料調整 *協定項目A群(仮称)の調整原案調整
○月	(中旬) *基本4項目提案、以後順次決定 *協定項目A群(仮称)報告	(上旬) *基本4項目の資料調整 *協定項目A群(仮称)事前協議 (下旬) *協定項目B群(仮称)事前協議	(中旬) *協定項目B群(仮称)の調整原案調整
○月	(上旬) *協定項目A群決定、あるいは一部継続協議 *協定項目B群(仮称)報告 (下旬)【第9回】 *協定項目A継続協議分報告(・決定) *協定項目B群決定、あるいは一部継続協議 *協定項目C群(仮称)報告	(上旬) *協定項目C群(仮称)事前協議 (中旬)【第9回】 *協定項目Aの継続協議分の扱い検討 *協定項目C群(仮称)事前協議	(上旬) *協定項目C群(仮称)の調整原案調整 (下旬) *協定項目D群(仮称)の調整原案調整
	※以降、全ての協定項目が整うまで、上記のサイクルを繰り返す。		
○月	(上旬) *全ての調整項目、合併市町村基本計画を決定 (下旬) *協定書の取りまとめ報告 合併に関する具体的な判断材料取りまとめ・公表	(中旬) *協定書の取りまとめ事前協議	(上旬) *協定書の取りまとめ原案調整 (下旬) *今後の予定案調整

	合併協議会	幹事会	専門部会、分科会
○月	(中旬) * 協定書の取りまとめ決定 * 調印式概要説明 * 今後の予定報告	(上旬) * 調印式概要協議 * 今後の予定協議 (下旬) * 調印式概要確認 * 今後の予定確認	
○月	(上旬) * 協定書調印式		
その後、合併の申請を行った場合	(随時、必要に応じ) * 事務事業調整のうち、細部にわたる調整結果の報告等	(随時、必要に応じ) * 事務事業調整のうち、細部にわたる調整の決定	(随時、必要に応じ) * 事務事業調整のうち、細部にわたる調整

例えば、協定項目 A 群と協定項目 A 群に関連する事務事業の現況調査報告及び調整案の資料作成及び説明のためには、これに関わる事務事業を所管する専門部会が事前に作成した事務事業の現況調査及び調整原案を再度確認した上で、幹事会に提出する。

幹事会においては、調整原案の複数の選択肢から最適のものを選択した上で（ただし、重要項目（⇒基本編：第 4 編）については、事務レベルの調整にならない場合もある）、事務事業を取捨選択し、住民に直接影響のある事務事業や政策的に重要な事務事業等を協定項目 A 群の具体的内容として協議会に提案するという運びになる（これ以外の事務事業の調整は、その重要度に応じて、副市町村長（助役）決裁・部長決裁・課長決裁の 3 段階に分かれる）。

期間としては、協議会の協議の状況や、協定項目の種類によって様々であるが、例えば、専門部会から幹事会、幹事会から協議会の間の事務作業期間をそれぞれ 10 日間とし、約 20 日間で協議会に持ち込むのを目安とすることが考えられる。この場合、協議に要する期間と事務作業量を考慮して、協定項目の適切なグルーピング（群）をする必要がある。

【例】

浜松市

浜松市では、3,275 件の事務事業調整の優先順位を決定するため、A、B、C の 3 つのランクに分類し、合併協議会の了承を得て進めた。

- ・ ランク A …… 住民生活に大きな影響を及ぼす事項（1,423 件）

合併協議会で協議を行う

- ・ ランク B …… 住民生活に大きな影響はないが、調整に困難を要する事項（494 件）

幹事会で協議し、合併協議会で承認する

- ・ ランク C …… 住民生活に影響がなく、調整が容易または不要な事項（1,358 件）

専門部会で協議し、幹事会を経て、合併協議会で承認するもの。

また、法定協議会の開催期間をⅠ期（全体把握）、Ⅱ期（協議）、Ⅲ期（仕上げ）の計 3 期に分け、合併協定項目及び新市建設計画に係る協議は 1 年でまとめる旨の計画を事前にとりまとめ、合併協議会に臨んだ。 ⇒（基本編第 3 編第 7 章第 1 2 節の事例紹介で図示）

那須塩原市

協定項目を以下のように８つにグループ分けした上で、第２回協議会において協定項目等について協議した。また、合わせて、協定項目の調整も含む、合併協議会全体のスケジュール案も示した。⇒（巻末合併協議スケジュール表（例））

なお、協議会は月末に開催し、その１ヶ月前の月末までに分科会から専門部会に報告し、専門部会は協議会上程月の上旬に内容を確定して幹事会へ報告することを基本としていた。

●基本４項目（第 回合併協議会で報告） （１）合併の方式 （２）合併の期日 （３）新市の名称 （４）新市の事務所の位置	●F群（第 回合併協議会で報告） （23）各種事務事業の取扱い （23-1）国際交流事業 （23-2）電算システム事業 （23-3）広報広聴関係事業 （23-4）納税関係事業 （23-5）消防防災関係事業 （23-6）交通関係事業 （23-7）窓口業務 （23-8）保健衛生事業 （23-9）障害者福祉事業 （23-10）高齢者福祉事業 （23-11）児童福祉事業 （23-12）保育事業 （23-13）生活保護事業 （23-14）その他の福祉事業
●A群（第 回合併協議会で報告） （５）財産及び債務の取扱い （６）議会の議員の定数及び任期の取扱い （７）農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
●B群（第 回合併協議会で報告） （８）地方税の取扱い （９）一般職の職員の身分の取扱い （10）特別職の身分の取扱い （11）条例・規則等の取扱い	
●C群（第 回合併協議会で報告） （12）事務組織及び機構の取扱い （13）一部事務組合等の取扱い （14）使用料、手数料等の取扱い	●G群（第 回合併協議会で報告） （23-15）健康づくり事業 （23-16）ごみ収集運搬業務事業 （23-17）環境対策事業 （23-18）農林水産関係事業 （23-19）商工・観光関係事業 （23-20）勤労者・消費者関連事業 （23-21）建設関係事業 （23-22）上・下水道事業 （23-23）市立学校の通学区域 （23-24）学校教育事業 （23-25）文化振興事業 （23-26）コミュニティ施策 （23-27）社会教育事業 （23-28）社会福祉協議会 （23-29）その他事業
●D群（第 回合併協議会で報告） （15）公共的団体等の取扱い （16）補助金・交付金等の取扱い （17）町名・字名の取扱い （18）慣行の取扱い	
●E群（第 回合併協議会で報告） （19）国民健康保険事業の取扱い （20）介護保険事業の取扱い （21）消防団の取扱い （22）行政区の取扱い	

もちろん、実際には協議会でさまざまな意見が出ることが予想され、継続協議となる項目もいくつか出てくるのがむしろ普通である。しかし、少なくとも事務的には、どのような短い間隔で協議会が開催されようとも（２週間～１か月間隔が多いようである）、即応できるだけの体制・準備を十分しておく必要があり、そのためにも第３款において示す事務事業現況調査等の事前準備は重要である。

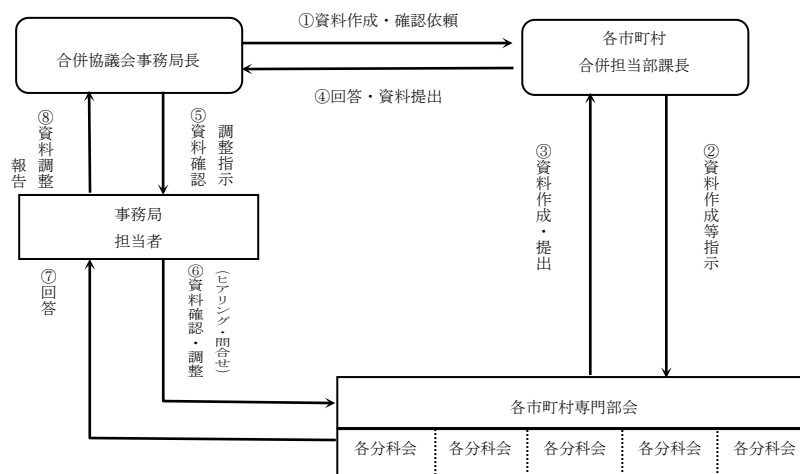
第３款 事務現況調査票の実施

上記のとおり、合併協定項目協議のためには、その前提として各合併関係市町村の事務現況を把握し、比較の上、調整原案を作成しておく必要がある。これにはかなりの作業量を必要とするため、合併市町村基本計画案の作成などと並行してできるだけ早い時期（協議会設置の準備期間等）から作業を開始する

ことが適当である。

具体的には、次に例示する資料作成処理フローにしたがい、事務局長から、各市町村の合併担当部課長に調査票の様式を示し、事務事業の洗出し・資料作成を依頼する。

【資料作成処理フロー】



- ① 事務局長からの資料作成・確認依頼は、例えば各市町村合併担当部課長（幹事会幹事・専門部会長）を窓口として行う。
- ② 各市町村合併担当部課長は、照会項目に応じて、関係課長（専門部会委員・各分科会長）に資料作成等を指示する（※関係課長の指示により、担当者（分科会委員）は、他市町村の担当者と連絡をとり合い、照会事項等に回答する。）。
- ③ 担当者が作成した資料は、合併担当部課長がとりまとめる。
- ④ 合併担当部課長は、期日までに依頼された資料を事務局長に提出する。
- ⑤ 事務局長は、事務局担当者に提出された資料の確認、調整等を指示する。
- ⑥ 事務局担当者は、必要に応じて担当者（分科会委員）に照会・面談し、資料調整を行う。
- ⑦ 担当者は、事務局からの照会事項に対し、回答・説明する。
- ⑧ 事務局担当者は、資料を調整の上、事務局長に報告する。

各専門部会の指示を受けた各分科会は、まず各市町村で様式に記入した後、市町村間で突合し、話し合いの上、とりあえずの調整原案を作成する。調整原案は一つにする必要はなく、むしろ本協議に入るまでは複数の選択肢を提案しておく方が事務方の負担は軽くなり、書類作成も円滑に進むであろう。また、この選択肢の中で、事務レベルの考え方として優先順位を付けることも考えられる。こうして上がってきた様式を専門部会で精査・調整の上、事務局に提出する。

ただし、合併関係市町村の数が多かったり、交通の便等により各分科会レベルで頻繁な会合を持ちづらい場合には、調整原案の作成レベルを専門部会（又は幹事会）に引き上げることも考えられる。また、作業の進捗状況がはかばか

しくないときは、事務局職員を増員し、事務局主導で作成した内容を各専門部会・分科会で確認する手法に切りかえるなど、臨機応変に対応する必要がある。
様式例は、次の通りである。

【事務現況調査票様式例】

〇〇部会 〇〇業務		行政制度等の現況		様式1
項 目	現 況		課 題	調 整 方 針
	X市(町村)	Y市(町村)		

これに加えて、各部会にまたがる共通事務事業（総合計画等、一部事務組合、その他の出資金等、行政委員会、附属機関等、公共団体等、事業費補助金等、団体運営補助金等）について、別途次の様式例により作成を依頼する。調査様式の記入及び調整原案の作成の流れは、上記と同様である。

【共通事務事業様式】

調整方針策定用個表							様式 2
部会		業務		担当			
現 況							
X市(町 村)			Y市(町 村)				
区分			区分			調整 方針	
区分			区分			調整 方針	
区分			区分			調整 方針	
区分			区分			調整 方針	
区分			区分			調整 方針	
区分			区分			調整 方針	
区分			区分			調整 方針	

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 1.総合計画等（名称、計画の目的、根拠法等を記載） | 2.一部事務組合等（名称、負担金、根拠法等を記載） |
| 3.その他の出資金等（名称、金額等を記載） | 4.行政委員会（名称等を記載） |
| 5.附属機関等（名称、組織構成、年間予算、根拠法等を記載） | 6.公共の団体等（名称、組織構成、年間予算、根拠法等を記載） |
| 7.事業費補助金等〔補助事業名、金額等を記載〕 | 8.団体運営補助金（団体名、金額等を記載） |
- ※区分欄には上記の番号を記入

事務局では作業進行をこまめに督促するとともに（このためにも事務局には各部局のキーパーソンの人材を配置すべきである）、各専門部会から提出のあった様式について、記入レベルの統一や調整内容のチェック及び全体との整合性を図った上で、取りまとめる必要がある。

なお、近年、合併の検討を行ってきたが合併に至らず、今回、改めて合併協議を行う場合においては、これまでの作業の蓄積を有効に活用することが考えられるが、前回検討後に変化があった点等について、漏らさず修正し、再調整

を行う必要がある。

第4款 専門部会・分科会

専門部会・分科会の組織とそれぞれの協定項目との対応関係は、例えば次の表の通りである。

各専門部会・分科会作業内容（例）

専門部会 作業部会 分科会		財産の取扱い	議会の議員の定数及び任期の取扱い	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い	地方税の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い	特別職の身分の取扱い	条例・規則等の取扱い	事務組織及び機構の取扱い	一部事務組合等の取扱い	使用料手数料等の取扱い	公共的団体等の取扱い	補助金・交付金等の取扱い	町名・字名の取扱い	慣行の取扱い	国民健康保険事業の取扱い	介護保険事業の取扱い	消防団の取扱い	各種事務事業の取扱い	合併市町村基本計画	備考
総務部会	財政分科会	○				○					○	○	○	○			○	○		○	◎	
	管財分科会	◎																		○	○	
	総務分科会				○			◎	○	○			○	○	◎	○				○	○	
	人事分科会						◎	◎		○	○									○	○	
	電算分科会																			○	○	
企画部会					◎					◎	○									○	◎	
住民部会	税分科会					◎						○	○	○						○	○	
	住民分科会											○	○	○						○	○	
	国保分科会																◎			○	○	
	消防分科会													○				◎	○	○	○	
	環境分科会											○	○	○						○	○	
福祉部会	福祉分科会											○	○	○			◎		○	○	○	
	健康分科会											○	○	○			○		○	○	○	
	社協分科会												○	○						○	○	
産業経済部会	農林水産分科会			◎								○	○	○						○	○	
	商工観光分科会											○	○	○						○	○	
都市計画部会																				○	○	
上下水道部会	水道分科会											○								○	○	
	下水道分科会											○								○	○	
建設部会	建設分科会											○								○	○	
	住宅分科会											○								○	○	
教育部会	学務分科会																			○	○	
	社会教育分科会											○	○	○						○	○	
	公民館分科会											○	○	○						○	○	
議会事務局部会			◎						○											○	○	

※各分科会に関連度が高いと考えられる項目に◎及び○印を付けているが、空欄の項目であっても、関連する部分があれば、併せて検討する必要がある。

上記の項目群の協議のときには、各専門部会・分科会が自己の所管に該当するものがあるかどうかを事務局とともにチェックし、早目早目に作業を進める必要がある。

なお、それぞれの合併協定項目の内容や住民説明会等については後述する。

⇒（第4編、第6編第1章・第2章）

第2節 合併市町村基本計画案の作成

合併市町村基本計画案については、将来のまちづくり全般に関わるため、全部の専門部会・分科会が関係するが、特に中心となるのは、上記の例では企画部会と財政計画を策定する総務部会財政分科会であり、これと事務局が密接な連携の下に素案を作成する必要がある。

合併市町村基本計画の内容や住民意向調査・住民説明会等については、後述する。

⇒（第5編、第6編第1章・第2章）

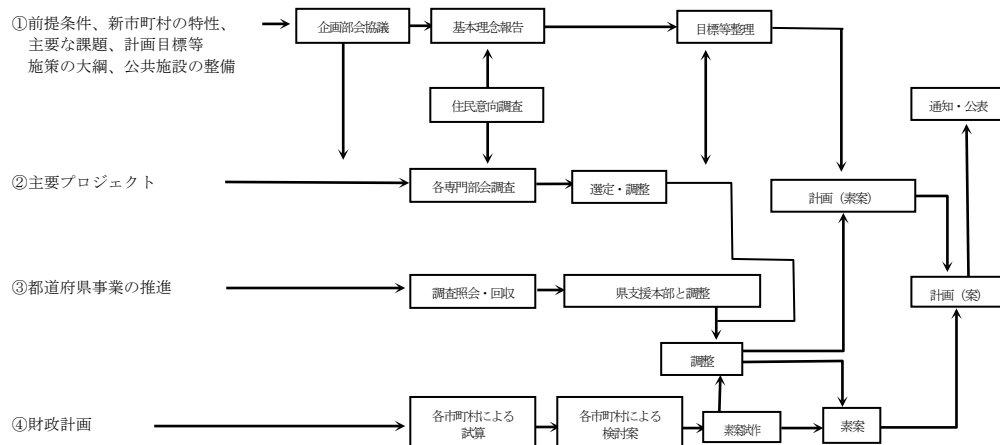
策定スケジュールについては協議会によって様々であるが、一般化したスケジュール表の例は、下記の通りである。

【合併市町村基本計画案策定スケジュール（例）】

《合併市町村基本計画》	素案	作成	調整	まとめ
1. 前提条件	←→			
2. 新市町村の特性	←→			
3. 主要な課題	←→			
4. 計画目標				
理念・将来像	←→			
人口・世帯	←→			
土地利用	←→			
都市構造	←→			
基本目標	←→			
ゾーニング	←→			
5. 施策の大綱	←→			
6. 主要プロジェクト	調査	←→		
7. 県事業の推進	調査	←→		
8. 公共施設の整備				
9. 財政計画	各市町村作業	試作	素案	まとめ
合併協議会	○	○	○	○
幹事会	○	○	○	○
都道府県協議	○	○	○	○
住民説明会	○	○	○	○
住民意向調査	●			
※ 主要な課題、将来像、主要プロジェクト等について、住民意向を反映するためアンケート調査を実施				

その策定フローは、次の通り。

【合併市町村基本計画案作成フロー】



これを事務作業用に具体化すると、次の表の通りとなる。都道府県との調整は、早い段階からしておく必要がある。⇒（第5編第4章）

【合併市町村基本計画案策定スケジュール（例）】

※6ヶ月で案をまとめようとする場合

	合併市町村基本計画	うち財政計画	備 考	
1ヶ月目	上旬 委託先業者との打ち合わせ ・計画の枠組み、土地利用・都市構造、ゾーニング ・人口・世帯推計 下旬 委託先業者との再調整		中旬 第1回幹事会(立ち上げ) 下旬 第1回協議会(立ち上げ)	
2ヶ月目	上旬 ○第1回専門部会合同会議(企画部会主催) ・計画策定の進め方協議 ・計画目標の検討(人口・世帯、土地利用構想、ゾーニング) ・事業量見込み調査の依頼等 下旬 事業量見込み調査回収	上旬 ○財政分科会開催 ・財政計画策定協力依頼 ・交付税試算作業開始 ・財政問題関係連絡 ※以下、随時連絡調整 (各市町村で作業)	上旬 ○都道府県事業量見込み調査 ・県支援本部へ照会 中旬 第2回幹事会に基本理念部分報告 下旬 第2回協議会に基本理念部分報告 都道府県事業量見込み調査回収	都道府県市町村合併支援本部(以下「県支援本部」という)へ調査 ↓ 調査回収
3ヶ月目	上旬 事業量見込み調査結果整理・調整 中旬 主要プロジェクトの選定・調整作業開始 中・下旬 県支援本部との連絡調整開始(以後、随時) ※随時、各専門部会開催 ※随時、委託先業者と連絡調整	中旬 ↓各市町村財政計画(検討案)作成 ↓事務局へ提出 ↓(事務局調整)	中旬 第3回幹事会に状況報告 下旬 第3回協議会に状況報告	県支援本部との連絡調整 ↓
4ヶ月目	下旬 主要プロジェクト、都道府県事業、公共施設整備等調整 末頃 合併市町村基本計画(素案)作成	中旬 ↓市町村財政計画(素案)試作 ※以下、主要プロジェクト調整状況等を踏まえ、随時見直し調整	中旬 第4回幹事会に状況報告 財政計画(素案)を県支援本部に相談 下旬 第4回協議会に状況報告	↓
5ヶ月目	初旬 計画(素案)調整→幹事会へ 計画(案)策定調整	初旬 財政計画(素案)調整→幹事会へ 財政計画(案)策定調整	上旬 第5回幹事会に素案報告 中旬 計画・財政計画案を県支援本部に説明 下旬 第5回協議会に案報告	県支援本部との連絡調整(県支援本部への事前協議) ↓
6ヶ月目	※各市町村単位で、住民説明会の実施 (調整) (意見等) ↓ 合併市町村基本計画(案)(財政計画(案)含む)を協議会に提案	(同左) (調整) ↓ (同左)	中旬 第6回幹事会に住民説明会結果等を報告(各市町村でとりまとめ)、計画案協議(実質最終) 下旬 第6回協議会に合併市町村基本計画(案)提案	通知・公表

なお、とりまとめた計画案については、合併協定項目の協議が進展した時点で、これに伴う変更点等を修正し、都道府県知事との正式協議等の手続を行うこととなる。

⇒（第5編第4章～第6章）

第4章 合併の調印、廃置分合議案作成、都道府県への申請等の期間

⇒（第7編、第8編）

合併協議会において合併協定書が決定した後、合併調印式を行う（⇒（第6編第6章））。

合併しようとする市町村は、合併（廃置分合）の申請の前に当該市町村議会において廃置分合等に係る議決を経なくてはならないため、事務的にはこの議案を作成することが必要となる ⇒（第7編第2章）。

必要な議案が議決された場合、都道府県へ合併（廃置分合）の申請を行うこととなる ⇒（第7編第3章）。

その後、都道府県における手続き（都道府県議会の議決、都道府県知事による合併（廃置分合）の決定、都道府県知事による総務大臣への届出）を経て、総務大臣による告示が行われることにより、合併はその効力を発揮することとなる ⇒（第7編第4章）。なお、調印から告示に至るまでの近年の平均期間は、約4ヶ月となっている ⇒（第7編第1章）。

なお、市町村議会における議決後、上記のような手続きを進める一方で、「合併準備期間」に入ったと位置づけ、各種作業を進めていくこととなる。 ⇒（第5章、第8編、基本編：第6編第1章）。

第5章 合併準備期間

⇒（基本編：第6編第1章）

合併協議会は、合併協議が終了し、合併協定調印式が行われた後も、合併期日まで組織として存続させるのが通常である。例えば、合併協議終了後に法律改正等に伴い合併市町村基本計画等を変更しようとする場合には、合併協議会は、都道府県知事への協議等必要な手続をとらなければならない。このほか、合併協議会の廃止期日の決定（合併期日の1日前であることが多い）や決算処理方法の確認等のために、調印式終了後も会議が開催される場合がある。なお、合併協議会の廃止については、合併関係市町村の議会の議決を要する（地方自治法第252条の6）。

合併協議会事務局の大部分は、合併準備事務局に移行し、事務の調整、電算システム統合、人事・組織方針の策定、条例・規則等の改正、住民相談、事務所移転等に総括的に携わり、進行管理等を行うこととなる。西東京市の例では、調印式終了後、合併協議会事務局を9名から6名に縮小するとともに、13名からなる合併準備室を設置している。⇒（第7編・第8編）

なお、合併準備期間においては、大半の職員が通常業務を行いながら膨大な合併準備事務を処理していくことが必要となる。上記例のような合併準備室は、重要な役割を果たすこととなる。

第4編 合併協定項目の協議

第1章 合併協議会において議論すべき事項と、その他の事項について

⇒（基本編：第4編第1章）

合併協議会での協議事項となるものは、基本編第4編第1章で示すとおり、合併市町村基本計画、合併協定項目1（基本4項目）、合併協定項目2（合併新法に定める協議事項）、及び合併協定項目3（その他必要な協議事項）であり、うち、主たる協議事項となるのは合併市町村基本計画、合併協定項目1（基本4項目）である。また、合併協定項目3については、特に住民生活に関わりが深い事項や財政的に影響が大きい事項等に絞る必要がある。一方、協定項目相互の関連性が高い場合などもあり、どのような順序で協議していくかという、準備段階からのスケジュール管理を適切に行うことが重要になってくる。

合併協定項目の協議については、次を原則として行うことが適当である。

- ① 住民との情報共有の原則…協議にあたっての情報や、調整方針案に至った理由などについて広く情報を公開し、住民との情報共有に努める。
- ② 一体性確保の原則…新市町村に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
- ③ 住民福祉の原則…住民サービス及び住民福祉の向上に努める。また、地域コミュニティの重視に努める。
- ④ 負担公平の原則…負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- ⑤ 健全な財政運営の原則…新市町村において健全な財政運営に努める。
- ⑥ 行政改革推進の原則…行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
- ⑦ 適正規模準拠の原則…自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

具体的な事務事業のすり合わせに当たっては、次の例のような協議方針を予め定めておくことが考えられる。

【例】

静岡市（静岡市・清水市合併協議会）

すり合わせが必要な項目の方針協議

1 目的

すり合わせが必要な項目の方針協議については、両市民の「合併の是非判断」の具体的な協議材料として、市民生活に深く関わりのある項目に絞り、仮に合併とした場合、市民生活に及ぼす影響等を含め検討することを目的とする。

2 基本的考え方

すり合わせが必要な項目の協議にあたっては、これまでの両市のまちづくりの歩みを尊重しつつ、新市での速やかな両市の融合一本化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

上記を踏まえ、

- ①両市のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併前に一元化すべきものと、合併後一元化を図るもの、合併後も現行どおり存続させるものを明確に区分する。

- ②市民生活に影響のある項目については、試算等を組み込むなど具体的に提示する。
- ③両市民が、等しく高い水準の行政サービスが享受できるようにする。
- ④各項目の基本的方針を協議することとし、詳細については行政事務レベルで調整を図るものとする。

3 協議の視点

すり合わせが必要な項目の協議にあたっては、以下の視点をもってあたるものとする。

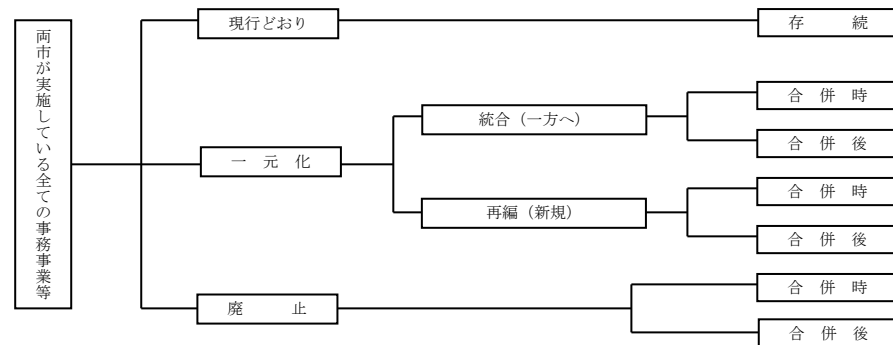
- ①地方分権時代であることを踏まえ、今後、行政はどのようにあるべきかの視点
- ②両市民の理解が得られるかの視点
- ③合併後の新市生活が、より具体的、将来的な向上を目指していけるかの視点

4 具体的調整方針

すり合わせが必要な項目の協議にあたり、具体的な調整方針を次のとおりとする。

- ①合併により、市民生活が向上することを原則とする。
- ②具体的な手数料、使用料等市民が負担する事項については、負担増にならないよう努めるものとし、負担増を伴うものについては、具体的な理由等を明示する。
- ③手当、事業等市民が受けるサービスについては、一元化を図ると共に、向上するように努めるものとする。

事務事業のすり合わせの基本的区分



新潟市（13市町村広域合併時）

12市町村の各種事務事業のうち、主要な227事業について、新潟市のサービスと比較して4区分に評価を行った上で、以下のような各種事務事業調整の原則をとりまとめた。

各種事務事業調整の原則について

1 原則として新潟市の制度に統一する。

理由 12市町村の各種事務事業を評価すると、新潟市のサービス水準が上回っているものが52.0%を占め、逆に低いものは8.4%であることから、新潟市の制度に統一することで住民サービスの向上が図られる。

また、この場合においても、新潟市のサービス水準が他市町村より低いものを一定水準に引き上げることや、新潟市以外の制度で新市全体として取り組むべきと思われる制度についても十分検討する必要がある。

12市町村各種事務事業評価概要			
新潟市のサービス水準が他市町村より低いもの	19件	8.4%	
新潟市と他市町村のサービス水準が同等のもの	50件	22.0%	
新潟市のサービス水準が他市町村を上回っているもの	118件	52.0%	
新潟市と他市町村のサービス水準で上下が混在するもの等	40件	17.6%	
	227件	100.0%	

2 関係市町村の制度のうち、合併後ただちに統一することで住民生活に非常に大きな影響をもたらすものについては、一定の期間、激変緩和措置を設ける。

理由 関係市町村の制度で、新潟市の制度にただちに統一すると住民生活や利用者負

担に急激な変化をもたらすものについては、経過措置を設けることでその影響を緩和する必要がある。

- 3 関係市町村の独自の施策については、「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、調整に努める。合併後、一定の段階で改めて調整するものとする。

理由 関係市町村においては伝統や文化、あるいは地域コミュニティに基づいて独自に推し進めてきた事務事業があり、それらは地域に密着したものであることから「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、将来の区制も念頭に置きながら存続について十分検討する必要がある。

また、地域を限定して存続とした場合、合併後、政令指定都市への移行の状況などを見ながらその内容について検討していく必要がある。

合併協定項目は、最終的に合併協定書としてとりまとめられ、それに基づいて合併の調印が行われることとなる。協定項目については、各協議会によって様々であり、合併デジタルアーカイブ等を用いて様々な事例を参考とされたい。

合併協定項目の例を以下に示す。なお下表において「26 各種事務事業の取扱い」の中の枝番で示しているものについては、各地域における特性等を勘案し、14～25 と同じレベルで扱うことも考えられる。

合併協定項目（例）注 1

市 町 村 名		西東京市	南部町 (青森県)	安芸高田市	日田市	浜松市	上越市
人口 (H17国調)		189,749人	21,553人	33,090人	74,159人	804,067人	208,083人
合併方式、関係市町村数		新設、2 団体	新設、3 団体	新設、6 団体	編入、6 団体	編入、12団体	編入、14団体
合併年月日		H13.1.21	H18.1.1	H16.3.1	H17.3.22	H17.7.1	H17.1.1
協	01 合併の方式	○	○	○	○	○	○
	02 合併の期日	○	○	○	○	○	○
	03 新市(町村)の名称	○	○	○	○	○	○
	04 新市(町村)の事務所の位置	○	○	○	○	○	○
	05 財産及び債務の取扱い	○	○	○	○	○	○
	06 議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	○	○	○	○	○
	07 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	○	○	○	○	○
	08 地域審議会、地域自治区、合併特例区の取扱い		○	○	○	○	○
	09 地方税の取扱い	○	○	○	○	○	
	10 一般職の職員の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
	11 特別職の身分の取扱い	○	○	○	○	○	○
	12 条例、規則等の取扱い	○	○	○	○	○	
	13 事務組織及び機構の取扱い	○	○	○	○	○	○
	14 一部事務組合等の取扱い	○	○	○	○	○	○
	15 使用料、手数料等の取扱い	○	○	○	○	○	
	16 公社・第三セクター等の取扱い			○	○		○
	17 公共的団体等の取扱い	○	○	○	○	○	
	18 補助金、交付金等の取扱い	○	○	○	○	○	
	19 町・字の区域及び名称の取扱い	○	○	○	○	○	○
	20 慣行の取扱い	○	○	○	○	○	○
定	21 国民健康保険事業の取扱い	○	○	○	○	○	
	22 介護保険事業の取扱い	○	○		○	○	
	23 消防団の取扱い	○	○	○	○	○	
	24 行政区 (政令市の区ではなく、コミュニティの単位) の取扱い		○	○	○		
	25 政令指定都市、中核市移行等に関する事項の取扱い					○	
	26 各種事務事業の取扱い	○	○	○	○	○注2	○注2
	26-01 男女共同参画事業	○			○		

第2章 合併の方式 《合併協定項目1》

⇒（基本編：第4編第2章第1節）

第3章 合併の期日 《合併協定項目1》

⇒（基本編：第4編第2章第2節）

合併による法人格消滅に伴う決算については、出納整理期間はなく、即日決算であることなども具体的な期日を設定する際には考慮する必要がある。例えば、4月1日に新市町村を発足させる団体は過去から多いが、年度末は納入・支払いが集中するため、伝票整理や決算処理に苦勞することが多いようである。

第4章 新市町村の名称 《合併協定項目1》

⇒（基本編：第4編第2章第1節・第3節）

新設合併の場合や町村が編入合併により市となる場合には廃置分合の処分の際に名称が併せて決定されるので、特段の手続は不要であるが、これ以外の編入合併に伴い市町村の名称を変更する場合には、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例でこれを定める必要がある（地方自治法第3条第3項、第4項）。

第5章 新市町村の事務所の位置 《合併協定項目1》

⇒（基本編第5編第1章第1節・第4節）

第1節 既存の市町村の事務所を使用する場合

合併により議員及び職員の数が増えることに伴い、議会の議場や執務室を改修する必要がある場合がある。このような財政需要に対応するため、国の財政支援措置として、合併する前に改修を行うのであれば、合併移行経費に対する特別交付税措置が講じられている。また、合併後に改修を行うのであれば、地方債を充てるほど大がかりなものは合併推進債を、その他、合併直後の臨時的経費に対して普通交付税（合併補正）による財政措置が講じられている。

第2節 新しい市町村の事務所を使用する場合

新しい庁舎を建設する場合には、一般単独事業債対象事業の庁舎整備に係る範囲内で（いわゆる豪華な庁舎等の基準外の部分は対象とならない）合併推進債を充てることができる。

新しい庁舎を建設する場合には、その位置はもとより、建設の必要性やその規模等が適正なものかどうかなどについて、十分に住民への説明を行い、その理解を得ていく必要がある。

また、新庁舎の建設の有無に関わらず、基本編において示したとおり、本庁舎と

ならない旧役所・役場の機能や空きスペースの活用方法などが本協定項目と関連してくるため、協定項目「事務組織及び機構の取扱い」と関連づけて協議していくことが考えられる。

なお、旧庁舎を除却しない場合には、たとえ支所として機能させるとしても建物の大部分が空きスペースとなり、これをどのように活用するかも検討が必要である。特に旧庁舎と新庁舎の位置する地域が全く異なるときには、旧庁舎エリアの住民の意見等を十分に踏まえ、その有効活用を図ることが重要である。具体的には、旧庁舎を生涯学習センターや市民交流センター、ミニ図書館などに、旧議場をミニホールなどとして活用している事例がある。

第6章 財産の取扱い 《合併協定項目1》

⇒（基本編：第4編第3章第3節）

第7章 議会の議員の定数及び任期の取扱い 《合併協定項目2》

⇒（基本編：第4編第3章第1節）

市町村の議会の議員の定数は、地方自治法第91条第2項の規定に基づき、人口を基準に算定されることとなっており、合併が行われた場合には、基本的にはこの原則に基づいて新しい市町村の人口を基準として定数が算定されることとなる。

【参考】

市町村議会の議員の定数の上限（地方自治法第91条第2項）

（市）

・人口5万未満	26人
・人口5万以上10万未満	30人
・人口10万以上20万未満	34人
・人口20万以上30万未満	38人
・人口30万以上50万未満	46人
・人口50万以上90万未満	56人
・人口90万以上	56人に、人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を加えた数（最大96人）

（町村）

・人口2千未満	12人
・人口2千以上5千未満	14人
・人口5千以上1万未満	18人
・人口1万以上2万未満	22人
・人口2万以上	26人

議員の身分についても、原則としては、「編入合併における編入する市町村」においては、市町村の法人格がそのまま存続するため、当該議員は失職せず、通常は手当の必要はない。これに対して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、当該議員は失職することとなる。

しかし、議会議員の身分に関する上記のような取扱いは、市町村の合併という特

殊な事情を勘案すると、すぐには原則通りの定数によりがたい場合がある。例えば、地方自治法第 91 条第 2 項に定める議員定数の上限数は、人口の増加に従い人口 1 人当たりの数が少なくなるように定められているため、合併関係市町村の議会議員の定数の合計数と比較すると、合併後の合併市町村の議会議員の定数は著しく少なくなることが予想される。

このため、合併新法では、旧合併特例法から引き続き、市町村の自主的な合併を促進するために、激変緩和的な措置として、合併後の市町村議会議員の定数や在任期間に係る特例措置を定めている。

なお、近年は、地域住民の意向や行財政改革の観点等から特例を適用しないケースも増えている。

第 1 節 新設合併

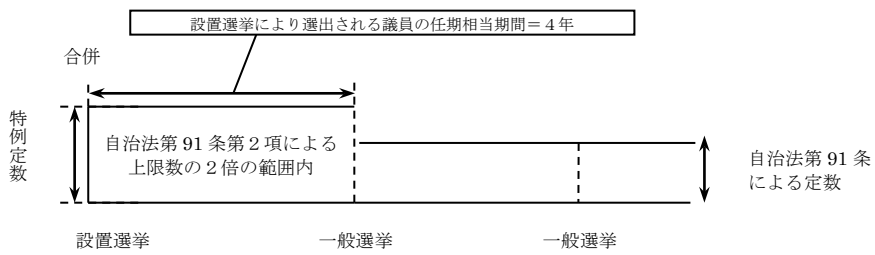
A 町と B 町を廃し、その区域をもって新たに C 町を設置するような場合、原則としては、A 町と B 町の法人格は消滅することになり、新たに法人格をもった C 町が地方自治法第 91 条の規定により、合併市町村の人口に基づいて新定数を算定し、条例を制定する必要がある、A 町と B 町の議会の議員は全て失職することとなる。

この場合、地方自治法第 7 条第 6 項の市町村の設置の告示による市町村の設置の日から 50 日以内に、同法第 91 条第 2 項による合併市町村の人口に基づき算出された定数に基づき、新市町村の議会議員の選挙を行うこととなる（公職選挙法第 33 条第 3 項、第 117 条）。

これに対する合併新法上の特例は、次の通りである。

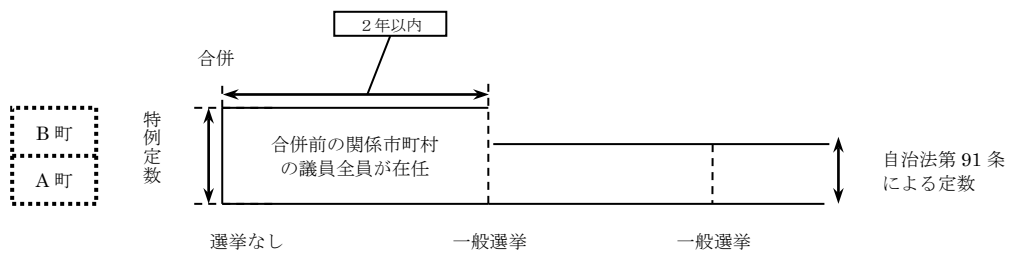
第 1 款 定数特例（合併新法第 8 条第 1 項）

設置選挙の際に、当該選挙による議員の任期に限って、地方自治法第 91 条第 2 項に規定する定数の上限数の 2 倍の範囲内で定数を定めることができる。



第 2 款 在任特例（合併新法第 9 条第 1 項）

旧市町村（合併関係市町村）の議会の議員は、合併後 2 年以内は新市町村（合併市町村）の議会の議員でいることができる。



第2節 編入合併

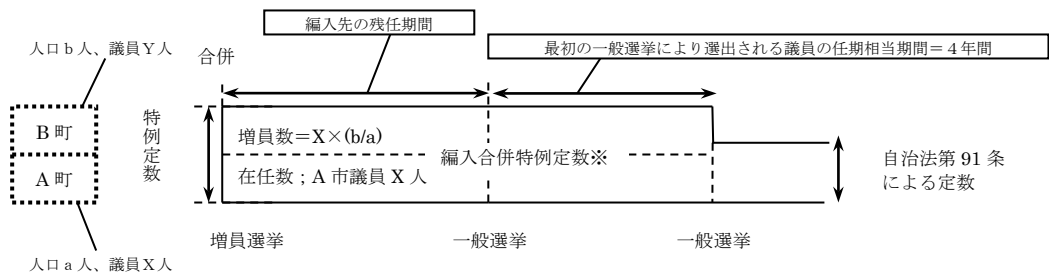
D 町を廃して、その区域を E 町に編入するような場合、原則としては、E 町のよ
うに編入する市町村の法人格は何ら影響を受けないが、編入される D 町の法人格は
消滅することとなることから、D 町の議会の議員は全て失職することとなる。

この場合、合併後の合併市町村の議会議員の定数が、編入する合併関係市町村の
議会議員の定数を上回る場合にのみ、その上回っている定数分について、増員選挙
を行うことができる（地方自治法第 91 条第 5 項、公職選挙法第 111 条第 3 項及び
第 113 条第 2 項）。増員選挙で選出された議員の任期は、編入する合併関係市町村の
他の議員と同じ任期となる。

これに対する合併新法上の特例は、次の通りである。

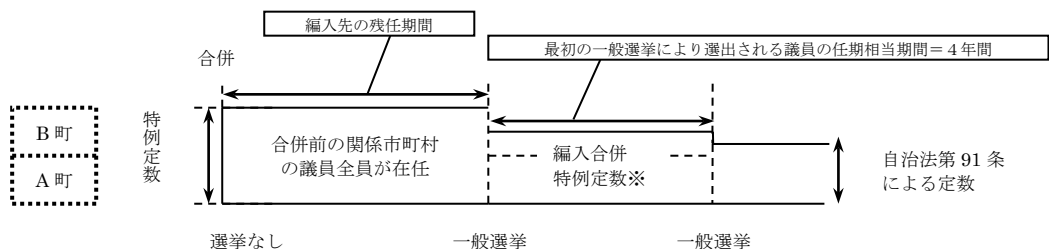
第1款 定数特例（合併新法第 8 条第 2 項）と定数特例（同条第 5 項）

編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができ、編入先の
市町村の 2 回目の選挙まで定数増を行うことができる。



第2款 在任特例（合併新法第 9 条第 1 項）と定数特例（定数特例：同条第 3 項）

編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員と
なることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙
区を設け、定数増を行うことができる。



※ 編入合併特例定数の増員数（端数は四捨五入、1 未満は 1 とする。）

$$\text{増員数} = \text{編入する市町村の旧定数} \times \left(\frac{\text{編入される市町村の人口}}{\text{編入する市町村の人口}} \right)$$

第8章 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 《合併協定項目2》

⇒（基本編：第5編第1章第1節・第2章第2節）

原則として農業委員会は1市町村に1設置されるものであるが、市町村面積が24千ヘクタール以上、又は農地面積が7千ヘクタール以上のいずれかの要件を満たしたときは、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる（農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という）第3条第2項、農業委員会等に関する法律施行令第1条の3）。また、同法第34条では、市町村の廃置分合又は境界変更に伴って、上記要件を満たしたことにより市町村の区域に2以上の農業委員会を置く場合について特例を設けており、合併新法第11条による特例（農業委員会の委員の任期等に関する特例）の場合と区分される。

【農業委員会の委員の特例の適用関係】

市町村の合併に伴い、農業委員会の委員について特例措置を用いるときには、次の場合によってその適用の法律等が異なっているので注意を要する。

《合併市町村の区域に一つの農業委員会を置く場合》

⇒合併新法第11条第1項、第2項による特例

《合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置く場合》

① 従前の市町村に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合

⇒合併新法第11条第3項による特例

② 従前の市町村に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合

⇒農委法第34条第1項による特例（新設合併の場合）

⇒農委法第34条第2項による特例（編入合併の場合）

第9章 地域審議会、地域自治区、合併特例区の取扱い 《合併協定項目2》

⇒（基本編：第7編第2章）

地域審議会、地域自治区（地方自治法による一般制度、合併新法による特例制度）、合併特例区の制度を活用するかどうかは、旧市町村における住民の不安感の解消や新市町村行政への住民参加の促進等の観点を踏まえ、合併協議における十分な審議が必要である。

それぞれの制度の概要は、基本編第7編第2章を参照。

【例】

地域審議会の例：長崎市 → 基本編第7編第2章の事例参照

地域自治区（特例制度）の例：上越市 → 同上

第 10 章 地方税の取扱い 《合併協定項目 2》

第 1 節 地方税の特例

合併新法第 16 条の規定により、市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担にとって均衡を欠くこととなると認められる場合に、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限って、課税しないこと又は不均一の課税をすることができることとされている（同条第 1 項）。この場合、合併市町村が課税免除又は不均一課税を実施する内容の税条例改正等の手続を行う必要がある。

また、合併関係市町村のいずれもが合併が行われた日の前日において事業所税の課税団体以外の団体であり、かつ、その人口が 30 万人未満である場合であって、合併が行われた日において合併市町村が人口 30 万以上の市であるときは、事業所税の課税団体の指定は、合併が行われた日から起算して 5 年を経過する日までの間に行わないものとする事となっている。ただし、合併前日の当該市の人口を勘案して、政令で定めるところにより算定した人口以上となった場合は、この限りでない（同条第 2 項）。

さらに、三大都市圏の特定市以外の市街化区域内農地を有する町村が、合併により新たに特定市となる場合、合併が行われた日から 5 年度分に限り、市街化区域内農地の固定資産税及び都市計画税の宅地並み課税は適用しないこととなっている（同条第 3 項）。

第 2 節 減免

地方税法第 6 条は、公益等による課税免除及び不均一課税を規定しており、合併関係市町村においてそれぞれ行われていた課税免除及び不均一課税につき、その取扱いを協議する必要がある。この場合、合併市町村が課税免除又は不均一課税に係る税条例改正等の手続を行う必要がある。

第 11 章 一般職の職員の身分の取扱い 《合併協定項目 2》

「編入合併における編入する市町村」においては、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格がそのまま存続するため、当該職員は失職せず、通常は手当の必要はない。

これに対して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、当該職員は失職することとなる。

しかし、合併新法第 12 条第 1 項において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と定めてい

る。

そのため、合併協議会において、合併市町村が消滅する市町村の一般職の職員を引き継ぐ旨の取決めを行い、合併した日に、①編入した市町村長、又は、②新設合併における市町村長職務執行者が、それぞれの職員に対して辞令を交付することになる。

また、同条第2項において、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。」と定められているため、合併関係市町村の職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、その状況を比較検討し、十分事前に協議を重ねて、新市町村発足後の任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で著しい不均衡が生じないように取決めを行うことが適当である。

なお、合併による効果を発揮するためには、合併による体制の充実に伴うより高度で専門的なサービスの提供を図るとともに、定員適正化計画に基づく計画的な職員数の削減を図ることが求められる。

第12章 特別職の身分の取扱い 《合併協定項目3》

新設合併をする市町村又は編入される市町村においては、市町村長、副市町村長（助役）、収入役、各種審議会委員等の特別職の委員が失職する。

新設合併の場合は、複数の旧市町村長が合併後の新市町村長選挙に立候補することもある。また、新設合併、編入合併の場合とも、合併後のしばらくの間、地域の状況に精通している特別職の職員を、新市町村において当分の間、参与、顧問等の特別職として位置付け、合併後のまちづくりが円滑にスタートできるように配慮している事例がある。さらに、合併後の新市町村において改めて特別職となる場合や、地域審議会・地域自治区・合併特例区が設置される場合はその会長・区長等に就任する場合もある。

このように、失職した特別職が合併後に改めて特別職（選挙で選ばれる市町村長を除く。）に就任する場合には、その必要性や就任期間等について、合併前及び合併後においても住民の理解を得られるよう、十分に説明していくことが必要である。

第13章 条例、規則等の取扱い 《合併協定項目3》

「編入合併における編入する市町村」においては、市町村の法人格がそのまま存続するため、当該条例、規則等は失効せず、通常は手当の必要はない。

これに対して「新設合併における関係市町村」及び「編入合併における編入される市町村」においては、市町村合併が行われた場合には、市町村の法人格が消滅するため、当該条例、規則等は失効することとなる。

なお、条例、規則等の整備については、あくまで業務内容に伴うもので、それ自体が独立先行するものではない。したがって、合併関係市町村間の事務調整票を先に作り、新市町村の業務内容を明確にした上で、必要となる制定・改正作業を把握した方が円滑に進むと考えられる。

第 1 節 新設合併

合併時に即時施行を必要とする事務事業については、合併時までに策定することとし、合併後に調整を行うこととなった漸次施行の事務事業に必要な条例、規則等については、合併後速やかに制定することとなる。

調整手順としては、事務一元化に伴う各種の事務事業の調整結果を踏まえ、根拠法令に基づき条例、規則を制定する。

【例】

西東京市

合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により整備することとした。

- ① 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの。
- ② 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- ③ 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

第 2 節 編入合併

編入する市町村は、合併協議会によって定めた各種特例のうち条例で定める必要のあるものの処理（税の不均一課税等）、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例等の整備等を行うこととなる。

【例】

浜松市

合併協定項目上では、次のような表現で内容を決定した。

「条例、規則等については、合併協議会の協議結果に基づき、浜松市の条例、規則等に所要の改正を加え、又は新たに制定するものとする。」

第 14 章 事務組織及び機構の取扱い 《合併協定項目 3》

第 1 節 整備方針

新市町村の事務処理組織及び機構の設置は、新設合併においては新市町村の市町村長職務執行者が、また編入合併においては市町村長が行うこととなるが、その準備については、当該合併市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市町村の将来の効率的な事務運営につながるべく、内容を固めておくことが適当である。

新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。編入合併の場合は、編入をする市町村の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改革を行い円滑に事務引継ぎができるよ

う、措置が必要である。

第2節 本庁組織

地方自治法第158条第1項の規定に基づき、市町村の部課について条例で定めることになる。その際は、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつ、他の市町村の部課との組織との間に権衡を失しないようにする必要がある。

第3節 出先機関

⇒（基本編：第7編第3章）

合併にあたって、これまでの市町村の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係市町村で協議しておくことが適当である。

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、地方自治法第155条第2項の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」と定められている。新設合併、編入合併いずれの場合でも、従来の市役所（町村役場）を支所又は出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、市町村の事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要である。

なお、合併後しばらくの間の経過措置として、分庁方式や総合支所方式などの形態を採用する事例もある。こうした出先機関の機能や適正配置については、合併後の新市町村において、効率化及び住民利便性の観点から適宜見直しを行っていくことが必要となる。

第4節 附属機関

合併にあたって、本庁組織の扱いに付随して、特に編入合併の場合、附属機関の取扱いも合併関係市町村で協議しておくことが適当である。

第15章 一部事務組合等の取扱い 《合併協定項目3》

合併市町村の一体性の確保の観点から、次に列挙した団体等について慎重に協議する必要がある。

第1節 一部事務組合、広域連合

一部事務組合や広域連合（以下この節において「組合等」という）を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手続や規約変更の手続が必要となる。

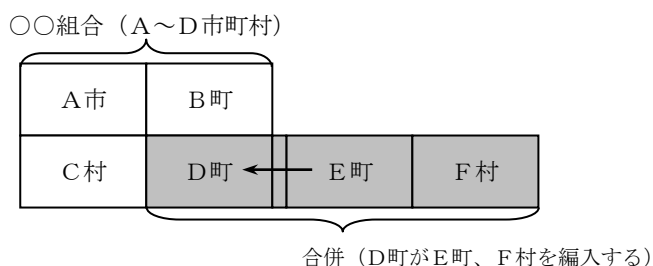
第1款 組合等を構成する市町村が構成外の市町村と合併する場合

組合等を構成する市町村（以下この節において「構成市町村」という。）が構成外の市町村を編入する場合（図 A-1）については、構成市町村の法人格が消滅しないので、脱退及び加入の手続は不要である。

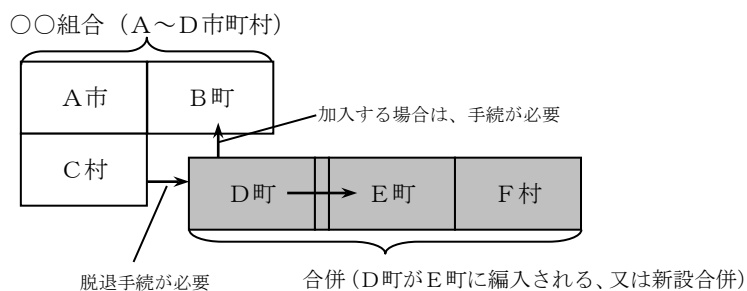
新設合併の場合又は構成市町村が編入される場合（図 A-2）は、構成市町村の法人格が消滅するので、組合等の脱退の手続が必要となる。この場合、組合等で処理していた事務を新市町村又は別の組合等で処理する場合には、元の組合等に対しては脱退の手続のみで終了するが、引き続き元の組合等で事務を処理する場合には、改めて新市町村の加入の手続が必要となる。

いずれにせよ、引き続き組合等で事務を処理する場合には、当該事務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間で協議を要することとなる。場合によっては、新市町村のうち従前の構成市町村のみの区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられる。なお、構成市町村間の経費負担の方法等もよく協議する必要がある。

A-1



A-2



また、これに併せて構成市町村、処理区域、経費支弁の方法等の変更に伴う規約の変更が必要である。

さらに、構成市町村の数の増減、組合等の規約の変更等には都道府県知事等の許可を要する（地方自治法第 286 条第 1 項、第 291 条の 3）ことと、これらに係る構成市町村の協議には、当該構成市町村の議会の議決を要する（同法第 290 条、第 291 条の 11）ことに留意する必要がある。

都道府県知事等の許可に要する書類は、各都道府県が定めるものであり、ま

た、上記に述べた合併と組合等の組合せのさまざまなパターンにより異なる場合があるが、おおむね次の①～⑥を基本とし、簡素化に努めるべきである。
なお、従来添付書類として求められることが多かった「市町村議会の会議録の関係部分の写し」は、許可に当たって必ずしも必要ではなく、合併協議の円滑化の観点からも原則として不要とすべきである旨総務省自治行政局長より各都道府県知事宛てに通知（一部事務組合・広域連合に係る許可及び地方開発事業団に係る認可申請書添付書類の簡素化について（平成 13 年 6 月 1 日総行市第 119 号））している。

- ① 許可申請書（連合長又は組合長名、都道府県知事宛）……様式例 1
- ② 理由書……様式例 2
- ③ 規約（案）
- ④ 現行規約
- ⑤ 新旧対照表……様式例 3
- ⑥ 議決書（写し）

構成市町村の数の増減については、規約にその構成市町村名等が明記されている場合には規約の変更により数の増減が明らかになることから、実際には規約の変更により一本化して処理を行えるケースが多い。

また、財産処分については、新しい組合等に引き継ぐときにはその旨の協定を構成市町村の議決を経て締結し、引き継がないときには財産処分の議決を経る必要がある。

（様式例 1）	
〇〇 第 × × 号 平成〇〇年〇月〇日	
△△都道府県知事 〇〇 〇〇 様	
〇〇広域連合長 □□ □□	印
〇〇広域連合の規約の変更許可について（申請）	
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、規約の変更について下記の書類を添えて申請します。	
記	
・ 理由書 ・ 規約（案） ・ 現行規約 ・ 新旧対照表 ・ 議決書（写し）	

（様式例 2）
〇〇広域連合（一部事務組合）の規約変更の理由書
当該広域連合を組織する地方公共団体である A 市、B 町及び C 村が合併により D 市になるため、規約の所要の変更を行うものです。

(様式例 3)

新旧対照表	
現行規約	変更後
第〇条 〇〇広域連合（一部事務組合）は、X市、Y市、 <u>A町、B町及びC村</u> で組織する。	第〇条 〇〇広域連合（一部事務組合）は、X市、Y市 <u>及びD市</u> で組織する。
	<u>附則</u> <u>この規約は、規約変更の許可のあった日から施行する。</u>

合併新法では、新設合併又は構成市町村が編入される場合（図 A-1）において、すべての合併関係市町村と合併関係市町村以外の構成市町村との協議により、合併以前に規約を変更し、合併の日に合併市町村を構成市町村とする組合等とすることができる（第 13 条）。

第 2 款 構成市町村間で合併する場合

合併関係市町村と構成市町村が同一の場合（図 B-1）又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合（図 B-2）は、当該組合等は構成市町村とともに消滅する。当該組合等が有する財産等は、通常新市町村にそのまま引き継がれることとなろう。この組合等の財産又は負債が多額の場合には、新市町村の財政計画や起債制限比率等に大きな影響を及ぼすことがある。

すべての合併関係市町村が構成市町村の一部である場合、自治法の原則としては、新設合併のとき（図 B-3）は構成市町村の脱退及び通常は新市町村の加入の手続、編入合併のとき（図 B-4）は消滅する構成市町村の脱退の手続が必要である。

合併新法では、すべての合併関係市町村が構成市町村の一部である場合、合併の日から当該組合等の規約を変更するまでの間（最大 6 ヶ月以内）に限り、当該組合等は、合併市町村と他の構成市町村とで組織する組合等をみなし、合併関係市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとされている（第 14 条第 1 項）。

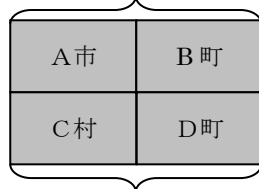
この特例措置により、構成市町村は、最大 6 ヶ月間規約の変更手続に関する猶予期間を得ることとなる。この結果、各構成市町村は、合併に伴う組合等の手続を行うために、合併があるごとに議会の臨時会を開催する必要がなくなり、定例会でまとめて議決をすることが可能となる。

この特例措置に異議がある市町村については、原則として合併の日の 30 日前までに、組合等の管理者等に異議を申し出ることができることとし、その際にはこの特例は適用しないこととされている（第 14 条第 4 項第 2 号）。

また、当該組合等が、合併市町村及び他の構成市町村が協議の上、合併の日の前に構成市町村の数の減少に係る規約を変更した場合及び第 13 条の特例を適用した場合には、この特例は適用しないこととされている（第 14 条第 4 項第 1 号及び第 3 号）。

特例を適用しない場合における事務処理区域の範囲の変更は、第3款で述べる退職手当組合等の例外的事例を除き通常起こらないであろうが、構成市町村の数の減少に伴う経費負担の割合（特に構成市町村の均等割を採用している場合）等で調整を要する場合がある。規約の変更、都道府県知事の許可、構成市町村の議会の議決については、第1款の場合に準ずる。

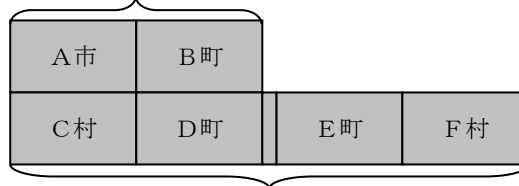
B-1 ○○組合（A～D市町村） ⇒ [消滅]



合併（A～D市町村で合併）

B-2

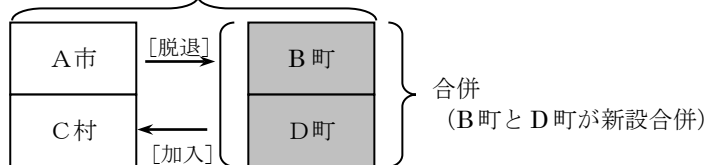
○○組合（A～D市町村） ⇒ [消滅]



合併（A～F市町村で合併）

B-3

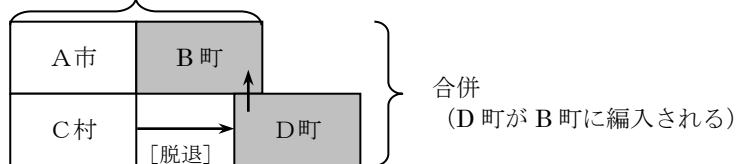
○○組合（A～D市町村）



合併
（B町とD町が新設合併）

B-4

○○組合（A～D市町村）



合併
（D町がB町に編入される）

第3款 組合等の再編、統合その他

合併を契機として、組合等の再編、統合等を行うことが考えられる。この場合の財産処分等については、構成市町村のみならず、合併関係市町村においても十分協議する必要がある。

なお、職員の退職手当組合、議員・消防団員等の公務災害補償組合、交通災害等共済組合等が町村を資格として全町村で構成されている場合、構成町村同

士が合併して市になったとき又は構成町村が市に編入合併されたときの取扱いについては、財産処分等につき十分協議が必要である。

第2節 協議会

前節の取扱いに準ずる。ただし、協議会の設置、廃止又は規約の変更の届出（地方自治法第252条の2第2項）については、次の書類の添付で足りる。

- ① 理由書
- ② 規約（設置又は規約の変更の場合）

第3節 機関等の共同設置及び事務の委託

前節と同様、機関等の共同設置及び事務の委託に関する届出（地方自治法第252条の7第3項、第252条の14第3項）については、①理由書及び②規約（設置又は規約の変更の場合）の添付で足りる。

合併関係市町村間だけで機関等の共同設置又は事務の委託等、（以下この節において「委託等」という）を行っているときは、当該市町村の消滅により当然に委託等が終了し、合併前に委託等をされていた事務は、新市町村又は編入する市町村がその市町村の事務として処理を開始することとなる。

合併関係市町村が他の地方公共団体に委託等をしているときは、新市町村として当該事務につき他の地方公共団体への委託等を行うのか、又は、他の方法で当該事務を処理するのかどうかを決定する必要がある。

同様に、合併で消滅する合併関係市町村が他の地方公共団体から委託等を受けているときは、新市町村として再び他の地方公共団体から委託等を受けるのか、又は、他の方法で当該事務を処理するのかどうかを決定する必要がある。

第4節 公社、第三セクター等

例えば、合併関係市町村において同種の公社が複数ある場合、その公社同士の統合でどれを母体とすべきか検討を要する場合がある。清算処理の観点からは負債の少ないものを穴埋めし、負債の大きいものを残すという方法を採用した事例もあるが、その公社の今後の経営を考えた場合に、どのような方法が一番適切か、関係者間で情報を全て明らかにした上で、熟慮の上判断する必要がある。

第16章 使用料、手数料等の取扱い 《合併協定項目3》

第1節 上・下水道使用料

上・下水道事業については、生活に重要な影響のある地方公営企業等として、独立採算制を原則としており、各市町村によって、事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差がある場合がある。

上・下水道事業については、住民生活に極めて密接に関係し、かつ重要なもので

あるため、市町村合併を行う場合には、住民の生活に影響を及ぼさないよう、十分に新市町村における上・下水道事業の運営について検討し、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当である。

【例】

上越市

上水道料金については、合併時点では旧市町村単位で定められているとおりとし、段階的（合併後 5 年以内）に合併前の上越市の制度に統一することとした。

西東京市

下水道使用料については、合併する年度及び翌年度に限り不均一とし、この間に料金統一の基本方針を定め、合併する年度の翌々年度より新料金を設定するものとした。

第 2 節 その他の使用料、手数料等の取扱い

⇒（基本編：第 4 編第 4 章第 2 節）

ごみ収集、し尿処理等についても、各市町村によって、事業規模、運営制度、手数料等に差がある場合がある。このような場合には、その制度の内容について合併関係市町村で協議を行い、制度が異なっているときは、その調整や制度統一までの移行措置に関して、十分配慮することが適当である。

その際、行財政改革の観点や、市町村が果たすべき役割の見直し、また受益と負担の適正化などの観点から、合併を契機にサービス内容と負担の適正化を図ることが重要となる。

また、合併に当たっては、使用料・手数料の見直しについて、住民に見直しの必要性及び調整の考え方を十分に説明する必要がある。

第 17 章 公共的団体等の取扱い 《合併協定項目 3》

公共的団体等とは、その市町村の区域内にある、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、女性団体等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否とを問わず、地方自治法第 157 条の公共的団体等とその範囲を同じくするものである。

このうち、社会福祉協議会やシルバー人材センター等については、法律により一市町村に複数の団体の設置が認められていないため、合併に伴い統合されることとなる。

また、合併新法第 65 条第 7 項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないとしている。

例えば歯科医師会や医師会等の統合が図られないときには、保健所や小中学校等における予防接種、健康診断の実施、経費負担の調整等が円滑にいかないなど、住民生活に影響が出る場合が考えられる。統合する場合の会長人事等で一体化がうまくいかない事例もあり、また、統合はしたものの旧市町村単位で支部が設けられ、

実際の活動は支部中心である事例もある。

このため、合併市町村からも統合のための助言等を十分行う必要がある。

なお、農業協同組合及び商工会等については、組織の強化の観点から法律により合併を推進しているところであり、相互の調整を図ることが重要である。

第 18 章 補助金、交付金等の取扱い 《合併協定項目 3》

市町村は、各種団体に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付する等の財政的支援を行っている。

市町村合併の際には、合併関係市町村が従来行ってきた補助制度の内容と、これからの市町村の振興にどのように役立っていくのか、あるいは、新市町村の財政状況はどうなるのか、合併協議の際に、合併関係市町村が十分に実情把握を行うとともに、補助条件等の調整を行うことが適当である。

【例】

潮来市

従来からの経緯、実情に配慮しつつ、概ね以下のように調整を図るものとした。

- ① 両町で同一又は同種の制度については、原則として、潮来町の補助制度に統一
- ② 両町単独の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面現行どおり
- ③ 整理統合できる補助制度については、廃止

第 19 章 町名・字名の取扱い 《合併協定項目 3》

市町村合併の際に、町（字）の区域の設定、若しくは廃止、又は、町（字）の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第 260 条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。

事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当である。町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化を象徴するなど住民にとっても愛着が深い場合があり、十分な配慮が必要であるが、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。

なお、合併関係市町村間で同一あるいは類似した町名・字名の取扱いについては、特に住民の意見等を踏まえながら調整を図る必要がある。

【例】

安芸高田市

町・字の区域及び名称の取り扱いについては、従前のとおりとする。ただし「大字」の 2 文字は表示しない。

さぬき市

- (1) 字の区域は、従前のとおりとする。
- (2) 町、字の名称については、次のとおりとする。

- ① 津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。
- ② 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。
- ③ 長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。
ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

浜松市

- ・浜松市の区域内の町の区域及び名称については、現行どおりとする。
- ・浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の区域内の町及び字の区域及び名称については、原則として現行どおりとする。ただし、字名に旧市町村名を冠すること又は字名の後に「町」を付することについては、各市町村の意向を尊重し、調整するものとする。
- ・同一又は類似する町名及び字名については、各市町村の意向を尊重し調整するものとする。
- ・舞阪町については、合併時、舞阪町弁天島の字を新設する。
- ・政令指定都市移行時、町及び字の区域及び名称については、原則として合併時のものを引き継ぐものとする。

第20章 慣行の取扱い 《合併協定項目3》

第1節 市町村章

新市町村のシンボルとして合併記念式典等で活用することも考えられることから、できるだけ合併期日に間に合うよう早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。

なお近年は、合併前あるいは合併後において、合併市町村内あるいは全国から市町村章デザイン案を公募する事例も多い。

【例】

西東京市

市章については新市において調整することとした。

安芸高田市

合併協定項目上は「市章、市旗、表彰制度については、新市において早期に制定する。」とし、合併前に合併協議会が主催し、以下の手順によって市章の選考を行った。

- ・デザインの公募： 応募の資格は問わず、また同一人の応募は何点でも可能。
- ・第1次選考： 安芸高田市市章候補選考小委員会において、候補5点を選考。
- ・住民投票： 第1次選考で選考された候補5点について6町の住民による住民投票を実施
- ・最終選考： 住民投票で、最多得票の候補を選定し、協議会に報告。

第2節 市町村の花、木、鳥、歌等

新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の花、木、鳥、歌等が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。

第3節 市町村の憲章、宣言

新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが

適当である。ただし、旧の市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを残すことも考えられる。

第4節 市町村の行事

地域の伝統文化との結びつきが強い場合があり、地域の歴史や伝統文化の継承という観点からもその地域でしっかりと受け継いでいくべきものもある。

第21章 国民健康保険事業の取扱い 《合併協定項目3》

国民健康保険は、市町村が保険者になり運営しているが、賦課方式（税方式か保険料か）、保険料率、納期等が各市町村によって異なり、一元化を図る必要がある。

この場合、住民の負担と受けている給付内容について、新市町村の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分に調整することが求められる。たとえば、合併市町村が税方式を採用した場合には、合併新法第16条の規定による不均一課税を採ることができ、保険料方式を採用した場合においても同様な措置を採ることができる。

一方、合併時には負担が低い基準に合わせたものの、全国的な医療費の給付の増加、診療報酬の改定等の理由により、全国的な流れに合わせて合併後に引き上げざるを得なかった事例がある。このようなケースは今後とも増加することが考えられるため、住民に対しては合併に伴う引き上げではないことを十分説明する必要がある。

【例】

西東京市

- (1) 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- (2) 保険料率は、田無市の例による。ただし、旧合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
- (3) 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

第22章 介護保険事業の取扱い 《合併協定項目3》

介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合があり、早期に一体性の確保に努め、住民福祉の向上を図る必要がある。

【例】

西東京市

- (1) 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。ただ

し、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。

- (2) 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。

第23章 消防団の取扱い 《合併協定項目3》

消防団は、合併時に統合することが適切である。ただし、各市町村において組織構成、待遇等が異なるので、暫定的に従来のままとし、順次、改編していくことも考えられる。

第24章 各種事務事業の取扱い 《合併協定項目3》

その他、前述以外の各種事務事業の取扱いについて整理する。なお、ここで節レベルで示しているものについては、各地域における特性等を勘案し、章レベルと同じレベルで特記して扱うことも考えられる。

第1節 男女共同参画事業

合併後も、新市町村としての男女共同参画社会を目指す行動計画を再編する必要がある。

なお、合併に伴う行政体制の充実により、本事業に専門的に取り組む課・係等の組織が設置される事例もある。

第2節 姉妹都市等の国際交流事業

合併後も、従前の実情を踏まえて、継続して事業を実施することが期待される。

第3節 電算システム事業

住民サービスの維持・向上を前提に、既存の電算システムの統合、新システムの構築を行う。合併市町村の例によると、システムの種類により、合併施行日に稼働できるよう予め調整を行っている場合と、合併後当面は既存の電算システムを活用しつつ、できるだけ速やかに統合を図っていく場合とがある。

電算機器等をリース契約で使用している場合は、システム統一に伴い契約を解除し、キャンセル料を支払わなければならないことがある。契約時期は合併関係市町村間でまちまちであることから、解約時期によっては市町村間で多寡が生じる可能性があり、各市町村で予算措置をしなければならないので、この調整を行う必要がある。

主要な電算システムの統合作業は、合併期日の協議にも大きな影響を与えるとともに、合併準備期間における最も重要な作業の一つとなることに留意しておく必要

がある。

なお、新システムの導入を行う場合には、合併を契機としてこれまでのいわゆる旧式（レガシー）システムの改善・刷新を図ることが重要である。

⇒（第8編第2章第3節）

第4節 広報広聴関係事業

合併後の行政に住民の声をより反映させるシステムを充実し、住民の新しいまちづくりについての意見や生活に対する不安・懸念等に十分対応できる体制を整えることが重要である。

また、地域審議会、地域自治区、合併特例区を設置する場合には、これらの組織と連携した住民参画の取組みを進めることも考えられる。

第5節 納税関係事業

新市町村の自主財源の確保・強化のため、滞納整理等の実務能力を向上させるとともに、体制を整備する必要がある。

また、納税貯蓄組合及び任意の納税組合や、納税貯蓄組合協議会等についても新市町村における取扱い等につき確認する必要がある。

第6節 消防防災、国民保護関係事業

地域防災計画、国民保護計画等は、新市町村において速やかに策定することが適当である。

また、消防署・出張所等の適正配置や防災無線等の整備など、合併市町村における一体的な消防防災体制の整備なども重要である。さらに、消防の広域再編の効果を十分に発揮することができるよう、留意する必要がある。

第7節 交通関係事業

交通関係事業については、合併関係市町村における各事業の特性を勘案しながら、事業の見直し及び統合を進めることが適当である。

なお、合併後に新たにコミュニティバス等を運行する事例もあるが、そうした新規事業については、合併市町村基本計画において協議することが考えられる。

第8節 窓口業務

窓口業務については、住民サービスの向上を観点に、例えば各支所・出張所ごとの総合窓口の設置、ワンストップ・サービスの実施、申請手続の簡素化等を行うことが適当である。

また、情報通信技術（ICT）を有効に活用し、オンラインでの申請・届出等を可能とするなど、窓口サービスの充実を図ることが考えられる。

第9節 保健事業

住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なものであるため、できるだけ早く新市町村の一体性を確保できるよう調整を行うことが適当である。ただし、制度統一までの移行措置に関して配慮し、その取扱いについては急激な変化を及ぼすことがないよう留意することが必要である。

第1款 保健

成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整を行い、再編する必要がある。

第2款 健康づくり事業

一団体が独自に行っている事業については、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整に努めることが適当である。

第10節 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当である。一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

第11節 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めることが適当である。

一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

第12節 児童福祉事業

児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、また、少子高齢社会の進展に配慮し、子育てをしやすい地域づくり等の充実に努めることが適当である。

一の団体で行っている事業については、従来の実績を尊重し、域内全体の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整することが適当である。

第13節 保育事業

国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進する。

保育料については、一般的には、国の徴収基準にあわせて、合併後速やかに調整することが適当である。ただ、団体間において著しく差異がある場合は、調整期間

を設け、激変緩和に努めることが適当である。

【例】

新潟市（黒埼町を編入合併した際）

合併年度は新潟市、黒埼町それぞれの保育料を適用し、合併後 1 年度目から 3 年度目にかけて、それぞれの階層間の差額を 1/3 ずつ調整する。階層自体は合併後 1 年目に統一。

第 14 節 生活保護事業

国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進する。

ただし、市は福祉事務所を設置しているが、町村の生活保護法に基づく事務のほとんどは都道府県の福祉事務所が事務を行っている。したがって、市と町村が合併する場合又は町村が合併により市となる場合、これらの事務が合併を機に新市に移管されるため、事前の事務引継ぎや福祉事務所の新規設置、事務量の増加による職員の配置における配慮等が必要となる。

第 15 節 その他の福祉事業

地域格差が生じないように統合又は再編し、充実に努めることが適当である。

福祉事務所が行う業務については第 14 節と同様である。

第 16 節 ごみ処理・し尿処理事業

ごみやし尿の収集と処理については、住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なものであるため、制度の調整や統一には十分配慮する必要がある。

これらのうち、特に処理に関する事務は一部事務組合等で共同処理しているケースも多く、合併関係市町村以外の組合等構成市町村との調整を要する場合もある。合併後当面は現行の通りとする場合もあるが、新市町村において速やかに体制や内容を充実・統一する必要がある。

収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の発生量及び質に即して適正な処理を行うことができる統一的な体制を整備する必要がある。

運搬に関しては、当該合併市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制等を整備する必要がある。

第 17 節 環境対策事業

環境対策事業については、地域特性を考慮しつつ統合を図り、広域的観点からの環境施策を推進していくことが適当である。

第 18 節 農林水産関係事業

農林水産振興事業について、同一又は類似する事業は農林水産の振興を図るよう統合又は再編し、基盤整備事業、農林水産業団体の育成事業については必要な見直しを行いながら継続することが適当である。

第 19 節 商工・観光関係事業

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業は商工・観光振興に結びつくよう統合又は再編することが適当である。特に観光振興については、合併を契機に広域的観点からの事業展開を図ることとしている例が見られる。

【例】

浜松市

広い市域の中には、天竜川や浜名湖などの自然、また神社仏閣等の名所があるとともに、合併前の浜松市には産業観光の材料もある。合併前は各市町村ごとに観光PRを行っていたが、合併後は市の観光コンベンション課が中心となって観光施策の充実を図り（観光ビジョン策定など）、また広域的な観光モデルコースをPRするなど、地域の魅力を全国に発信している。

第 20 節 勤労者・消費者関連事業

勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めることが適当である。

第 21 節 建設関係事業

道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めることが適当である。また、住宅事業についても、住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めることが適当である。

また、都市計画事業については、市街化区域・市街化調整区域の設定が行われている市町村と、行われていない市町村が合併する場合（あるいは都市計画区域が設定されていない場合）、一体的なまちづくりの推進の観点からそのあり方を検討し、また区域区分を設定することによって建築行為等に対する規制が強化されることとなるため、地域の意向を踏まえながら検討を進めていく必要があるとともに、都道府県とも協議を進める必要がある。その際、合併直後は現行のままとし、合併後に都市計画マスタープランの策定等と合わせて検討することも考えられる。

第 22 節 上・下水道事業

第 1 款 調整項目

上・下水道事業については、その地域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金、助成制度等の調整や、給水（処理）区域、事業会計、基金等の調整に関し規定する例が多い。

第 2 款 流域下水道の特例

合併により、合併前に認可を受けた事業計画に係る流域下水道により下水が排除される区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合、都道府県及び全ての合併関係市町村の協議が成立したときは、合併期日から移行日（合併後 10 ヶ年度以内）までの間、この下水道を流域下水道とみなすことと

されている（合併新法第 20 条第 1 項）。

第 23 節 市町村立学校（園）の通学区域

通学区域については、合併後、旧市域に設定されていた通学区域を新市町村全体で検討した際に、不合理が生じた場合、新たな通学区域に再編することも考えられる。なお、新たな通学区域を設定するには、学区審議会等で児童・生徒、学校規模、通学距離等を考慮した十分な論議を経るべきである。

【例】

西東京市

当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的に運用に努める。また、児童生徒数等の動向を踏まえ、速やかに通学区域の見直しを行う。

第 24 節 学校教育事業

学校教育事業については、教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図る。

調整が必要なものは、例えば教育委員会表彰、通学区域、給食費、幼稚園保育料、就学援助各種補助・助成・奨学金、健康管理、健康診断等である。

第 25 節 文化振興事業

文化振興事業については、同一又は類似する事業を統合・再編することが適当である。また、旧市町村単位での地域の伝統文化の保存・継承等に関する事業の実施について配慮することが重要である。

第 26 節 コミュニティ施策

コミュニティ施策については、住民参加型のまちづくりの推進や市民活動の高揚に資するため、新市町村において引き続き推進していくことが適当である。地域審議会、地域自治区、合併特例区を設置している場合には、これらの組織と連携して地域の実情や特色を踏まえた事業実施を図ることが考えられる。 ⇒（本編第 9 章）

第 27 節 社会教育事業

社会教育事業については、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのため学習機会、情報提供等に努めつつ、住民サービスの低下を生じないように再編することが適当である。

第 28 節 その他の事業

独自の事務事業については、従来からの経緯・実情を考慮し調整する。

同一又は類似する事務事業については、住民サービスの急激な変化を招かないよう留意しながら、合理化・効率化に努めることが適当である。

第 25 章 その他

合併後の経済社会情勢の変化等により、協定項目の内容の実施に支障が生じたときは、住民の意見を聴いて見直しを行うものとするのが適当である。

第5編 合併市町村基本計画

合併市町村計画は、旧合併特例法においては「市町村建設計画」として位置づけられていたものとおおむね同じものである。

合併市町村基本計画は、基本的には合併協議会で合併関係市町村の自主的判断で策定されるものだが、合併新法第6条第1項において、計画に定める事項につき、①合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、②合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項、③公共的施設の統合整備に関する事項、④合併市町村の財政計画と例示している。

その記載内容等については、各合併協議会ごとに特色がある。具体的な事例については、合併デジタルアーカイブ (<http://www.gappei-archive.org/>) において閲覧することが可能である。

第1章 策定方針の作成

新設合併の場合には、合併市町村が将来どのような方向に進むべきか（例えば、合併市町村の行財政運営の基本や目指すべき将来像等）について明確に定める必要がある。

編入合併の場合には、少なくとも、編入される区域について当該区域が合併後において果たす役割及び編入をする市町村における総合計画上の位置づけ等について定める必要がある。

⇒（基本編：第5編第3章）

第2章 策定上の留意事項

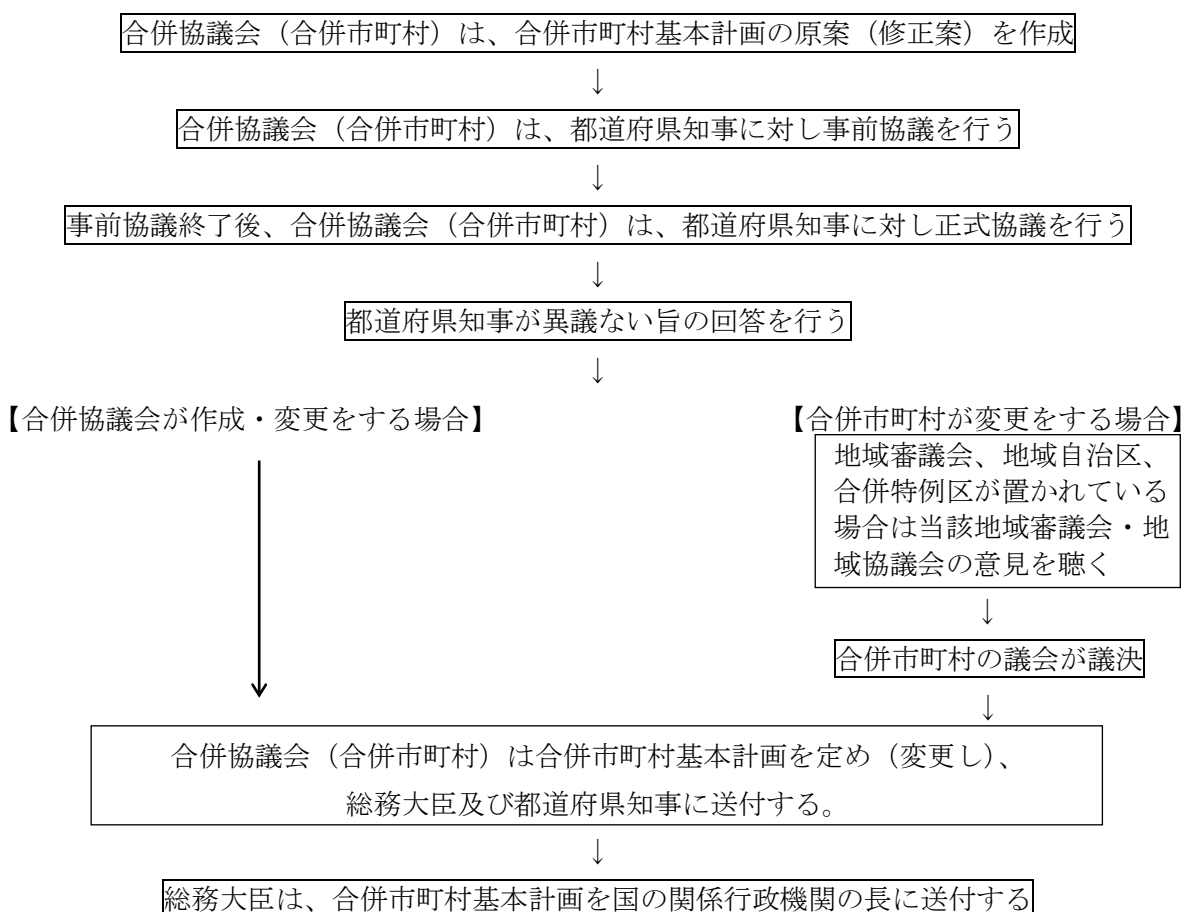
- ① 単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とすべきである。
- ② 計画の内容について、実現困難なものであったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく、合併市町村のまちづくりに資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきである。
- ③ 新市町村の一体性の確保や均衡のとれたまちづくりを進めるための事業を位置づける。
- ④ 計画の実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準の維持・向上を図るとともに、併せて組織及び運営の合理化を図る必要がある。
- ⑤ 合併に伴い寂れてしまうのではないかと懸念の声がある地域等についての振興整備等の方策を明確に位置づけるべきである。
- ⑥ 計画の策定に当たっては、施策の方向性、重点事業等に係る住民意向調査や住民説明会での意見収集等を行うことも考えられる。また、計画の内容については、広く住民に広報することが必要である。

- ⑦ 新設合併、編入合併の場合とも、合併後に策定・改定する基本構想や総合計画における基本計画との関連性を整理し、協議会委員、住民に示すことが必要である。 ⇒（本編第7章）

第3章 作成（変更）手続

合併市町村基本計画の作成手続については、合併新法第6条で規定されており、フローを図示すると以下のとおりである。

合併市町村基本計画作成（変更）の手続概要



なお、上記手続き概要の最上部の「合併協議会（合併市町村）は、合併市町村基本計画の原案（修正案）を作成」部分における作成プロセスについては、各合併協議会によって様々な進め方がある。一般的には、①策定方針・目次構成案の検討 → ②将来都市像及びそれを実現するための主要施策の方針の検討 → ③重点事業及び施策分野別事業等の検討、財政計画の検討 → ④その他の部分の検討 → 全体調整 といったプロセスで検討される場合が多いものと考えられる。また、その

過程で、第2章で示したとおり、住民意向調査や住民説明会が行われることも一般的である。

また、住民発議によって設置された合併協議会、また都道府県知事の合併協議会設置の勧告によって設置された合併協議会においては、協議会設置の日から6ヶ月以内に、合併市町村計画の作成及びその他市町村の合併に関する協議の状況を、住民発議代表者または都道府県知事に知らせるとともに、それを公表することが必要となる（同条第5項、第6項）。

第4章 都道府県知事との協議

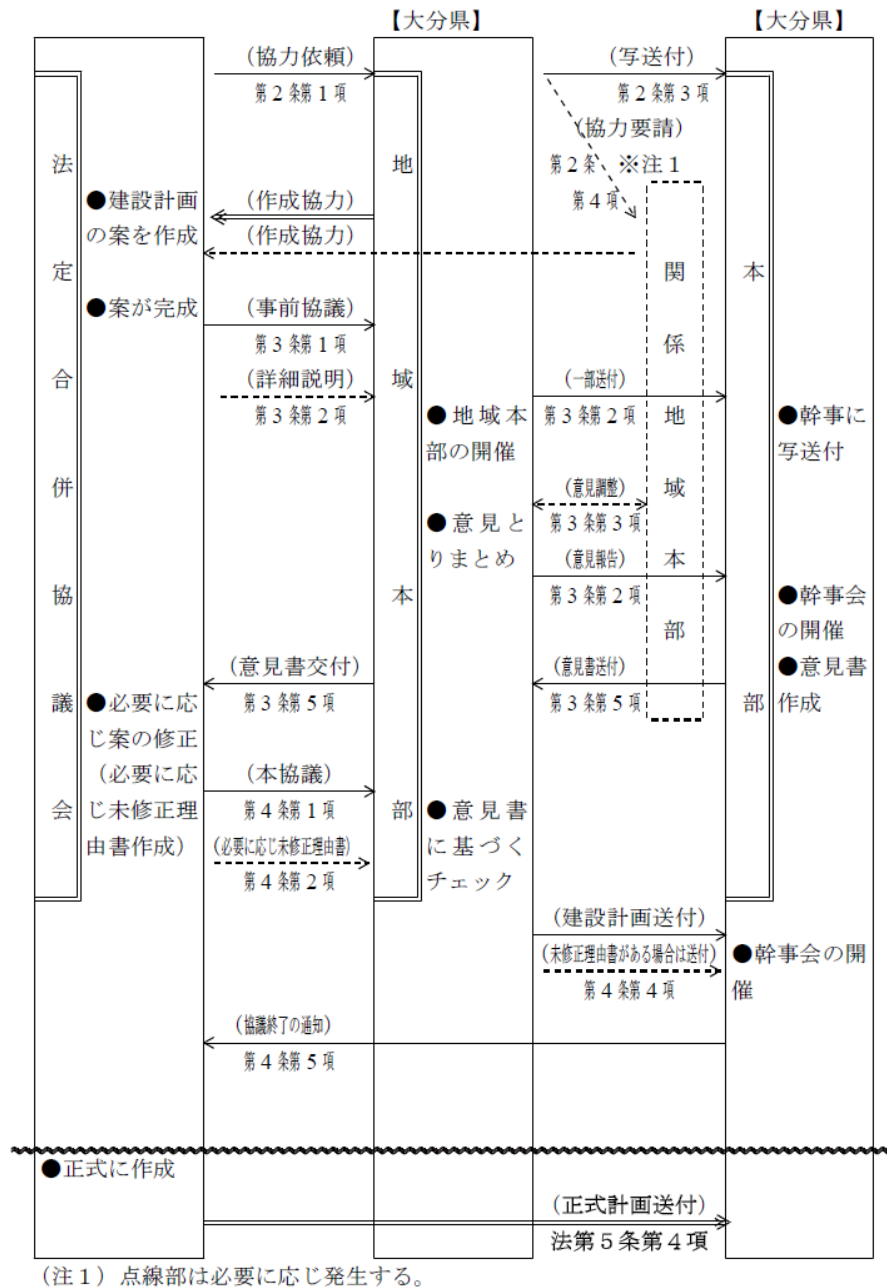
上記の通り、合併市町村基本計画については、あらかじめ都道府県知事と協議しなければならない。

実際は、計画策定に着手後直ちに都道府県の事業等につき都道府県と協議する必要がある、また、合併協議会やその事務局に都道府県の職員が参加していることから、最終段階の本協議においては、事実上内容を承知している場合が多い。いずれにしても、早い段階から都道府県と関係市町村が協力して、よりよい新しいまちづくりのための計画を策定することが望ましい。

なお、計画策定等の協議を受けた都道府県にあつては、計画の円滑な実施のため、適切なフォローアップを行うことが期待される。

【例】

大分県 新市建設計画取扱い要領 フロー（大分県資料より抜粋） ※旧合併特例法下のもの
（フロー中の条項は、県要領のもの）



第5章 総務大臣及び都道府県知事への送付

合併協議会は、合併新法第6条第4項により、作成した合併市町村基本計画を直ちに総務大臣及び都道府県知事に送付することになる。

合併市町村基本計画は通常、合併協定書の1項目として調印されるものであるが、この調印が合併市町村基本計画の法的な要件とされているわけではなく、基本計画が同条第4項にいう「作成した」状態となるためには、都道府県知事の協議を経ればよいことになる（同条第3項）。かつ、作成後は「直ちに」送付しなければならない

いので、通常は、調印式等の式典の前に、完成した基本計画を総務大臣及び都道府県知事に送付することとなる。

第6章 合併市町村基本計画の変更

合併市町村基本計画の作成は、合併協議会が行うが、変更については、合併前は合併協議会が、合併後は合併市町村が行うこととなっている（合併新法第6条第3項、第7項～第10項）。

手続としては、合併協議会又は合併市町村が合併関係市町村又は合併市町村を包括する都道府県知事に協議を行い、所要の調整を経て、知事が異議のない旨の回答を行い、その後、合併協議会又は合併市町村は作成・変更した合併市町村基本計画を総務大臣及び知事に送付するものである。

計画作成時以降の社会経済情勢の変化、財政状況の変化等により、計画の内容の実現が困難になることや計画には掲げられていない新たな事業の実施が求められることが想定される。特に、合併後における行財政改革の推進の観点から当初の計画を見直すということが考えられる。また、合併市町村に対する財政措置の中には、合併市町村基本計画に基づく事業を対象とするものがあり、このため計画の内容を合併市町村の状況に見合ったものとするとも考えられる。以上のようなことから、合併後において合併市町村基本計画の変更に係る手続が定められているものである。

したがって、例えば個別事業の計画年次の変更や予算額の変更等、計画の内容の微細な部分の変更まで本手続きによることを求めているものではない。

第7章 合併市町村基本計画と基本構想

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない（地方自治法第2条第4項）。ここにいう基本構想やこれに基づく総合計画等については、当該地域の発展のために立てられる各種の具体的な計画のすべての基本となるべきものでなければならないため、新設合併の場合、合併後の市町村は、この基本構想の策定に着手することになる。

一方、合併市町村基本計画は、合併関係市町村のそれぞれの基本構想を踏まえつつ、合併協議会が作成、変更するものであり、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民や議会に対して合併市町村の将来に対するビジョンを示し、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

したがって、合併後の市町村が基本構想を策定するに当たっては、旧市町村が合併をするための判断材料であった合併市町村基本計画を尊重し、その趣旨・内容等

を活かした形で審議することが適当である。また、総合計画における基本計画・実施計画の策定・改定においても同様である。

第8章 合併市町村基本計画の内容

合併市町村基本計画の目次構成、内容については、旧合併特例法における市町村建設計画の事例を見ても各合併協議会において様々である。おおむね一般的と考えられる構成等について、以下に示す。

第1節 序論

第1款 合併の必要性

合併市町村基本計画の冒頭においてその目指すところである合併の必要性に触れる。内容については、歴史的経緯や、生活圏の拡大、地方分権、少子高齢化等からの必要性を挙げる例が多い。

第2款 計画策定の方針

第1項 計画の趣旨

計画全般にわたる趣旨を明示する。

第2項 計画の構成

新市町村のまちづくりの基本方針、その基本方針を実現するための施策、公共的施設の統合整備、財政計画といった主な構成内容を明示する。

第3項 計画の期間

合併市町村基本計画の期間（事業計画期間、財政計画期間、公共施設の統合整備の期間）は法律上定められていないが、最近の合併の事例をみると、おおむね5年ないし10年である。これは、新市町村が一体となるまでに要する期間、ないしそのための事業・施策の実施期間として最低5年から10年程度は要すると一般にすることや、普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間（旧合併特例法では10ヵ年度、合併新法では9～5ヵ年度）などの財政支援措置を目安としているためである。

一方、社会経済情勢の変化が大きいことを見越し、例えば5年ずつ前期計画と後期計画に分け、具体的施策については前期計画分の概算事業費を明示し、後期計画の具体的施策及び概算事業費、財政計画については適正な時期に見直しを行うとした事例もある。

いずれにせよ、計画の期間は、その精度にも留意しつつ、真に新市町村の合併後のよりどころとなるよう、各地域の実情に合わせて決定する必要がある。

第2節 合併関係市町村の概況

合併関係市町村の位置・地勢、面積、土地利用状況、人口・世帯数（直近の住民基本台帳人口、国勢調査人口・世帯数、増加率、年齢階層別人口等）、主要産業など、地域の概要について整理する。

第3節 主要指標の見通し

人口（総人口、世代別人口など）、世帯数等について、計画期間中における目標値と、その理由・要因等を示す。著しく過大な見込みとならないよう、注意する必要がある。

第4節 まちづくりの基本方針

合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針（合併新法第6条第1項第1号）を示す。具体的には、新市町村の将来像（まちづくりの将来像や具体的な目標など）、その将来像を実現するための施策分野別の基本方針、地域別整備の方針などを示す。また、土地利用の方針や、重点プロジェクト等についてまとめるケースもある。

第5節 新市町村の施策

合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項（合併新法第6条第1項第2号）を示す。前節で示した、将来像を実現するための施策分野別の基本方針に基づき、各施策の具体的内容、事業などを示すことが一般的である。目次立てとしては、総合計画における基本計画の施策分野別計画（保健・医療・福祉、教育・文化、産業振興、環境、都市基盤整備、行財政運営などの柱立て。）のような形にする事例が多い。

どの程度まで記載するか、また事業については詳細な内容や概算事業費なども示すかどうか等については、事例によって様々である。

第6節 新市町村における都道府県事業の推進

都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項（合併新法第6条第1項第2号）を示す。具体的には、合併市町村のまちづくりにおける、都道府県の果たす役割や具体的に推進する都道府県事業などについて示す。

第7節 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の統合整備について定めるものである（合併新法第6条第1項第3号）。これらの施設は特に住民生活との関わりが深いものであるから、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、あるいは財政事情も考慮の上検討することが重要である。

第8節 財政計画

歳入・歳出毎に、計画期間内における費目別の見通し額と、その考え方・根拠等について示す（合併新法第6条第1項第4号）。特に合併に伴う影響（見込まれる財政支援措置や、経費削減効果の額、一時的な普通建設事業費増など）について、わかりやすく示されることが望ましい。著しく過大・過小な計画とならぬよう、特に留意する必要がある。

第1款 歳入

(1) 地方税

今後の地域経済等の見通しを踏まえ、現行税制度を基本として算定するが、過大に見積もることのないよう、厳しい姿勢で判断する必要がある。

(2) 地方交付税

普通交付税については、合併算定替による算定と新市町村としての一本算定を比較し、その額の大きい方により合併による交付税措置を見込む。近年の地方財政計画の動向等を踏まえ、過大に見積もることのないよう、厳しい姿勢で判断する必要がある。

(3) 交付金・分担金・負担金

過去の実績等により算定するが、過大に見積もることのないよう、厳しい姿勢で判断する必要がある。

(4) 国庫支出金・都道府県支出金

一般行政経費分は、過去の実績等により算定し、合併市町村基本計画事業分を加え、さらに合併に係る財政支援を見込むが、近年の国及び都道府県の財政状況等を踏まえ、過大に見積もることのないよう、厳しい姿勢で判断する必要がある。

(5) 繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に活用するなどが考えられるが、過大に見積もることのないよう、厳しい姿勢で判断する必要がある。

(6) 地方債

合併市町村基本計画事業に伴う合併推進債、通常債、減税補てん債、臨時財政対策債等を算定するが、過大に見積もることのないよう、厳しい姿勢で判断する必要がある。

第2款 歳出

(1) 人件費

合併後における退職者の補充の抑制等の行政改革の推進による一般職職員の削減、合併による特別職職員の減等を見込む。

(2) 物件費

過去の実績等により算定し、合併市町村基本計画事業分を加える。また、

合併による事務経費の削減効果を見込む。

(3) 扶助費

過去の実績等により算定し、さらに、合併によるサービス水準の変化による影響を見込む。

(4) 補助費等

過去の実績等により算定し、さらに、合併によるサービス水準の変化による影響を見込む。

(5) 公債費

合併年度までの地方債に係る償還予定額に、翌年度以降の新規発行分の地方債に係る償還見込額を加えて算定する。

(6) 積立金

繰入金とのバランス等を勘案しながら的確に見積もる。

(7) 繰出金

他会計の事業を考慮して的確に見積もる。

(8) 普通建設事業費

合併市町村基本計画事業及び計画事業以外の普通建設事業を見込む。

第6編 合併協議会運営の留意事項

第1章 住民への情報提供

第1節 情報公開、情報提供に係る基本的考え方

⇒（基本編：第3編第8章）

市町村合併についての地域住民の関心を高め、また、客観的で公平な観点から市町村合併の必要性等を理解いただくためには、住民への情報提供が極めて重要である。合併市町村の関係者からも、この点は強調されているところである。

協議会事務局においても、「広報広聴班」を設け、専門的に対応していくことが考えられる。⇒（基本編：第3編第7章第6節第3款）

特に、合併協議会における協議や、検討過程については、高い透明性が求められる。なお、協議会は原則公開であることが一般的であり、事務局においては、傍聴規程を策定しておく必要がある。

第2節 広報活動

第1款 協議会広報紙

合併協議会の協議内容を最も詳しく伝えるものとして一般的に活用されている手法が「合併協議会だより」等の協議会広報紙の発行である。

【例】

浜松市 「天竜川・浜名湖地域合併協議会だより」の発行状況

No.	公表期日	主な内容
Vol.1 創刊号	2003年11月	・合併協議会って何ですか？ ・これまでの経緯 ・合併協議会の第1回会議が開催されました ・12市町村の概要 ・12市町村イベント情報
Vol.2	2004年1月	・区割り案を提示 ・第2回合併協議会が開催されました ・第3回合併協議会が開催されました ・あのまちこのまち ・12市町村イベント情報
Vol.3	2004年3月	・《編入合併》浜松市への「編入合併」に決定 ・《新市の市役所》現在の浜松市役所に決定 ・第4回合併協議会が開催されました ・第5回合併協議会が開催されました ・新市の夢 ・あのまちこのまち ・12市町村イベント情報
Vol.4	2004年4月	・《公募》新市の名称を公募します ・第6回合併協議会が開催されました ・あのまちこのまち ・12市町村イベント情報
Vol.5	2004年5月	・住民意識調査の1次集計結果の報告 ・第7回合併協議会が開催されました ・あのまちこのまち ・12市町村イベント情報
Vol.6	2004年6月	・合併の期日は平成17年7月1日に決定 ・第7回合併協議会が開催されました ・【特集】地域自治組織 ・住民意識調査の最終結果 ・あのまちこのまち ・12市町村イベント情報
Vol.7	2004年7月	・《新市の名称》「浜松市」に決定 ・第9回合併協議会が開催されました ・“ふるさとのWa！体感ツアー”参加者募集 ・あのまちこのまち ・12市町村イベント情報
Vol.8	2004年8月	・《区割り原案》区割り原案3案を提示 ・第10回合併協議会が開催されました ・住所が変わるとどうなる？その1 ・12市町村イベント情報

Vol.9	2004 年 9 月	・《市議会議員》合併時 65 人、政令指定都市移行後は 56 人以下に決定 ・《地域自治区》旧市町村単位に「地域自治区」を設置することを決定 ・第 1 1 回合併協議会が開催されました ・住所が変わるとどうなる？その 2 ・1 2 市町村イベント情報
Vol.10	2004 年 10 月	・《住所の表示》新市における住所の表示を決定 ・第 1 2 回合併協議会が開催されました ・新市の市章デザイン募集 ・住所が変わるとどうなる？その 3 ・1 2 市町村イベント情報
Vol.11	2004 年 11 月	・《区割り》政令指定都市移行時の区割りを内定 ・第 1 3 回合併協議会が開催されました ・新市の市章デザイン募集 ・住所が変わるとどうなる？その 4 ・1 2 市町村イベント情報
特集号 新市建設 計画 (概要版)	2004 年 11 月	・新市の将来像 ・新市の概要 ・将来の人口推移 ・まちづくりの方向と施策体系 ・新市の施策 ・ゾーン別整備の方向 ・新市における静岡県事業の推進 ・主要事業展開図 ・公共施設の統合整備 ・財政計画
Vol.12	2004 年 12 月	・《合併協定書》12 月 10 日、合併協定書に調印予定 ・住所が変わるとどうなる？その 5 ・1 2 市町村イベント情報
Vol.13	2005 年 1 月	・《合併協定調印》12 月 10 日、合併協定を締結 ・《市章アンケート》新市の市章デザインについて、アンケートを実施 ・“新市の夢”大募集 ・1 2 市町村イベント情報
臨時号 市章アン ケート	2005 年 1 月	・新「浜松市」の市章デザインアンケートのお願い ・選ぶときの基準（選考基準） ・アンケートの方法（アンケート要項）
特集号 絵で見る 合併協定 書	2005 年 1 月	・新しい市の姿 ・おんな行政サービスと住民負担 ・まちづくりの新しい仕組み
Vol.14	2005 年 2 月	・《市議会議員議決》1 2 市町村すべての議会で「合併」を議決 ・《新市誕生記念イベント》新市誕生を祝うイベントを募集 ・みんなの施設パート 1 ・1 2 市町村イベント情報
Vol.15	2005 年 3 月	・《区役所の位置》政令指定都市移行時の区役所の位置を提案 ・第 1 6 回合併協議会が開催されました ・新市の夢 2005 ・シリーズ どうなる？その 1 ・みんなの施設パート 2 ・1 2 市町村イベント情報
特 集 号 政令指定 都市特集	2005 年 2,3 月	・政令指定都市とは ・政令指定都市になるには ・政令指定都市移行までのスケジュール ・政令指定都市になるとどうなる ・都市内分権の推進
Vol.16	2005 年 4 月	・《市章》新「浜松市」の市章を決定 ・シリーズ どうなる？その 2 ・新「浜松市」誕生記念イベント情報 ・みんなの施設パート 3、パート 4
Vol.17	2005 年 5 月	・《新市誕生記念イベント》メインイベントの最優秀賞は「NEWはままつ」 ・第 1 7 回合併協議会が開催されました ・シリーズ どうなる？その 3 ・みんなの施設パート 5 ・新「浜松市」誕生記念イベント情報
Vol.18	2005 年 6 月	・《区役所の位置》政令指定都市移行時の区役所の位置を内定 ・《新市誕生》平成 17 年 7 月 1 日新「浜松市」誕生！ ・新市誕生記念式典 ・新市の公共施設 ・新「浜松市」誕生記念イベント情報 ・新「浜松市」誕生記念公共施設無料開放

第 2 款 市町村広報紙

合併の協議は住民にとって抽象的になりやすいだけに、なかなか関心が向きにくいのも事実である。したがって、合併協議会の広報紙のみならず、市町村の広報紙についても合併の話題についてできるだけ多く広報することが求められる。

住民にとっては各市町村の広報紙の体裁・内容等の方が「なじみがある」ものであり、より身近な感覚で読んでもらえる可能性がある。協議会広報紙とは別の切り口からできるだけ具体的なイメージが見える形でレポートすることが効果的であろう。

第3款 ホームページの開設

⇒（基本編：第3編第8章第2節）

ホームページの開設は、合併協議会の広報として広く活用されている手法である。ホームページの利点は、①いつでも誰でも好きな時間に合併協議会の協議内容について知ることができること、②合併協議に関する大量の情報をさほど手間をかけずに随時掲載でき、かつ蓄積できること、③メール等により、住民等との質疑応答、意思疎通を図りやすいこと、④経費的にも安価な情報提供手段であること、等である。

ホームページの作成は、職員が自ら行う方法と、企画・設計・入力等を外部に委託する方法とがあるが、いずれにせよ広報の極めて有力な手段として位置付け、予算（西東京市の例：平成11年度8,621千円、平成12年度7,506千円）と人員（合併協議会事務局広報広聴班にインターネットの扱いに慣れた担当職員を置く）をきちんと確保した上で運営し、住民に対する説明責任の観点からも、情報を全面的にオープンにして随時迅速な更新とレスポンスにこころがける必要があるだろう。

また、近年、市町村議会のインターネット中継（録画含む）を行う事例も増えてきているが、合併協議会の会議について、インターネットで配信することも考えられよう。

これまでの合併協議会が開設したホームページの多くについては、合併デジタルアーカイブ（<http://www.gappei-archive.org/>）を経由して閲覧することが可能である。

【例】

西東京市

田無市・保谷市合併協議会ホームページは、任意協議会ホームページに引き続き合併協議会が行った情報提供施策の一環として、提供しうる情報のすべてを、時間的、空間的な制約なしに広く提供すること、及びそれに対する意見等を幅広く収集することを目的として開設した。

① 開設期日 平成11年10月15日

② 提供情報（概略）

- ・協議会の各会議資料及び会議結果概要（速報）
- ・新市将来構想、新市建設計画等成果物
- ・お知らせ（次回会議日程・説明会日程等）
- ・電子メールによる意見募集
- ・市民掲示板（市民なんでもご意見版）

③アクセス件数 約45,000件（平成11年10月15日～平成13年1月20日）

④電子メール件数 約300件（平成11年10月15日～平成13年1月20日）

⑤掲示板投稿者 約3,000件（平成12年7月1日～平成13年1月20日）

第4款 ポスター、パンフレット類の作成

住民に合併をより身近に感じてもらうためには、ポスター、パンフレット類の啓発資料を作成し、掲示ないし配布することが有効である。協議会広報紙を詳しく見る時間のない住民でも、自治会の広報掲示板に貼られ、あるいは、新

聞の折込みに入った一目でわかる資料は、合併に対する関心を高める一助となるであろう。住民説明会、住民意向調査のときの配布資料、会場での掲示物等としても幅広く活用することもできる。

ポスターは、合併という事柄自体は抽象的であるので、図柄を選定することが難しいが、具体の事例に引き寄せて表現するのがコツである。あるいは地域になじみの深い人物を登場させることも考えられる。また、合併についての親しみやすいキャラクターを作成し、ポスターへの添付等様々な印刷物に頻繁に使用するという手法もあろう。

なお、ポスター、パンフレットの掲示場所、配布場所等については、関係機関、バス・鉄道等の交通機関、事業所等、幅広い協力を得ることが望ましい。

第5款 ビデオの作成

住民説明会、シンポジウム、フォーラム等で威力を発揮するのがビデオである。例えば、住民説明会であれば、冒頭でビデオを上映し、その後説明、意見交換と続けることができるし、シンポジウムであれば、基調講演とパネルディスカッションの間にビデオ上映を挿入し、単調になりがちなプログラムにアクセントをつけることが可能となる。

ビデオの内容は、その使用目的が説明代替ビデオなのか、イメージ形成ビデオなのかで異なるが、いずれにしても肩のこらない明るい内容であることが望まれる。観客の関心が継続する時間は15～20分なので、この時間内に収めた起承転結のある構成とすることが適当だろう。また、教科書通りのメリット・デメリット論に終始することなく、地元の問題意識に即した「顔の見える」内容とすることが適当である。作成費は、内容によるが、100～500万円程度で作られている例がある。

第6款 新聞広告・テレビCM等

一般に、新聞広告・テレビCMは、費用等の問題がある場合もあるが、住民に対するアピール度は大きい。地元に着し、住民がよく利用しているローカル番組、CATV、ローカルラジオ、地元紙等がある場合は、対象者も明確であり、効果としても期待できるであろう。また、地元放送局・新聞社と協力して、合併討論・対談を行い、テレビや新聞等で流す方法もある。

なお、CATVやコミュニティFM等については、地域に根ざした情報提供が可能であるため、特に積極的な活用が望まれる。

【都道府県・市町村において利用が考えられる広報広聴媒体】

広 報				
印刷媒体	新聞	記事下広告	一般紙、リビング紙	
		突 出 し	一般紙	
	雑誌	週 刊 誌	特別企画	
			シリーズもの	
			広告	
		月 刊 誌	特別企画	
シリーズもの				
広告				
電 波 媒 体	テレビ	定 時 番 組	直接番組	施策の解説、説明、紹介等
			間接番組	情報提供、スタジオトーク等
	特 別 番 組	直接番組	施策の解説、説明、紹介等	
		間接番組	情報提供、スタジオトーク等	
	ビ	ス ポ ッ ト	定時、ゴールデンタイム	
			集中スポット	
			臨時スポット	
	ラジオ	定時番組		
		特別番組		
	オ	スポット		
定期刊行物				
その他の媒体	ムービースポット			
	電光板ニュース・街頭ビジョン・タクシー内電光表示板ニュース			
	広報ビデオ			
	CATV・有線放送・コミュニティFM			
	屋外広告版・交通広告			
	広報展示室			
ホームページ・メールマガジン・メールマガジン・メールマガジン・モバイル携帯端末サイト				
住民モニターへの情報提供				
住民アンケートへの説明資料の同封				

第7款 その他留意すべき事項

このほか、合併をテーマとする演劇、合併記念コンサート、合併関係市町村対抗スポーツ大会、合併関係市町村による物産展等、あらゆるイベントを通じて、住民により身近な合併となるよう、啓発・広報を行うことが適当である。

また、若い世代をはじめ、幅広い世代に関心を持ってもらえるよう、様々な媒体や機会を効果的に活用していくことが求められる。

第3節 住民説明会の実施

⇒（基本編：第3編第8章第3節）

住民説明会については、合併協議の様々な局面での実施が想定される。また、説明会の主催者についても、各合併関係市町村が主催する場合及び合併協議会自らが開催する場合の双方が考えられる。各地域の協議の進捗状況や、住民からの要望等を踏まえながら実施内容、方法等について検討する必要がある。

住民説明会等での説明ぶりも、首長、副市町村長（助役）、議長等、説明者が誰であっても統一しておかなければ住民に混乱が生じる可能性があるため、十分留意する必要がある。

【例】

市町村名	説明会時期	内 容	会場数
西東京市	任意協終盤	将来構想中間まとめ	4
	法定協終盤	合併全般（市民調査実施前）	24
新潟市 （13市町村広域 合併時）	任意協終盤	合併全般（主催は各市町）	地区単位
	法定協終盤	合併全般（主催は各市町）	地区単位
安芸高田市	任意協序盤	各町で合併に関する地域懇談会などを地区毎に開催	地区単位
	任意協終盤	同上	地区単位
	法定協開催期間中	合併協議状況等について各町が随時開催	地区単位
下関市	研究会報告後、法定 協設置前	各市町で合併に関する住民説明会、町政懇談会などを実施	地区単位
	法定協序盤	合併協定項目協議状況、新市まちづくり構想	7
	法定協終盤	合併協定項目協議状況、新市建設計画	9
竹田市	任意協中盤	合併の背景、効果、まちづくりの方向性	20
	法定協終盤	合併全般（主催は各市町）	23

上記を分類すると、

- (1) 法定協議会設置時に、合併に対する理解を求め、意見を聴くために開催するもの
- (2) 合併市町村基本計画案（将来構想）を策定した際に、その内容について説明、意見を聴くために開催するもの
- (3) 協議がおおむね終了した際に、その集大成として説明、意見を聴くために開催するもの

の3つに分けられる。

市町村合併は、住民の理解が何よりも大切である。住民に対する説明会は、協議会の協議の段階を追って、できるだけきめ細かく行うことが適当である。

【例】

西東京市

合併協議会では、合併に関する協議がほぼ終了した段階で、それらの内容を取りまとめたパンフレットを両市内に全戸配布し、その上で7月2日（日）から7月26日（水）までの間、両市内の各地で市民説明会を開催した。

市民説明会では、合併後のまちづくりの指針ともなる新市建設計画の内容を中心に、説明ビデオ（約20分程度）を交えて説明し、その後1時間程度合併全般に関する質疑や意見交換をおこなった。

説明会は17回開催し、延べ594人の参加者があった。

また、このほか5人以上のグループ又は自治会等から申し出があれば、事務局の職員が出向いて説明等を行う「出張説明会」も実施し、こちらは期間中7回開催し、延べ278人の参加者があった。

説明会と出張説明会を合わせると開催回数24回、参加者延べ872人となった。

(1) 市民説明会

	月 日	時 間	場 所	
◎	7月2日（日）	午後2時～4時	田無市役所202・203会議室	39人
○	7月4日（火）	午後7時～9時	富士町福祉会館（保谷市）	48人
○	7月5日（水）	午後7時～9時	谷戸公民館（田無市）	13人
	7月6日（木）	午後7時～9時	下保谷福祉会館（保谷市）	38人
○	7月7日（金）	午後7時～9時	住吉福祉会館（保谷市）	28人
◎	7月8日（土）	午後2時～4時	保谷市役所4階委員会室	35人
○	7月11日（火）	午後7時～9時	向台地区会館（田無市）	36人
	7月12日（水）	午後7時～9時	柳橋第二市民集会所（保谷市）	39人

○	7月13日(木)	午後7時～9時	ふれあいセンター(保谷市)	37人
○	7月14日(金)	午後7時～9時	ひばりが丘公民館(保谷市)	36人
◎	7月15日(土)	午後2時～4時	田無市役所202・203会議室	69人
	7月18日(火)	午後7時～9時	北原地区会館(田無市)	31人
	7月19日(水)	午後7時～9時	新町市民集会所(保谷市)	30人
○	7月21日(金)	午後7時～9時	芝久保公民館(田無市)	19人
◎	7月23日(日)	午後2時～4時	保谷市役所4階委員会室	60人
○	7月25日(火)	午後7時～9時	緑町地区会館(田無市)	19人
	7月26日(水)	午後7時～9時	市民総合体育館(田無市)	17人

※◎は大規模説明会、○は中規模説明会

(2) 出張説明会

	月 日	時 間	場 所	
	7月3日(日)	午後2時～4時	保谷市柳沢	66人
	7月7日(金)	午後7時～9時	保谷市富士町	24人
	7月10日(月)	午後1時～3時	田無市谷戸町	25人
	7月10日(月)	午後7時～9時	田無市谷戸町	60人
	7月23日(日)	午後7時～9時	田無市西原町	23人
	7月24日(月)	午後2時～4時	田無市南町	65人
	7月25日(火)	午後7時～9時	保谷市ひばりが丘	15人

第4節 講演会、シンポジウム等の実施

特に、法定協議会設置時には、職員も住民も一般的な合併の必要性、メリット・デメリット等についての議論が十分整理されていないこともあると考えられることから、勉強及び動機づけの意味も込めて外部から講師を招き、大所高所の見地からの講演や、各地の合併の先進事例等の説明等を聴き、パネルディスカッションで意見をたたかわせることも有意義である。また、協議会の協議の最中においても、個別の調整にとらわれすぎて、そもそもの理念を見失うことのないよう、また、最新の動向を把握するために、いわばフレッシュのための講演会等を開催することも考えられよう。

講師やパネリストとして考えられるのは、学識経験者、合併を経験した市町村長・議長・職員、合併問題に取り組んでいる地域住民、都道府県や国の職員等である。国の新市町村合併支援プランにおいては市町村合併アドバイザー制度を設けており、日本中どこでも要請に応じて適切な人材を紹介又は派遣している。都道府県においても同様の制度を有しているところが増えており、このような制度を積極的に活用することが期待される。

第5節 報道機関への協力依頼

住民に合併協議について関心を有してもらうためには、TV・新聞等にできるだけ多く報道してもらうことが重要である。報道機関にはことあるごとに資料を提供、取材に積極的に応じるほか、協議会の日時を連絡、毎回開催後に記者会見を開くなどの対応が必要であろう。

また、地域のCATV等において、行政情報の提供を行っている場合は、合併協議会を収録し、録画等の放映を依頼することも考えられる。

第6節 住民投票、住民意向調査時における情報提供

⇒(基本編：第3編第8章第4節、第3編第10章第2節)

第2章 住民の意見の反映

⇒（基本編：第3編第7章第9節～第10節）

第1節 日常的な意見の収集

第1款 合併協議会設置前

合併協議会の設置に際しては、住民の意見が極めて重要である。各市町村で用いている各種広聴手法を通じ、合併に関する意見を収集し、可能な限り回答等を行っていくことが求められる。

第2款 合併協議会運営時

合併協議会においては、FAX、電話、あるいは合併協議会ホームページ等を通じた電子メールなど、住民等が意見を示しやすい仕組みを構築しておくことが必要である。また、合併関係市町村で委嘱している住民モニター等の既存の制度を活用することも考えられよう。

さらに、合併協議会事務局に対してではなく、合併関係市町村の広聴担当課へ意見が寄せられることも考えられ、こうした意見は個人情報に配慮した上で協議会事務局と情報を共有しておくことが考えられる。

寄せられた意見については、意見に対する協議会事務局のコメント等も付した形で合併協議会において公表し、協議の参考としていくことが必要である。

第2節 住民意向調査

⇒（基本編：第3編第7章第10節）

住民意向調査については、大きく、①新市町村の将来像や重点的に取り組むべきプロジェクトへの意見を把握する、②合併自体の是非を問う、の2通りが考えられる。合併自体の是非を問う住民意向調査については、基本編（第3編第10章第2節）において示すとおり、公平な情報提供に努めること等の実施手法などに十分留意する必要がある。

実施主体については、合併協議会が実施する場合と各合併関係市町村がそれぞれ実施する場合とが考えられる。

なお、対象者抽出等の方法を取り全住民を対象としない調査であっても、調査の内容等を広報等で広く公表し、その結果を住民が知ることができるように工夫する必要がある。

第1款 手法

手法については、合併関係市町村内の全世帯又は全有権者等（18歳以上とする事例などもある。）を対象とした悉皆調査、統計的な手法に基づくサンプリング調査等が考えられる。

一般に、新市町村の将来像や重点的に取り組むべきプロジェクトへの意見を把握するための調査においては、悉皆調査又はサンプリング調査のいずれかを用いることが考えられる。一方、合併の是非を問う場合は、悉皆調査が求められる場合が多いようである。

また、新市町村の将来像等については、地域の将来を担う児童・生徒等を対象にアンケートを行うことも考えられよう。

なお、手法を考えるにあたっては、

- ① その地域の合併に対する気運の程度
- ② 調査費用

等を勘案して検討することが重要である。

実際の住民意向調査の調査項目及びその調査結果等については、各合併協議会のホームページ等を通じ、公表されているものが多い。合併デジタルアーカイブからも参照が可能である。

第2款 スケジュール

郵送や行政連絡員等を活用した訪問によるアンケート調査では、発送から回答まで調査期間（事前啓発、印刷の期間は含まない）は、2週間程度が一般的である。

第3款 調査内容

アンケート調査では、実際に記載させる事項を設けることができるので、まちづくりのあり方等住民の意向を把握することが可能である。しかし、住民が市町村合併とはどういうものか知らない場合が想定されることから、市町村合併の意義や当該市町村における合併への取組等を周知するペーパー等を同封することが考えられる。その際、客観性の保たれた公平な情報提供が必要であることは言うまでもない。

なお、合併の是非を問う住民意向調査は、投票方式で行われる場合がある。投票方式では、その場での記載が求められるので、選択可能な質問事項に限られるが、その分単純化が図られる。

第4款 結果分析

この結果分析を基に合併市町村基本計画や啓発活動等を練り直すことが肝要である。なお、回収・投票率が低い場合に全体的な意向把握の視点で問題が出てくることは留意すべきである。

第3節 合併の是非を問う住民投票、住民意向調査等

⇒（基本編：第3編第10章第2節）

【例】

西東京市における合併の是非、新市名称等を問う投票式市民意向調査

合併協議会においては、その当初において協議スケジュールを明示し、市民意向の

確認方法についても平成 12 年 2 月頃から検討に入ることとしていたが、その一方で、平成 11 年の暮れ頃から両市の市民の間に合併の是非に関する住民投票を求める動きが新聞等で報じられた。これらの動きは、平成 12 年 4 月に正式に直接請求が行われ、両市議会でそれぞれ否決されることとなるが、こうした市民の要請や最終段階で行う市民意向調査の結果の重要性に鑑み、最も市民の参加度が高く、また、最も公正性に優れる手法として、満 18 歳以上の全市民を対象に投票方式の市民意向調査を実施することとなった。

市民意向調査の制度の詳細については、第 16 回協議会会議（平成 12 年 5 月 11 日開催）において確認されたが、その結果取扱いについて、実施要綱上に「有効投票において、各市域ごとに集計したいずれか一方又は双方で、「反対」とする票の合計が「賛成」とする票の合計を上回った場合は、合併の期日その他の協議事項の内容を見直す」ことを明記していたが、調査に先駆けて行われた市民説明会の席上で両市長が「いずれか一方の市でも「反対」が「賛成」を上回れば、合併を白紙に戻さざるを得ない」と明言したこともあって、事実上の住民投票として位置付けられることとなった。

また、合併の賛否に関する設問だけでなく、新市の名称や特に力を入れて欲しい施策について問う設問も設定され、特に新市の名称については、この結果を尊重して新市名を定める、つまり、実質的に市民の投票によって新市の名称を定めるというものであり、市民意向調査の制度上の大きな特色ともなった。

さらに、公募市民による「投開票オンブズマン」を設置し、投開票の立会い・監視のほか、調査票の交付、投票者への説明等調査業務に携わっていただく等、積極的な市民参加を図った。

市民意向調査の投票日は平成 12 年 7 月 30 日とし、不在者投票期間を含めて午後 10 時まで投票時間を延長して実施され、投票率は、田無市で 45.04%、保谷市で 43.51%、合計では 44.17%となった。

開票は、投票日の翌日 31 日の午前 0 時 41 分から、委託先のイメージ処理受託センターにおいて行われ、開票終了は、午前 11 時 50 分であった。

この開票結果を受けて、午後 1 時には両市長の合同記者会見が開かれた。この席上で両市長から両市において合併に「賛成」とする票が「反対」とする票を上回ったこと、新市の名称について「西東京市」が最多得票を得たこと等が公表された。

市民意向調査の開票結果

【問 1】田無市・保谷市の合併について

	田無市・保谷市		田無市		保谷市	
賛 成	37,985	57.76%	13,971	48.38%	24,014	65.11%
反 対	21,647	32.92%	12,288	42.55%	9,359	25.38%
どちらともいえない	5,916	9.00%	2,529	8.76%	3,387	9.18%
無回答・無効	211	0.32%	90	0.31%	121	0.33%

【問 2】新市の名称について

	田無市・保谷市	
西 東 京 市	17,638	26.82%
けやき野市	8,768	13.33%
北 多 摩 市	5,918	9.00%
ひ ば り 市	13,752	20.91%
みどり野市	6,229	9.47%
無回答・無効	13,454	20.46%

【問 3】特に力を入れてほしい施策について

	田無市・保谷市		田無市		保谷市	
高齢者福祉の充実	34,277	52.13%	14,573	50.46%	19,704	53.43%
子育て支援の拡充	13,289	20.21%	5,647	19.55%	7,642	20.72%
障害者福祉の充実	10,941	16.64%	4,515	15.63%	6,426	17.42%
個性を伸ばす教育の実施	10,464	15.91%	4,493	15.56%	5,971	16.19%
生涯学習の充実	14,047	21.36%	6,182	21.41%	7,865	21.33%
環境対策の推進	21,210	32.25%	8,847	30.64%	12,363	33.52%
公園・緑地の整備	18,663	28.38%	8,012	27.74%	10,651	28.88%
安心して歩ける道路の整備	28,126	42.77%	11,411	39.51%	16,715	45.32%
防災対策の充実	11,207	17.04%	4,639	16.06%	6,568	17.81%
市民の市政参加の推進	8,393	12.76%	3,654	12.65%	4,739	12.85%
無回答・すべて無効	6,455	9.82%	3,856	13.35%	2,599	7.05%

第3章 合併に係る先進事例情報の収集

合併協議会の運営にあたり、事務局が実際に合併を行った先進事例の情報を収集・分析することは、極めて重要な作業である。その収集方法としては、インターネット（合併市町村や、合併前の協議会ホームページ）、文献などの他、都道府県の合併担当課に蓄積された情報の有効活用などが考えられる。また必要に応じ、職員が地域特性等が類似した合併市町村での現地調査（ヒアリング調査）を行うことも有効である。

また、これらの情報を整理し、協議会事務局職員以外の職員・特別職、議会議員等へ情報提供することにより、合併協議会に対する理解が深まることが考えられる。さらに、協議会委員を対象として、実際に合併を行った市町村現地調査をすることは、合併を現実的・具体的なものとして理解することができ有効である。

なお、協議会における協議途中に困難な課題に直面した場合においても、先進事例等をヒントにすることによって解決の糸口が見いだされ、また、協議会委員や住民にとってもわかりやすい判断材料を提供しやすくなることが考えられる。

さらには、同時並行的に進んでいる近隣の合併協議会がある場合などは、互いに情報交換・意見交換を行うことも有益であろう。

第4章 行財政シミュレーションの実施

実際に合併した場合を想定して、合併による経費削減効果や、一体的なまちづくりに伴う事業費の一時的な増加、また国、都道府県で実施している合併に対する財政支援措置等を勘案しながら、合併後に想定される行政組織及び財政状況等をシミュレーションして見る必要がある。

特に、住民に対しては、具体的な組織像や数値を出して合併効果を説明することがもっとも説得力がある。

行政組織については、合併後の経過措置の段階とそれ以降の姿まである程度見通したものを検討しておく必要がある。職員数については、「定員モデル」による理論上の積算による定数を基本に、合併による効率化や、行政改革による定数削減をどのように行うかを勘案した上で設定することが考えられる。

また、財政シミュレーションについては、合併によりどの程度経費等が削減できるのかを試算する方法に決まったものはないが、類似団体類型（「類似団体別市町村財政指数表」総務省自治財政局財務調査課）により、合併前の市町村の財政指数（経常経費、人件費等）の合算額と、合併が行われた場合（合併後しばらくの間の移行期間を経て、平年度ベースの姿になった時点）の財政指数の額を比較する方法が、簡易であり有力な手法として考えられる。

【例】

古河市

新市建設計画の財政計画部分を協議会に提案するにあたり、そのベースとなる資料として、次のような合併後の財政効果試算結果を提示した。

合併による平成 17 年度から 27 年度までの財政効果試算 (財政計画上の普通会計ベースの財政効果試算額)	
1 人件費の削減効果 削減見込額	約 80 億円 (11 年間の累積)
合併に伴う人件費の削減効果として、約 80 億円が見込まれます。	
(1) 特別職の人件費 削減見込額	約 8 億円 (11 年間の累積)
1 市 2 町の市・町長、助役、収入役、教育長などの人数が減ることにより、約 8 億円の削減効果が見込まれます。	
(2) 議会議員の人件費 削減見込額	約 16 億円 (11 年間の累積)
現在の 1 市 2 町の議会議員数が 73 人から 34 人になることから、約 16 億円の削減効果が見込まれます。(2 年間の在任特例と仮定して試算)	
(3) 一般職員の人件費 削減見込額	約 56 億円 (11 年間の累積)
毎年の退職者数の補充を減らすことにより、約 56 億円の削減効果が見込まれます。	
2 行政経費の節減効果 節減見込額	約 118 億円 (11 年間の累積)
合併に伴う行政経費の節減効果として、約 118 億円が見込まれます。	
(1) 物件費の節減効果 節減見込額	約 67 億円 (11 年間の累積)
合併 5 年後に類似団体の人口 1 人当りの物件費と同水準になるものとして、約 67 億円の節減効果が見込まれます。	
(2) 補助費等の節減効果 節減見込額	約 51 億円 (11 年間の累積)
合併 5 年後に類似団体の人口 1 人当りの補助費等と同水準になるものとして、約 51 億円の節減効果が見込まれます。	
3 国・県の財政支援措置 措置見込額	約 68 億円
合併に伴う財政支援措置として、約 68 億円の財政支援措置が見込まれます。	
(1) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置 (普通交付税)	約 10.4 億円 (5 年間)
(2) 合併に対する新たな特別交付税措置	約 11.3 億円 (3 年間)
(3) 市町村合併特例交付金 (県)	約 7.5 億円 (5 年間)
(4) 合併特例債償還分普通交付税措置	約 38.6 億円 (11 年間の累積)

出典：第 11 回古河市・総和町・三和町合併協議会より抜粋

上記の削減額は、「合併した場合」と「3 市町単独で試算した場合の合計」の差によるものである。なお、人件費のうち、一般職分については、合併した場合は平成 17 年度以降、退職者に対する採用者を 50%と設定し、削減分を見込んでいる。

上越市

以下のような考え方で財政シミュレーションを行った。

予測年度：平成 17 年度から平成 32 年度

推計条件：

(1) 経済情勢・制度上の取り扱いについて

①現在の経済情勢で見通す。

②国・地方の税財政制度改革に伴う影響は、現段階では加味しない。

③合併後のまちづくりに係る費用及び合併特例債は発行しないものとして推計。

④国・県からの合併に対する財政支援は、普通交付税の算定の特例及び特別交付税の措置額のみ加算する。(国・県補助金は加算しない)

(2) 人口予測について

①合併効果による人口及び年齢構成の変動は加味しない。

②14 市町村の将来人口については、(株)統計情報研究開発センターによる推計値を適用する。

(3) その他の要素について

①事務事業の調整方針案に基づく追加財政需要額は加算しない。

→ 補足：推計上、例えば扶助費については、平成 15 年度当初予算における人口一人あたりの値×将来人口で求めている。なお、使用料についても、同様

に過去3年平均の人口一人あたり額×将来人口で求めている。

②庁舎経費等施設経費は現状のままとする。

③職員給は、普通会計に係る職員数についての退職者の43%（人口と産業構造を基準とした類似団体の職員定数モデルを基に、新市の目標職員数を算出して得た割合）を補充するものとして推計する。

④火力発電所建設に伴う交付金、税収、地方交付税は加味しない。

このほか、普通建設事業費については、第1段階として「過去2年の平均値で横ばい」として算出し、歳入歳出の収支を総合的に比較して生じる歳入欠陥額が10年間で200億円となる結果となったため、第2段階として、普通建設事業費を毎年度20億円抑制し、収支のバランスをとった。さらに、そこから充当財源の内訳を整理し、合併後の上越市が事業主体となる普通建設事業費の範囲を算出した。

なお、上越市においては、この上「市が事業主体となる普通建設事業費」を、「共通事業」「地域事業」に区分し、うち「地域事業」については旧市町村毎に配分額を設定し、旧市町村における10年間の事業費の総額を定めている（住民にも公表）。⇒（基本編第4編第3章第3節）

西東京市

田無市・保谷市の合併による財政効果については、下記の項目毎に仮の条件を設定し、削減可能額について試算したもので、平成13年度から平成22年度までの10年間で、189億3千9百万円の削減が可能となるものと試算。

また、田無市・保谷市の合併効果による財源については、「新市のまちづくりのための事業費」の財源として、活用していくこととした。

1 一般職人件費

原則として、前年度退職者の2/3を新規採用することにより、平成13年度から平成22年度までの10年間で218人の職員を削減できるものと仮定し、135億9千3百万円の削減が可能となるものと試算。

(1) 田無市・保谷市の職員数の状況(平成11年4月1日現在)

総職員数 1,417人(田無市 617人、保谷市 800人)

(2) 職員の削減についての考え方(仮定)

- ①合併直後の平成13年度については、事務職の採用は行わない。
- ②平成14年度以降の事務職の採用は、前年度退職者の2/3補充を原則とする。
- ③事務職の採用は、単年度20人を上限とする。
- ④保育士、看護師、保健師等の専門的な職については、完全補充とする。
- ⑤行政改革の推進を図るものとし、民間への業務委託が可能と思われるものについては、退職者の補充は行わない。

2 特別職人件費

類似都市の職員数になるものと仮定し、平成13年度から平成22年度までの10年間で、8億8千万円の削減が可能となるものと試算。

(1) 長等の特別職

類似都市の職員数になるものと仮定し、試算。

(2) その他の特別職(委員会・審議会の委員、事務嘱託員等の非常勤職員)

類似都市の職員数になるものと仮定し、試算。

※田無市・保谷市の職員数の状況(平成11年度予算)

総職員数 2,000人(田無市 916人、保谷市 1,084人)

3 市議会議員報酬

地方自治法に規定された議員の定数を基準として、平成13年度から平成22年度までの10年間で、8億5千万円の削減が可能となるものと試算。

4 事務経費

類似都市の事務経費程度になるものと仮定し、平成13年度から平成22年度までの10年間で、9億8千6百万円の削減が可能となるものと試算。

(1) 臨時職員賃金

合併時に類似都市の臨時職員数程度になるものと仮定し、試算。

なお、保育園の臨時職員については、現行のとおりとするもの。

(2) 電子計算管理費

電子計算機器の保守管理、機器借上等にかかる経費について、合併時に類似都市の管理費程度になるものと仮定し、試算。

(3) 民間業務委託

行政改革の推進を図ることにより、民間への業務委託が可能と思われるものについては、民間への業務委託を図るものと仮定し、試算。

(4) 共通事務費

旅費、需用費、役務費について、合併時に類似都市の事務費程度になるものと仮定し、試算。

田無市・保谷市合併に伴う「負担と給付」についての試算

1 合併による財政効果

(単位百万円)

項 目	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	合 計
一般職人件費(原則2/3採用)	-261	-437	-616	-803	-1,140	-1,274	-1,599	-2,140	2,518	-2,805	-13,593
前年度定年退職者(人)	28	34	35	39	50	25	46	69	52	49	425
当該年度採用職員(人)	4	19	20	22	23	16	21	27	25	30	207
職員の削減数(人)	-24	-15	-15	-15	-27	-9	-25	-42	-27	-19	-218
特別職人件費	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-880
長等(6人)	-79	-79	-79	-79	-79	-79	-79	-79	-79	-79	-790
その他の特別職	-9	-9	-9	-9	-9	-9	-9	-9	-9	-9	-90
市議会議員報酬	0	-12	-74	-74	-74	-84	-133	-133	-133	-133	-850
市議会議員数(人)	48	48→α	α	α	α	α→β	β	β	β	β	β
事務経費	-241	-201	-179	-121	-121	-103	-63	-5	-5	53	-986
臨時職員賃金	-137	-137	-137	-137	-137	-137	-137	-137	-137	-137	-1,370
電子計算管理費	-69	-69	-69	-69	-69	-69	-69	-69	-69	-69	-690
民間業務委託	0	40	62	120	120	138	178	236	236	294	1,424
共通事務費	-35	-35	-35	-35	-35	-35	-35	-35	-35	-35	-350
一部事務組合負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩六都科学館組合											0
東京都市町村総合事務組合											0
昭和病院組合											0
柳泉園組合											0
三多摩地域廃棄物広域処分組合											0
消防事務事業	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-2,630
財政効果A	-853	-1,001	-1,220	-1,349	-1,686	-1,812	-2,146	-2,629	-3,007	-3,236	18,939

※平成10年度決算及び平成11年度予算により試算

2 住民負担の軽減による影響額

(単位百万円)

項 目	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	合 計
地方税	-136	-136	-136	-136	-136	-136	-136	-136	-136	-136	-1,360
法人市民税(税率・均等割)	-36	-36	-36	-36	-36	-36	-36	-36	-36	-36	-360
都市計画税(税率)	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-90	-900
固定資産税(減免)	-10	-10	-10	-10	-10	-10	-10	-10	-10	-10	-100
国民健康保険料(税)	-228	-228	-228	-228	-228	-228	-228	-228	-228	-228	-2,280
下水道使用料	-117	-117	417	-117	-117	-117	-117	-117	-117	-117	-1,170
保育料	-25	-25	-25	-25	-25	-25	-25	-25	-25	-25	-250
学童クラブ育成料・間食費	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-60
影響額合計B	-512	-512	-512	-512	-512	-512	-512	-512	-512	-512	-5,120

※平成10年度決算及び平成11年度予算により試算

3 合併に伴う影響の試算

(単位百万円)

項 目	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	合 計
合併に伴う財政効果 A	853	1,001	1,220	1,349	1,686	1,812	2,146	2,629	3,007	3,236	18,939
住民負担の軽減による影響額 B	-512	-512	-512	-512	-512	-512	-512	-512	-512	-512	-5,120
小計 C=A+B	341	489	708	837	1,174	1,300	1,634	2,117	2,495	2,724	13,819
まちづくり事業費充当財源 D	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	1,700
合併特例債充当財源 E=F-G	0	24	48	72	141	211	281	351	420	490	2,038
合併特例債償還金 F	0	80	160	240	472	704	937	1,169	1,401	1,633	6,796
普通交付税措置費 G	0	56	112	168	331	493	656	818	981	1,143	4,758
振興のための基金造成充当財源 H (対象事業及び運用方法が未確定のため未計上)											0
余剰財源 I=C-D-E-H	171	271	490	595	863	919	1,183	1,596	1,905	2,064	10,081

※平成10年度決算及び平成11年度予算により試算

第5章 協定項目資料・合併市町村基本計画資料の作成

第1節 合併協定項目の協議

合併協定項目の協議のためには、事務事業のすり合わせ等において、事務的にかなりの作業量を伴うことが多い。基本は、事務局職員が作成した様式（調査票）に基づき、分科会委員あるいは各担当係の職員がそれに記載し、その集約を事務局職員が行ったうえで、分科会・専門部会等において課題と調整方針案の検討などを行うこととなる。また、調整方針の検討の過程では、先進事例の情報を収集することも重要であり、幹事会・協議会に提示する資料にも、事例を参考として添付することが一般的である。

しかし、作業量が膨大にわたるため、合併協議の自主性・主体性を損ねない範囲で一定の作業を外部に委託し、合併協議の円滑化・効率化を図ることは、あり得る方策であろう。

例えば、現況調査票の作成等において、

- ① 入力ファイルの作成・修正
- ② 調査票の集約
- ③ 課題の整理
- ④ その他合併協定項目の協議に有益な資料の収集・作成（事例収集など）

等を外部に委託することが考えられる。

【各協定項目を協議会に提案する際の、基本的な資料スタイル（例）】

① 提案の内容

協議第〇号
〇〇〇事業の取扱いについて
〇〇〇事業取扱いについて、提案する。
平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇合併協議会会長 〇〇 〇〇
〇〇〇事業取扱いについて (1) △△については、A市の制度に統一することとする。 (2) ◇◇については、合併後2年以内に再編するものとする。

② 調整内容表（①の次のページに添付。事務事業調整用個票の要約）

〇〇〇事業の取扱いについての調整内容

項目	町村名	A市 (現況)	B町 (現況)	C村 (現況)	備考	調整方針 (新市)
(1) △△						
(2) ◇◇						
(3) □□						

③ 参考資料

- ・ 先進合併市町村事例の調整内容（状況が類似した事例を中心に整理）
- ・ 関連する法律等

第2節 合併市町村基本計画

目次構成（⇒第5編）の詳細検討等においては、先進事例（旧合併特例法下では「市町村建設計画」）を収集整理することが参考となる。都道府県事業の記載方法については、特に同一都道府県内の事例が参考となるであろう。

合併市町村基本計画案の作成作業の一部を外部に委託することについては、①外部に委託せず全て自前で行う、②合併市町村基本計画案作成のための基礎データ収集及び住民意向調査の実施、行財政シミュレーションの実施等部分的に外部委託を行う、③合併市町村基本計画案の作成作業の幅広い部分わたって外部委託を行うなど、さまざまな事例がある。

また、計画策定においては、主要施策等に係るワークショップの開催など、住民参加を効果的に取り入れる事例もある。

いずれにせよ、地域の実情等により、最も効果的な方法を選択すべきであろう。

【例】

西東京市

任意協議会における新市将来構想の策定段階においては、「まちづくり構想」部分について、市民代表委員を中心とする新市将来構想策定委員会、自由参加市民によるワークショップ「21世紀フォーラム」を経て、市民の手によってまとめた。この「まちづくり構想」部分に「合併の必要性」「合併の効果」を加えたものが新市将来構想となり、法定協議会移行後に策定した新市建設計画のベースとなった。なお、任意協議会段階からコンサルタントの活用を行った。

豊後大野市

計画策定について、コンサルタントへの委託を行わずに策定（平成15年度当初予算で建設計画素案作成委託料として315万円を計上していたが、補正予算において全額削除）。構成市町村の総合計画を勘案し、各町村の「新市まちづくり委員会」の提言、アンケートや座談会等の実施により、住民の意見を反映するよう努めた。なお、各種の具体的な事業については、合併後に策定する総合計画の実施計画に委ねることとした。

第6章 合併協定書、合併協定調印式

第1節 合併協定書

合併協定書は、合併協定項目ごとに決定した方針等が簡潔に示され、また、合併市町村基本計画は冊子を別添することが一般的である。また、各種事務事業調整については、協定書においては調整の原則・方向性のみ示し、具体的な事務事業ごとの調整方針については別表としてまとめる場合もある。

この協定書に、調印書を付け、それに関係市町村長及び立会人が署名を行う。協定書は、関係市町村数分作成することとなる。

第2節 合併調印式

調印式は、それまでの合併協議の集大成として、記念すべき日である。合併協定書に関係市町村長が署名し、合わせて立会人（合併協議会委員など。特別立会人として都道府県知事・副知事等が参加する場合もある。）が署名することとなる。署名を行う協定書は、合併関係市町村数分作成することとなる。

なお、調印式の次第の基本形は、次の通りである。

【例】

A市・B町・C村合併協定調印式次第	
	日時：平成〇〇年〇月〇日（〇）
	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇（おおむね1時間程度）
	場所：〇〇会館 大会議室
1	開会
2	合併の経過報告
3	合併協定書調印
	（1）合併協定書説明
	（2）3市町村長署名
	（3）立会人署名
4	合併協議会会長あいさつ
5	祝辞
6	閉会

第7章 都道府県の役割

第1節 都道府県知事

第1款 合併新法上の位置付け

⇒（基本編：第3編第11章第1節）

第2款 基本的姿勢

市町村合併は、地域を熟知し域内の行政に責任を有する広域的な自治体としての都道府県の役割が極めて重要である。特に、都道府県知事が市町村合併についてどのような姿勢をとり、どのような具体的な仲介をするかが、域内の市

町村合併の流れを大きく左右する。合併新法においては、旧合併特例法にも増して、都道府県が大きな役割を果たすものとしている。

「市町村の自主性を尊重しながら支援する」と言いながら実際には積極的な行動を起こさず、自主的な市町村合併が進展しない地域もあるが、市町村合併が全国的に避けて通れない地方行政の緊急の重要課題となっている中で、都道府県にあっては、市町村合併は市町村だけの問題ではなく自らの大きな課題でもあるとの認識の下、合併新法の期限内において、国及び市町村と一体となった積極的な取組を行わなければならない。特に、旧合併特例法下において、市町村合併が比較的進展しなかった地域においては、都道府県の一層の積極的な姿勢と取組が強く求められているところである。

厳しい社会経済情勢の中、都道府県の取組が遅れることによって当該都道府県内の市町村のみが新しい時代に適合できなくなるとすれば、もっとも影響を受けるのは当該都道府県内の住民であり、市町村であることを都道府県は十分認識する必要がある。

第3款 具体的行動

⇒（基本編：第3編第11章第2節）

都道府県の市町村合併の支援については、単に総論にとどまることなく、知事自身が市町村長や市町村議会議長等と膝を交えて意見交換を行ったり、様々な場において自分の言葉で住民に対して訴えかけること等を行うとともに、担当部局はこれまでの都道府県内における合併事例における成功ポイント、課題等の情報を踏まえながら、市町村合併を個別具体的に支援すべきである。

特に、引き続き知事を長とする全庁的な支援体制の設置、合併新法に基づく都道府県の合併構想の作成・合併構想への市町村の位置付け等により、法定協議会の速やかな設置を助言（場合によっては勧告）するとともに、個別の協議会に対して、幹部職員の委員としての参加、担当職員の事務局への派遣、協議が行き詰まった際の適切な助言や市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調整を行わせること、合併協議推進勧告、支援策の提示、市町村職員の研修の受入れ等、あらゆるレベルで支援を惜しまない組織的な体制が重要である。

第2節 都道府県議会議員

都道府県議会議員は、当該郡市の区域における代表者として、助言、意見交換等を行い、また都道府県議会において市町村合併の気運を醸成するなど、その役割は非常に重要である。市町村合併により都道府県議会議員の選挙区やその定数、また実際の選挙の動向にも影響を及ぼす場合があるという面もあるが、高い見地から地域の意見を集約する姿勢が期待される。

なお、都道府県議会議員の選挙区については、合併新法第21条の規定により、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、従前の選挙区によるか、又は合併市町

村が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

第8章 都道府県をまたがる合併協議会の設置

都道府県をまたがる合併協議会の設置について、通常の合併協議会の設置と異なる点は、都道府県知事に対する次の手続である。

第1節 住民発議による設置の請求

第1款 合併新法第4条の場合

住民発議により合併協議会の設置の請求があった市町村（以下「合併請求市町村」という）の長は、次のそれぞれの段階において、合併請求市町村を包括する都道府県知事に対する報告義務がある。

- ① 合併対象市町村の長に対し、合併協議会の設置について議会に付議するか否かの意見を求めたとき（第2項）
- ② ①の回答を受理したとき（第4項）
- ③ 議会の審議の結果（第7項）

これらの場合、合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない（第10項）。

第2款 合併新法第5条の場合

次のそれぞれの段階において、都道府県の知事に対する手続がある。

- ① 合併協議会設置の請求が同一内容であることの確認（第2項）
- ② 同一請求があった旨の通知（第3項）
- ③ ②の通知があった旨の関係市町村長に対する通知（第4項）
- ④ 議会の審議の結果の報告（第8項）
- ⑤ ④の結果の関係市町村長に対する通知（第9項）

これらは、いずれか一つの都道府県を相手に行えばよいとされているが、各市町村は、それぞれが包括される都道府県の知事を経由してこれらの手続を行うこととなる（合併新法施行令第34～36条）。

第2節 その他の都道府県知事に関する手続

その他の都道府県知事に関する手続には、原則次のものがある。

- ① 合併協議会設置の届出（地方自治法第252条の2第2項）
- ② 合併市町村基本計画の協議（合併新法第6条第3項）
- ③ 合併市町村基本計画の送付（同条第4項）

第9章 合併に係る特例及び支援

第1節 市となるべき要件の特例の活用

平成22年3月31日までに市町村合併が行われる場合に限り、人口要件の特例を地方自治法の原則である「5万人以上」から「3万人以上」に改め、連たん要件等の人口以外の要件については不要とされている（合併新法第7条）。

第2節 行政支援策の活用

第1款 地域審議会、地域自治区、合併特例区

⇒（基本編：第7編第2章、実務編：第4編第9章）

第2款 市町村議会議員の選挙区の特例

⇒（第4編第7章）

旧市町村等の意向が合併後の市町村の議会において適切に反映されるよう、合併新法第8条や公職選挙法第15条第6項による選挙区の特例が考えられる。

新設合併の場合、設置選挙において選挙区を設けようとするときは、あらかじめ合併関係市町村において協議しておき、合併市町村の長の職務を行う者が専決処分により決定しなければならない。

編入合併の場合は、合併新法第8条第2項により地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入する合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、「編入合併特例定数」を用いることができる。この増員すべき議会の議員の定数の算定は、編入される合併関係市町村の区域ごとに行われ、同条第3項により編入された合併関係市町村の区域を単位として法律上の選挙区が設置されることになるので、合併により消滅することとなる編入される合併関係市町村は、当該期間に限り、どのように小さな市町村であっても少なくとも一人の代表が選出されることになる。

したがって、編入合併の場合に定数特例を適用したときは、合併時に、編入される市町村の区域で必ず増員選挙が行われることになる。

第3款 市町村議会議員の退職年金に関する特例

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす（合併新法第10条）。

また、在職期間の計算は、通常、都道府県、市、町村の区分毎に行い、それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間を合算するが、他の区分の議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は合算できない（地方公務員等共済組合法第159条第1項）。ただし、市町村の廃置分合等があった場合には、市又は町村の地方議会議員としての在職期間は合算すること

とされている。

この場合には、共済会は、合算されるべき在職期間に係る共済給付金の支給に要する費用を移換しなければならない（同条第2項）。

第3節 財政支援策の活用

第1款 国の財政支援措置

合併新法の下での市町村の合併について、以下の財政措置を講じることとしている。 ※平成18年9月1日現在

第1項 普通交付税による措置

(1) 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9～5カ年度(平成17・18年度に合併した場合は9カ年度、平成19・20年度は7カ年度、平成21年度は5カ年度)は、合併関係市町村が合併の前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税の額の合算額を下回らないように算定する。その後さらに5カ年度については激変緩和措置として、当該算定による増加額を段階的に縮減。

(2) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）

合併後における行政の一体化（基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等）に要する経費等に対して、合併補正による財政支援を行う。

(3) 都道府県の行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県の構想作成及び市町村合併推進審議会に係る経費、合併のための調査研究・啓発事業等に対する経費を措置。

第2項 特別交付税による措置

(1) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置。

(2) 合併移行経費に対する財政措置

合併前に要する電算システムの統合等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置。

(3) 合併支援のための公債費負担の格差是正措置

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の格差に係る利子又は地方債の繰上償還に伴う補償金に対する措置。

(4) 都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置

合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について措置。

(5) 都道府県の行う合併促進経費に対する財政措置

法定協議会を設置している市町村数に応じ、1市町村当たり300万円を都道府県に対して措置。

第3項 合併推進債による措置

○ 合併市町村のまちづくり等に対する財政措置

都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業に対して合併推進債を充当（90%）。元利償還金の40%（ただし、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については50%）を普通交付税措置。

また、都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路事業も対象とし、原則として1合併市町村当たり1事業とする（ただし、地域的な事情は考慮）。

第2款 都道府県の財政支援措置

各都道府県においては、市町村合併支援プラン等において総合的な支援措置を講じているが、合併協議会及び合併市町村等に対する各種財政支援措置も含まれているものが多い。都道府県へ相談し、支援措置の効果的な活用を行うことが考えられる。また、各都道府県は、各市町村及び住民に対し、財政支援措置に限らず支援プランの内容全般について、広く広報することが求められる。

【都道府県の市町村合併支援プラン等における財政支援措置（概要）（例）】

※合併新法施行後に市町村合併推進構想を策定している都道府県における構想又は市町村合併支援プランに定める財政支援措置の概要（平成18年9月12日現在）。

※なお、各都道府県の市町村合併支援プラン等においては、財政支援措置のほか、都道府県職員やアドバイザーの派遣等の人的支援措置、調査研究の実施、助言・情報提供、合併市町村への権限移譲等の支援措置が位置づけられているところである。

北海道 北海道市町村合併支援プラン (平成18年7月)	○合併協議に係る経費への支援 法定合併協議会の円滑な協議を推進するために、合併準備のための調査や委託事業などの経費に対して財政支援を実施する。 ○新たな市町村のまちづくりへの支援 合併後の新たな市町村のまちづくりを推進するため、地域内の交流、連携、一体性の強化のために実施する事業に対して、財政支援を実施する。 ○市町村補助事業の優先的採択 合併市町村基本計画に基づき実施する事業について、補助金の優先的採択に配慮する。 ○市町村振興基金貸付金による配慮 合併市町村基本計画に基づき実施する事業について、市町村振興基金貸付金の貸付に配慮する。また、合併前の旧市町村が市町村振興基金を財源として整備した施設について、合併による施設の統合整備等に併い他用途に転用する場合、当該基金の繰上償還の可否を判断するに当たっては、合併という事情について配慮する。
岩手県 新岩手県市町村合併支援プラン (平成18年4月)	○市町村等が行う普及啓発事業への支援 市町村や民間団体が合併の推進のために行う、講演会や意見交換会の開催などの普及啓発事業については、市町村等からの要望に応じて、地域活性化事業調整費対象事業として優先的に採択する。 ○合併申請市町村への支援 知事へ合併申請を行った市町村が、合併を円滑に推進するために行う事業に要する経費については、市町村からの要望に応じ、自治振興基金による無利子貸付を行う。

	○合併市町村のまちづくり事業に対する支援 合併市町村が行う、合併市町村基本計画に基づくまちづくりのための事業に要する経費については、合併市町村からの要望に応じ、自治振興基金による無利子貸付を行う。 ○過疎団体及び準過疎団体に対する県単独支援措置の特例 合併市町村のうち合併関係市町村に過疎地域又は準過疎地域の市町村が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域又は準過疎地域であった区域を過疎地域又は準過疎地域とみなして、これらに対する県単独の支援措置を引き続き行うものとする。
宮城県 宮城県市町村合併推進構想 (平成18年3月)	○公共的民間団体等に対する財政支援 公共的民間団体等が行う市町村合併を目的とした講演会の開催、調査研究、その他気運醸成に資する事業に対し、その経費の一部を負担する。 ○合併協議会等の運営経費に対する財政支援 市町村合併に関する調査研究や市町村合併に向けた具体の協議を行うために、構想対象市町村に位置付けられた市町村により設置された、合併研究会や合併協議会の運営に要する経費に対して財政支援を行う。
山形県 新山形県市町村合併支援プラン (平成18年3月)	○やまがた夢未来まちづくり交付金 夢未来支援地域に指定した構想対象市町村の合併に向けた取組みの促進、新しいまちづくりの支援 ア 合併協議会（任意・法定）交付金 目 的：合併協議会の早期の設置と円滑な運営 交付金額：合併協議会を設置した日の属する年度及びこれに続く2年度、一合併協議会あたり300万円を上限に交付 イ 合併市町村交付金 目 的：合併後の新しいまちづくり 交付金額：合併関係市町村数×3千万円 ○市町村振興資金の活用 ア 夢未来支援地域に指定した市町村が実施する合併に資する公共的施設等の整備促進のための事業の貸付枠を確保する。 イ 貸付けに際しては、合併した場合に不利にならないように配慮する。
福島県 福島県市町村合併支援プラン (平成18年3月改定)	○合併協議会の運営経費等への助成 法定合併協議会又は任意合併協議会の運営が円滑に行われるよう、その調査検討や運営等に要する経費に対して助成を行う（広域行政体制整備推進事業交付金）。 ○市町村振興基金の合併市町村特別事業 合併市町村及び合併重点支援地域に指定された市町村が行う建設事業に対する充当率の嵩上げ(95%)、優先貸付を行う。 ○市町村振興基金の貸付条件に係る経過措置設定 準過疎地域振興枠の借入対象団体であった市町村が合併により対象外となった場合でも、合併前の対象地域内で行われる建設事業については、一定期間、従前の貸付条件を適用する。 ○合併市町村支援交付金 合併市町村又は廃置分合申請後の合併関係市町村が市町村合併を契機として行う、地域の特性を生かした新しいまちづくりに資する事業に対して交付金を交付する。 ○国民健康保険広域化等支援基金 市町村の合併を含む国民健康保険事業の運営の広域化を支援するため、保険税（国民健康保険税）の平準化を行うための無利子貸付や、広域化の立ち上げに必要な費用に充てるための交付事業を行う。
栃木県 新栃木県市町村合併支援プラン (平成18年3月)	○法定合併協議会への助成 構想に位置付けられた市町村が設置した法定合併協議会が行う調査研究事業及び普及啓発事業に対し助成 ・補助率：10/10 ・補助限度額：1協議会当たり5百万円（単年度限り） ○市町村振興資金の貸付 ・合併関係市町村が、合併前に連携しながら実施する公共施設等の整備に対し、無利子貸付を行う。 ・合併市町村のまちづくりのための事業に対して、市町村振興資金の優先的な貸付けを行う。 ○市町村合併支援交付金 構想に位置付けられた合併市町村に対し、合併に伴う臨時的な財政需要に対応するとともに、合併市町村基本計画の実現に当たり、市町村合併支援交付金を交付 ・交付総額：2億円＋（合併関係市町村数－2）×1億円 ・交付期間：5カ年度

群馬県 群馬県市町村合併支援方針 (平成18年9月)	○財政支援措置 必要な財政上及び施策上の支援を行う。 ・合併協議会の調査・研究・運営費等に対する補助 ・国庫補助事業及び県単独事業の優先採択・重点投資 ・補助金等の適用要件の緩和 ・各種施策における地域指定等の配慮 など
埼玉県 新埼玉県市町村合併支援プラン (平成18年3月)	○法定合併協議会助成事業費補助金 構想対象市町村が設置する法定合併協議会の運営に関する事業経費の助成を行う（ただし、政令指定都市を含む合併協議会の場合は対象としない。）。 ○合併準備支援事業交付金 構想対象市町村の合併に向けた準備が円滑に行われるとともに、合併後における行政サービスの円滑な実施に資するため、合併準備・移行に要する経費について交付金を交付する（ただし、政令指定都市及び政令指定都市と合併する市町村は対象としない）。 ○ふるさと創造貸付金 電算システムの統合事業等に要する経費について、ふるさと創造貸付金の低利貸付を行う。 ○合併した市町村のまちづくり事業に対する財政支援 合併後の市町村が進める主体的かつ計画的な事業について、ふるさと創造資金による助成を行う。
山梨県 山梨県市町村合併推進構想 (平成18年3月)	① 合併協議会の活動に対する財政措置 市町村合併の推進に向けて合併協議会が取り組む各種事業に要する経費に対して補助金を交付。 ② 合併準備事業に対する財政措置 合併協議会やその構成市町村が取り組む合併準備のための電算システムの統一や具体的な地域整備計画の策定に要する経費に対して補助金を交付。 ③ 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するための財政措置 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するために、合併に伴い緊急又は臨時に必要な事業経費に対して、2市町村の合併で1億円、1市町村増えるごとに1億円を加算して交付。 ④ 合併推進のための建設事業に対する財政措置 合併新法下では廃止された合併特例債に代わる措置として、市町村振興資金に新たな貸付枠を設定し、市町村の合併の推進に資する施設の整備のための建設事業に対して貸付を行うとともに、財政負担の軽減を図るために元利補給金を交付。
静岡県 新静岡県市町村合併支援プラン (平成18年3月)	○市町フレンドシップ推進事業 …対象地域＝全市町 合併や広域行政への取組の一層の推進を図るため、複数の市町、一部事務組合、広域連合、協議会、広域職員グループ等によって行われる下記の事業に対して助成する。 対象事業（補助率、限度額） ・広域調査研究事業（2分の1以内、限度額5千万円（1市町当たり5百万円）） ・事務共同化事業（2分の1以内、限度額5千万円（1市町当たり5百万円）） ・広域イベント広報事業（2分の1以内、限度額5千万円1市町当たり5百万円） ・広域職員ネットワーク事業（10分の10以内、限度額50万円） ○合併推進研究団体への助成…対象地域＝全市町 合併を推進する公共的団体等が行う、合併に係る調査・研究等の事業に対して助成する。 ・制度名：合併推進団体支援事業 ・助成対象団体：合併を推進する公共的団体(商工会議所、青年会議所等) ・補助率：2分の1以内 ・助成限度額：上限1,000千円 ○合併協議会への助成 …対象地域＝構想対象市町 構想対象市町の設置する合併協議会が実施する、合併後の新市町のグランドデザインの作成及び合併によるシミュレーション等の経費の一部を助成する。 ・制度名：合併推進団体支援事業 ・助成対象団体：構想対象市町が設置する合併協議会 ・補助率：2分の1以内 ・助成限度額：上限3,000千円
奈良県 新奈良県市町村合併支援プラン (平成18年9月)	①市町村合併の取り組みに対する支援 ○市町村合併推進支援事業補助金 市町村や公共的団体が行う市町村合併に関する講演会やシンポジウムなどの情報提供・啓発事業に要する経費の一部を補助。 (補助率1/2、1事業主体につき180万円が上限) ○市町村合併推進支援事業交付金 法定協議会の活動経費の一部を支援。(1協議会あたり500万円が上限) ②市町村合併を通じたまちづくりに対する支援 ○奈良県市町村合併支援交付金 合併前後の臨時的な財政需要及び合併後の一体的なまちづくりへの財政支

	援。 - 合併関係市町村数（新法下で合併し、当該交付金の交付を受けた合併市町村は除く）× 1 億円（但し、旧法下で合併した市は 5000 万円）を上限として交付。 - 合併関係市町村の数が 5 市町村以上の場合は、当該交付金を 20% の範囲内で加算。 - 合併後の市町村人口が 3 万人に満たない場合は交付しない。 ○地域活性化事業総合補助金及び市町村振興資金による財政支援。
和歌山県 新和歌山県市町村合併支援プラン (平成 18 年 4 月)	○市町村合併協議支援事業補助金 構想に基づき設置された合併協議会が実施する調査・研究事業等の活動に要する経費の一部に対し、補助を行う。(補助率 1/2 限度額 500 万円) ○市町村振興資金貸付 市町村合併に資するため、必要な公共施設等の整備事業に対し、市町村振興資金の貸付けを行う。 ○市町村基本計画支援事業補助金 構想に基づき合併した新市町村が、市町村基本計画を基に実施する一体的なまちづくりのための事業に対し、1 億円に合併前の合併関係市町村数を乗じた額を交付する。 ○許認可等に係る手数料の減免 市町村合併による市町村の法人格変更のため、あらためて許認可等を必要とする場合は、当該手続にかかる手数料を減免する。
岡山県 新岡山県市町村合併支援プラン (平成 18 年 3 月)	(1) 新法に基づいて合併協議会を設置した市町村への支援 ○新岡山県合併協議会補助金 市町村合併の協議、合併市町村基本計画の策定等が迅速かつ円滑に行われるよう、法定の合併協議会が実施する合併準備のための事業等を対象として補助金を交付する。(単年度あたり、合併協議会の構成市町村数に 2,500 千円を乗じた額とする。ただし、補助対象経費の 1/2 以内とし、補助期間の総額の上限を、構成市町村数に 5,000 千円を乗じた額とする。補助期間は、原則として 2 年間。) (2) 新法に基づいて合併した市町村への支援 ○新岡山県市町村合併支援特別交付金 合併に際して発生する臨時的な経費を対象として、合併後 5 年間に、合併関係市町村数に応じ（2 団体の場合は、1 億円を限度。1 団体増えるごとに 1 億円を加算）、特別交付金を交付する。なお、旧法に基づく合併市町村を含まない場合は、1 億円を加算する。
山口県 山口県新市町村合併支援プラン (平成 18 年 7 月)	○法定合併協議会運営円滑化支援事業 法定合併協議会における協議、運営等が円滑に進むよう、合併協定項目の調整案策定や新市町基本計画案策定に係る経費に対して助成する。 補助対象：法定合併協議会 補助対象事業：ア 協定項目調整案策定の調査に要する経費 イ 新市町基本計画案策定の調査に要する経費 補助年度：平成 21 年度まで 補助限度額：補助年度間通算で 1 協議会当たり 2,500 千円×構成市町村数 ○市町きらめき支援資金（貸付金） 合併準備業務が円滑に進められるよう、合併前に必要となる公用施設の基盤整備事業に要する経費に対して資金を貸し付ける。 貸付対象：電算システム改修、庁舎改修等の合併前に必要となる公用施設の基盤整備事業 対象期間：平成 21 年度まで 貸付利率：無利子 貸付期間：最長 20 年以内（うち据置 3 年以内） ○広域的なまちづくり事業への重点的支援 合併による広域的なまちづくりを進める地域に対して、国、県、市町事業について、地元の要請等に応じ、事業化の検討、優先採択、重点投資について配慮する。
福岡県 福岡県市町村合併支援プラン (平成 18 年 7 月)	○市町村合併支援特例交付金 合併に伴い必要不可欠な電算システム統合や庁舎改修等の事業について、合併関係市町村や合併市町村の負担を軽減するため、交付金を交付する。 また、人口 1 万人未満の小規模団体を含む合併が行われる場合には、合併後のまちづくりを支援するため、当該交付金の加算を行う。 ○市町村振興資金の活用 土地開発公社の長期保有土地や公営企業の不良債務が対象地域における合併の阻害要因となっている場合に、その解消を図るため、市町村振興資金を活用する。 ○過疎対策事業に係る地方債の取扱いにおける配慮 合併関係市町村及び合併市町村の自立促進を図るため、当該市町村の取り組む過疎対策事業について、過疎債の重点的配分を行うなど十分な配慮をする。

宮崎県 宮崎県新市町村合併支援プラン (平成18年3月)	○合併協議会補助金 法定合併協議会の運営に要する経費の一部を補助する。 単年度補助限度額：1市町村500万円 総補助限度額：1市町村1,000万円 交付期間：3ヵ年度以内 ○新市町村合併支援交付金 合併市町村又は合併を議決した構想対象市町村が行う新たなまちづくり等を支援するため、「合併市町村基本計画」に位置付けられた事業等の実施に要する経費について交付金を交付する。 基本額：合併関係市町村数×1億円 交付限度額：7億円 交付期間：合併年度及びこれに続く5ヵ年度以内 ただし、電算システムの統合等のため必要があると認められる場合は、合併を議決した年度から交付することができる。 ○元気のいい地域づくり総合支援事業 複数の市町村及び合併市町村等が自ら提案・実行する広域連携による取組など広域的波及効果のある事業に対して支援する。 補助限度額：1億円（県の採択を受けた「元気のいい地域づくり計画」1件についての3ヵ年度以内の総額） ○元気市町村支援資金貸付事業 市町村が防災対策や行財政スリム化等当面する課題の解決を図るために取り組む事業に対し、無利子資金を貸し付ける。
鹿児島県 鹿児島県新市町村合併支援プラン (平成18年3月)	○合併市町村一体化促進支援事業 合併市町村が実施する事業のうち、特に新市町村の速やかな一体感の醸成や広域的なまちづくりに資すると認められる事業で、市町村の創意・工夫により実施される事業に対して、重点的に助成を行う。 【補助率】70%以内 【限度額】ア 事業1件当たり5千万円（ソフト事業は1千万円） イ 合併市町村毎の補助限度額（総額） 次の算式による。ただし、5億円を上限とする。 $2.5\text{億円} + (n - 2) \times 0.5\text{億円}$（$n$＝合併関係市町村数） 【補助対象期間】合併年度及びこれに続く5年間 ○市町村振興資金 市町村の振興と財政の円滑な運営に資するため資金の貸付を行う本事業において、優先的に無利子貸付を行うことで、合併市町村の広域的・一体的なまちづくりの推進等を支援する。 【充当率】90% 【償還年数】12年以内 【利率】無利子 【償還方法】元金均等、年賦償還
沖縄県 沖縄県市町村合併推進構想 (平成18年3月)	財政的支援 ①合併協議会が行う合併の準備に係る事業への財政的支援 ②合併市町村が新市町村基本計画に基づき行う事業への財政的支援 ※新しい支援プランについては、現在策定中。

第4節 過疎法の合併特例の活用

合併関係市町村に過疎地域の市町村が含まれる場合、過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）の要件を満たせば、合併市町村の全域が過疎地域となる、あるいは過疎地域とみなされることにより、過疎法上の措置がすべて適用されることとなる。また、合併市町村の全域が過疎地域とみなされない場合であっても、合併市町村のうち過疎地域であった市町村の区域は、引き続き過疎地域とみなされる。（過疎法第2条第1項、第33条第1項及び第2項）

第5節 新市町村合併支援プラン

政府は、市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るため、平成13年3月27日の閣議決定により、内閣に市町村合併支援本部を設置し、平成13年8月に市町村合併支援プランを決定するな

どして、各省庁が連携し、市町村合併の取組に対する強力な支援を行ってきた。

合併新法下においても、市町村合併を強力に推進するため、新市町村合併支援プラン（平成 17 年 8 月決定）等により、引き続き各省庁が連携、協力して市町村合併を支援していく。

新市町村合併支援プランの概要

平成 17 年 8 月 31 日
市町村合併支援本部

第 1 市町村合併支援の必要性

市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成 17 年 4 月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応えていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

第 2 新支援プラン策定の方針

1 趣旨

新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

2 対象地域

- (1) 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
- (2) 新法に基づいて合併した市町村

第 3 新支援プラン

1 市町村合併支援策

(1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

① 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和
- 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い
- 合併後市町村の人材育成への支援 等

② 財政措置等による支援

- 普通交付税の算定の特例
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置
- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
- 合併準備経費に対する財政措置
- 都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置
- 税制上の特例措置 等

(2) 関係省庁の連携による支援策

- ① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備
 - ア 道路の整備（５事業）
 - イ 交通の利便性確保のための条件整備（４事業）
 - ウ 市街地の整備（１事業）
 - エ 住環境の整備（２事業）
 - オ 公園・緑地の整備（１事業）
 - カ 地域の再生（１事業）
- ② 豊かな生活環境の創造
 - ア 廃棄物処理対策の推進（１事業）
 - イ 上水道の整備（３事業）
 - ウ 下水道等の整備（５事業）
 - エ 消防・防災・国土保全の推進（８事業）
 - オ 情報通信の整備（４事業）
- ③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
 - ア 国民健康保険事業の安定的な運営の推進（１事業）
 - イ 高齢者の社会参加の促進（１事業）
- ④ 次世代を担う教育の充実（４事業）
- ⑤ 新世紀に適応した産業の振興
 - ア 農林水産業の振興（１６事業）
 - イ 商工業の振興（４事業）
- ⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり（６事業）

2 市町村合併支援アドバイザー制度

3 市町村合併の広報・啓発

- (1) 全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施
- (2) 市町村合併の広報・啓発

4 市町村合併支援窓口

第4 都道府県取組

都道府県においては、新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランに基づき、引き続き必要な支援を行うことが望まれる。

※ 新市町村合併支援プランの本文については、添付資料参照。

第7編 市町村における合併の申請及び決定

第1章 スケジュール

合併協定書に調印し、総務大臣及び都道府県知事への合併市町村基本計画の送付がなされたならば、直ちに合併申請の手続に入る。

合併申請の手続は、おおむね以下のとおりである。

- ① 市町村議会による合併議案の議決
- ② 都道府県知事への申請
- ③ 都道府県知事による総務大臣との協議・同意（市の廃置分合をしようとするとき※）
- ④ 都道府県議会による議決
- ⑤ 都道府県知事による合併の決定
- ⑥ 都道府県知事による総務大臣への届出
- ⑦ 総務大臣による告示

※ 上記③にある市の廃置分合には、町村を廃してその区域を市に編入する場合を含まない。

第1節 担当組織

⇒（第3編第4章）

第2節 期間

合併協定書の調印が終了してから、地方自治法第7条に規定している事務手続については、当該市町村議会及び都道府県議会の議決等が必要となることから、通常は約4箇月の期間を要している。

【平成11年4月～平成18年4月までの合併における、調印から総務大臣告示までの期間】

3ヵ月未満	3～5ヵ月	6～8ヵ月	9ヵ月以上	最短	最長	平均
125 協議会	408 協議会	72 協議会	3 協議会	18 日	279 日 (※)	130 日 ※約4箇月
20.6%	67.1%	11.8%	0.5%	島根県奥出雲町	兵庫県朝来市、兵庫県淡路市	—

※ この他、越県合併の中津川市（長野県山口村編入）は323日。

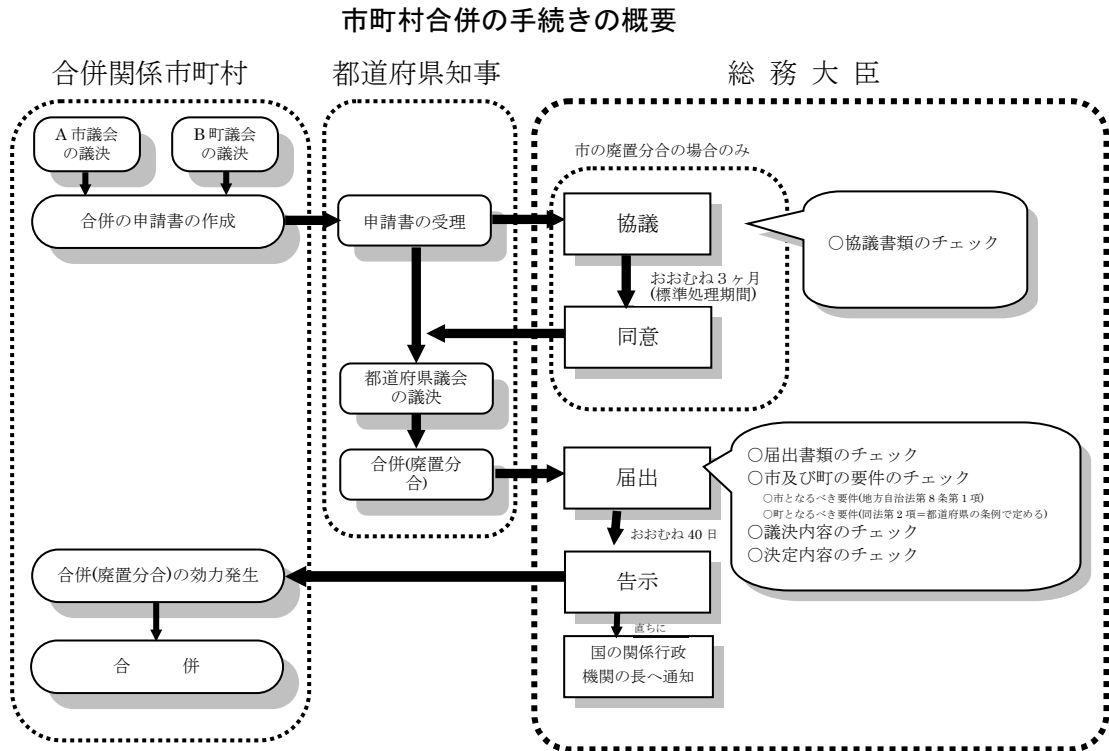
また、合併事務手続に万全を期す意味で、合併関係市町村は、合併協議会において協議を終えたときは、あらかじめ知事に内協議を行っている。

知事は、内協議が整えば、合併関係市町村にその旨通知することになるが、その合併が、従来の市町村を廃して新設合併で市を設置するとき（市の廃置分合をしようとするとき）には、知事は、総務大臣に内協議を行うことになる。

また、合併市町村基本計画の作成にあたっては、あらかじめ知事に協議を行うこ

ととなっているので、合併市町村基本計画の協議と同時に内協議を行うことが多い。

なお、都道府県の境界にわたる市町村の合併の場合には、手続に要する期間が通常の合併手続に比して長くなることが予想されるので、スケジュールに十分注意すべきである。⇒（第5章）



第2章 議決

合併をしようとする市町村は、合併の申請の前に当該市町村議会の議決を経なければならない（地方自治法第7条第6項）。

合併議決では、次の事項が決定されることが多い。

- ① 廃置分合について
- ② 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- ③ 廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
 - ・ 議会の議員の定数及び在任に関する協議
 - ・ 農業委員会の委員の任期等に関する協議

このうち②、③については必要に応じて、①と同時かそれ以前に行う。

また、地域自治区及び合併特例区を設置する場合も、当該市町村議会の議決を経なければならない。

第1節 廃置分合

廃置分合についての議案の例は、次の通りである。

【新設合併の場合の議案例】

議案第〇〇号

A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成〇年〇月〇日から A 市及び〇〇郡 B 町を廃し、その区域をもって C 市を設置することを〇〇県知事に申請することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

【編入合併の場合の議案例】

議案第〇〇号

A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成〇年〇月〇日から〇〇郡 B 町を廃し、その区域を A 市に編入することを〇〇県知事に申請することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

第2節 財産処分

廃置分合に伴う財産処分に関する協議についての議案の例は、次の通りである。

【新設合併の場合の議案例】

議案第〇〇号

A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成〇年〇月〇日から A 市及び〇〇郡 B 町を廃し、その区域をもって C 市を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、別紙のとおり〇〇郡 B 町と協議の上定めることについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成〇年〇月〇日から A 市及び〇〇郡 B 町を廃し、その区域をもって C 市を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 A 市の財産は、すべて C 市に帰属させる。
- 2 〇〇郡 B 町の財産は、すべて C 市に帰属させる。

平成〇年〇月〇日

A 市長 〇〇 〇〇

B 町長 〇〇 〇〇

【編入合併の場合の議案例】

議案第〇〇号

A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成〇年〇月〇日から〇〇郡 B 町を廃し、その区域を A 市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、別紙のとおり〇〇郡 B 町と協議の上定めることについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成〇年〇月〇日から〇〇郡 B 町を廃し、その区域を A 市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

〇〇郡 B 町の財産は、すべて A 市に帰属させる。

平成〇年〇月〇日

A 市長 〇〇 〇〇

B 町長 〇〇 〇〇

第 3 節 経過措置

廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての議案を必要とする場合の例は、次の通りである。

【新設合併の場合の議案例】

議案第〇〇号

A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成〇年〇月〇日から A 市及び〇〇郡 B 町を廃し、その区域をもって C 市を設置することに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）による経過措置を別紙のとおり〇〇郡 B 町と協議の上定めることについて、同法第 9 条第 4 項において準用する同法第 8 条第 8 項及び同法第 11 条第 4 項において準用する同法第 8 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成〇年〇月〇日から A 市及び〇〇郡 B 町を廃し、その区域をもって C 市を設置することに伴う、A 市及び〇〇郡 B 町の議会の議員の在任及び農業委員会委員の任期について、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の在任

A 市及び〇〇郡 B 町の議会の議員は、合併新法第 9 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年〇ヶ月間、引き続き C 市の議会の議員として在任する。

2 農業委員会委員の任期

C 市に一つの農業委員会を置き、A 市及び〇〇郡 B 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併新法第 11 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間、引き続き C 市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成〇年〇月〇日

A 市長 〇〇 〇〇

B 町長 〇〇 〇〇

【編入合併の場合の議案例】

議案第〇〇号

A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成〇年〇月〇日から〇〇郡 B 町を廃し、その区域を A 市に編入することに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）による経過措置を、別紙のとおり〇〇郡 B 町と協議の上定めることについて、同法第 9 条第 4 項において準用する同法第 8 条第 8 項及び同法第 11 条第 4 項において準用する同法第 8 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成〇年〇月〇日から〇〇郡 B 町を廃し、その区域を A 市に編入することに伴う、A 市及び〇〇郡 B 町の議会の議員の在任及び農業委員会委員の任期について、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の在任

〇〇郡 B 町の議会の議員で A 市の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併新法第 9 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、A 市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き A 市の議会の議員として在任する。

2 農業委員会委員の任期

〇〇郡 B 町の農業委員会の選挙による委員で A 市の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者は、合併新法第 11 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、A 市の農業委員会委員の残任期間に限り、引き続き A 市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成〇年〇月〇日

A 市長 〇〇 〇〇

B 町長 〇〇 〇〇

第 1 款 議会の議員の定数・在任の特例

⇒（第 4 編第 7 章）

市町村議会の議員の定数・在任に関する特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村の議会の議決を経た協議によらなければならない、当該協議が成立したときには合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない（合併新法第 8 条第 8 項、第 9 条第 4 項）。

第 2 款 農業委員会委員の任期等の特例

⇒（第 4 編第 8 章）

農業委員会委員の任期等に関する特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村の議会の議決を経た協議によらなければならない、当該協議が成立したときには合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない（合併新法第 11 条第 4 項）。

第3章 申請

合併をしようとする市町村は、前章の議決を経て、都道府県知事へ合併の申請を行う（地方自治法第7条第1項）。

申請書については、新設合併の場合は、すべての合併関係市町村が一致した内容でなければならないので、合併関係市町村長全員の連名による合併申請書によることが適当である。

編入合併の場合は、編入する市町村長と編入される市町村長との連名による合併申請書となるが、同時に2以上の市町村を編入するときは、それぞれ別個に編入合併の申請を行うことも可能である。例えば、A市にB町とC村が編入されるとき、A市長とB町長の連名による申請と、A市長とC村長の連名による申請を、それぞれ行うことができる。

合併申請書には、次のような事項を記載し、また、書類を添付することが必要である。

- ① 合併（廃置分合）の期日
- ② 合併の方式
- ③ 新市町村の名称（新設合併の場合）
- ④ 新市町村の事務所の位置（新設合併の場合）
- ⑤ 合併（廃置分合）を必要とした理由
- ⑥ 合併に至る経緯の概要
- ⑦ 下記についての関係市町村の議会の議決書
 - ・ 廃置分合
 - ・ 廃置分合に伴う財産処分に関する協議
 - ・ 議会の議員の定数及び在任に関する協議
 - ・ 農業委員会の委員の任期等に関する協議
 - ・ 地域自治区、合併特例区に関する協議
- ⑧ 財産処分に関する協議書の写し
- ⑨ 議会の議員の定数及び在任に関する協議書の写し
- ⑩ 農業委員会の委員の任期等に関する協議書の写し
- ⑪ 地域自治区、合併特例区に関する協議書の写し
- ⑫ 合併協定書及び合併市町村基本計画書
- ⑬ 関係市町村の現況表

合併申請書の例は、次の通りである。

【新設合併の場合の申請例】

	A 総企発第〇〇号 B 企発第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日
D 県知事 〇〇 〇〇 殿	A 市長 〇〇 〇〇 B 町長 〇〇 〇〇
A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合について（申請）	
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成〇年〇月〇日から A 市及び〇〇郡 B 町を廃し、その区域をもって C 市を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。	
関係書類 （上記参照）	

【編入合併の場合の申請例】

	A 総企発第〇〇号 B 企発第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日
D 県知事 〇〇 〇〇 殿	A 市長 〇〇 〇〇 B 町長 〇〇 〇〇
A 市及び〇〇郡 B 町の廃置分合について（申請）	
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成〇年〇月〇日から〇〇郡 B 町を廃し、その区域を A 市に編入することとしたいので、関係書類を添えて申請します。	
関係書類 （上記参照）	

第 4 章 決定

第 1 節 都道府県知事による総務大臣との協議・同意

当該合併により、市が新たに置かれることになるときなど市の廃置分合が行われる場合には、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない（地方自治法第 7 条第 2 項）。都道府県議会の議決以前に行うことが適当である。

第2節 都道府県議会による議決

合併関係市町村からの合併申請を受けた都道府県知事は、当該市町村の合併について都道府県議会に付議し、都道府県議会の議決を得る（地方自治法第7条第1項）。

当該合併により、市が新たに置かれることになるときなど市の廃置分合が行われる場合には、都道府県知事は、前節の同意を得た後に当該市町村の合併について、都道府県議会に付議することになる。

なお、郡の境界にわたって町村が設置された場合は、新設町村の属する郡についても、都道府県議会の議決を得る必要がある（同法第259条第1項、第3項）。

第3節 都道府県知事による合併の決定

前節の都道府県議会の議決を経て、都道府県知事は合併の決定を行う（地方自治法第7条第1項）。

なお、郡の境界にわたって町村が設置された場合は、新設町村の属する郡についても、都道府県議会の議決を経て都道府県知事が定める（同法第259条第1項、第3項）。

第4節 都道府県知事による総務大臣への届出

都道府県知事は、都道府県議会の議決を経て合併の決定を行ったときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない（地方自治法第7条第1項）。

なお、郡の境界にわたって町村が設置された場合は、新設町村の属する郡についても、都道府県知事は、都道府県議会の議決を経て定め、その旨を総務大臣に届け出なければならない（同法第259条第1項、第3項）。

第5節 総務大臣による告示

都道府県知事から合併の届出を受理したとき、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない（地方自治法第7条第7項）。

市町村の合併の処分は、この総務大臣の告示によりその効力が生じると規定されている（同条第8項）。

なお、郡の境界にわたって町村が設置された場合、都道府県知事から新設町村の属する郡についての決定の届出を受理したときも、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。郡の区域の変更の処分は、この総務大臣の告示によりその効力が生じる（同法第259条第4項）。

第5章 都道府県の境界にわたる市町村合併

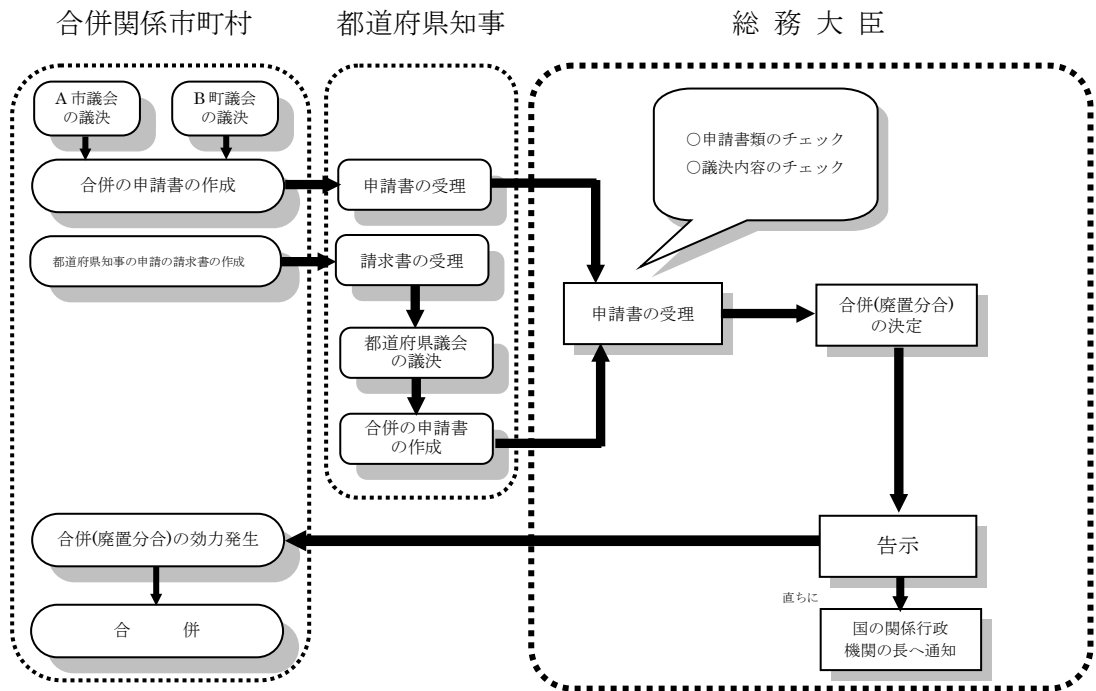
⇒（基本編：第3編第3章、実務編：第6編第8章）

都道府県の境界にわたる合併については、都道府県の境界にわたる市町村の設置（新設合併）又は境界の変更（編入合併）として、関係市町村及び都道府県の申請に基づき、総務大臣が廃置分合の処分を行う（地方自治法第7条第3項）。都道府県の境界にわたる新設合併については、これまでは別途特別の法律の制定を必要としていたが、平成17年4月1日施行の改正地方自治法により、関係地方公共団体の発意により行うことができるよう規定が整備された。

この場合の手続は、おおむね以下のとおりである。

- ① 市町村議会による合併議案の議決
- ② 総務大臣への申請（関係都道府県知事経由）
- ③ 都道府県知事の申請の請求
- ④ 都道府県議会による議決
- ⑤ 都道府県知事から総務大臣への申請（②とともに提出）
- ⑥ 総務大臣による合併の決定
- ⑦ 総務大臣による告示

都道府県の境界にわたる市町村合併の手続きの概要



第1節 議決

合併をしようとする市町村は、合併の申請の前に当該市町村議会の議決を経なければならない（地方自治法第7条第6項）。

合併議決では、次のような事項が決定される。

- ①廃置分合について
- ②廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- ③廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
 - ・議会の議員の定数及び在任に関する協議
 - ・農業委員会の委員の任期等に関する協議

なお、都道府県の境界にわたる合併については通常の市町村の合併と異なり、関係市町村及び関係都道府県の全部が、それぞれの議会の議決を経なければならない（地方自治法第7条第6項）。

関係都道府県の議会の議決事項は上記①となるが、関係都道府県の財産が市町村の境界の変更の区域内に存在する場合には、関係都道府県間で協議して、財産処分を定める（同法第6条第3項）ことになる。この協議が都道府県議会の議決を経なければならない（同条第4項）のは、市町村の場合と同様であるので、この場合には関係都道府県の議会の議決事項には上記①に加えて②も必要になる。

第2節 申請

第1款 総務大臣への申請

都道府県の境界にわたる合併については、関係市町村及び関係都道府県の全部が、それぞれの議会の議決を経て、内容の一致した申請を総務大臣に対して行うことが必要である（地方自治法第7条第3項）。

第2款 都道府県の申請の請求

関係市町村は、総務大臣あての申請を関係都道府県知事経由で行うとともに、それぞれ当該都道府県知事あてに、総務大臣に対して都道府県が申請を行うよう書面により請求する。この請求に基づいて、都道府県知事は都道府県議会の議決を経て、総務大臣あての申請書を作成し、関係市町村からの総務大臣あての申請書とともに総務大臣に提出する。

この場合、前節の議決は、あらかじめ整えておかなければならない。

第3節 決定

第1款 総務大臣による境界の変更の決定

前節の申請に基づき、総務大臣は廃置分合の処分を行う（地方自治法第7条第3項）。

第2款 総務大臣による告示

前款の処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない（地方自治法第7条第7項）。市町村の合併の処分は、この告示によりその効力が生じると規定され

ている（同条第 8 項）。

なお、こうして、都道府県の境界にわたる市町村の編入合併が行われたときは、都道府県の境界も、また、自ら変更することになる（同法第 6 条第 2 項）。

第8編 合併の円滑な実施

第1章 スケジュール

第1節 担当組織

⇒（第3編第5章）

事務の調整等については、合併協議会において示された調整方針に基づいて、合併準備事務局だけでなく、合併関係市町村の各担当課、担当職員が作業に携わることになり、全庁的な取組になる。

第2節 開始時期

合併に至るまでの事務の調整・準備は、合併協議会の設置から合併市町村基本計画の作成を経て、都道府県知事への申請、都道府県議会の議決、都道府県知事による決定、総務大臣の告示といった一連の法手続の流れのなかで、断続的に行われる。

どの段階から実質的な話し合い、準備作業に取りかかることができるかは、合併協議会における検討状況、調整方針がいつ示されるかなどにより異なる。

また、調整する事務の性質によっても、準備を開始する時期は多少異なる。以下、具体的に例示すると、

- (1) 合併協議会及び旧市町村において調整を行い、合併期日から新市町村において施行するもの

例：地方税の取扱い等

- (2) 合併協議会において調整を行い、合併期日以前に合併関係市町村でそれぞれ実施しそのまま新市町村へ移行することが適当なもの

例：電算システム事業等

- (3) 合併協議会において調整の方針を決定し、具体的な調整は新市町村が実施するもの（新市町村発足後、①直ちに統一、②当面の期間は旧市町村の制度を適用し、いずれかの時点で統一した制度を制定する、③そのまま旧市町村の制度を適用していく、のいずれかを新市町村が決定する等の場合分けが考えられる）

例：上下水道・簡易水道の取扱い等

第3節 期間

⇒（基本編：第6編第1章、実務編：第7編第1章第2節）

合併関係市町村の数、合併の形態によって準備期間は多少ばらつきがあると思われる。いずれにせよ、合併施行に向けて最終的な法手続と時期が重なるため、電算システムの統一等の期間を含め、多忙な中で準備を行うことになる。

第2章 合併の準備

第1節 予算の調製

合併関係議案の議決後直ちに合併準備に取りかけられるよう、事務的に合併準備に要する費用を予め積算し、合併関係補正予算案を上記議案と同時に提出することが適当である。当該予算案には、例えば、各合併関係市町村における庁舎・支所の建設・改修費用、移転作業費用、電算システム統合費用等が計上されることとなろう。

第2節 事務等の調整

合併協定項目の協議の際に合意された事項をもとに、円滑な事務事業の実施が図られるよう、「事務調整票」を作成する必要がある。これは、合併後の人事・組織体制の変化により、担当者が入れ替わったり、係の事務分担が変わることが十分考えられることから、いわば引継書を兼ねて残すものである。この事務を怠ると、合併後に決定事項すら不明となり、「どこの旧市町村のやり方でやるのか」などと議論を一からはじめなければならない事態が生じないとも限らない。

具体的には、合併協議の際作成した事務現況調査票に決定した調整方針を明記するとともに、その右欄にスペースを設けて、これに基づいた事務事業の具体的な組立てを合併関係市町村の担当者間で調整しながら作成することが考えられる。また、行政運用上のルール等についても十分にすり合わせをしておくことも重要である。

事務事業の見直しに当たっては、合併協議の際と同様、「住民との情報共有の原則」「一体性確保の原則」「住民福祉の原則」「負担公平の原則」「健全な財政運営の原則」「行政改革推進の原則」「適正規模準拠の原則」等の原則に留意することが適当である。⇒（第4編第1章）

なお、事務事業の細部の調整結果のうち、住民生活に特に密接な関わりがあるもの等については、合併協議会に報告することが考えられる。⇒（第3編第5章）

また、合併後直ちに都道府県から事務を引き継ぐこととなる場合等においては、都道府県との細部の調整を進めていくこととなる。

さらに、指定金融機関の決定と当該金融機関との各種調整なども行っていく必要がある。この他、合併協議の段階において市町村章などを合併準備期において決定するとしている場合においては、決定作業を進めていくこととなる。

第3節 電算システムの変更

⇒（第4編第24章第3節）

合併準備における大きな項目の一つである。住民サービスの維持・向上のためには、その統一が不可欠であるが、合併関係市町村の数が多ければ多いほど、調整作業が大変である。例えば、オンラインをどこに統一し、機種間の調整をどのようにするかなど、準備段階からできるだけ余裕をもった作業スケジュールを組む必要があり、できれば合併期日前に基幹的なシステムの統一を完了する方が混乱を避ける

ために望ましい。

例えば、4月1日に合併する場合には1月1日が固定資産税の賦課期日となるといったスケジュールを厳しく想定する必要がある。場合によっては、システム変更をいっせいに行うよりも、その緊急度及び重要性に応じて時期を数回に分けて着手する方法も考えられよう。

この場合、補正予算の計上も、定例議会に合わせてその都度行っている例がある。ホストコンピュータ統合等の経費見積もりが甘かったことを反省点に上げている事例もあり、事前に精査が必要であろう。

また、合併とともに新システムを稼働させる場合、その操作等について、担当職員への周知を図っておくことが必要である。

さらに、ネットワークやサーバの統合等に伴い、各職員用パソコンの環境設定等も個別に行っていく必要があるため、情報システム担当課のみならず、各課の協力のもと、作業を進めていく必要がある。

【例】

浜松市

システム統合に必要な期間を1年半程度と見込み、早急に基本的な事項を定め、具体的な検討に着手する必要があると考え、第2回合併協議会において以下のような基本的な事項を決定し、作業に着手した。

1 電算システムは、以下の基本方針に基づき統合する。

- ・浜松市のシステムを基本に電算システムの統合を目差す。
- ・住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時に統合しなければならないシステムを選別し、優先的に統合を進める。
- ・現在使用している情報通信機器類は、新市に引き継ぎ、有効利用を図る。
- ・システム統合に当たり、リスクを抑えるため、新たな機能の追加やシステムの改善は原則として行わない。
- ・各市町村における新たなシステムの導入やシステム改良は、平成16年度から合併まで原則として行わない。
- ・浜松市のシステムを改良する作業や新市全体のネットワーク整備など新市のシステム全体に関わる業務は浜松市が担当し、データの移行作業や庁舎内ネットワークの整備など個々の市町村に関わる業務は各市町村が担当する。

2 電算システム統合に係る経費の負担

電算システム統合に係る共通経費についてはシステム集約市（浜松市）が負担し、市町村ごとに必要となる個別経費については各市町村が負担する。ただし、共通経費は、新市システムの開発費、新市システム用端末機器に係る経費、各市町村の庁舎間の情報通信基盤整備に係る経費など、新市のシステム全体に関する経費とする。個別経費は、各市町村の庁舎内の情報通信基盤整備に係る経費、システムが使用する文字の統合に係る経費、戸籍の電算化に係る経費、システムが使用するデータの統合に係る経費など、新市のシステム全体に関する経費以外の各市町村の状況に応じて必要となる経費とする。

※浜松市システム統合スケジュール（第2回天竜川・浜名湖地域合併協議会資料より抜粋）

	平成15年(2003)												平成16年(2004)												平成17年(2005)												
	平成15年度												平成16年度												平成17年度												
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5																
データ	★合併協議会設置																								合併★												
	データ変換方法の検討/ データ変換仕様書の検討/ 見積						データ変換 統合プログラム 等の作成						データ移行テスト						データ移行						システム 本稼動												
	外字 調査/統合																																				
システム	システム分析/ システム改修要件検討/ システム改修仕様書作成/ 見積												システム改修作業/ テスト												並行稼動/ テスト/ 研修												システム 本稼動
ネットワーク	ネットワーク調査/ ネットワーク設計/ 見積												ネットワーク整備						テスト		ネットワーク運用																

豊後大野市

協議会における協議が進められている段階（協議会での協議開始からまもなく）で各市町村の担当者から成る「情報システム統合プロジェクトチーム」を発足させ、現況調査や統合基本方針及び統合基本仕様書の策定を行った。各町村の情報システムは独自の方針に基づいて運営され委託会社も様々であったため、新市に最適な情報システムの構築のためには膨大な作業が予想された。そのため、情報システム統合会社の選定を行い、一刻も早く作業を開始する必要がある（システム開発、データ移行のために、合併1年前から具体的作業に入る必要があると目算。）との認識のもと、幹事会、町村長連絡会の審議を経て、6社に新市情報システムへの企画提案依頼を行い、業者の選定を行った。なお、業者選定のプロセスや見積額等については、協議会に対し詳細な報告を行った。

第4節 防災関連など直ちに円滑な実施が求められる事項の準備

新設合併、編入合併を問わず、合併協定項目に基づき、合併日から直ちに円滑な事務事業の遂行が求められることは当然のことであるが、特に、防災体制の整備など、住民の生命と財産に直接的に関わる事項については、合併直後に混乱が生じないように、特に留意することが求められる。

防災体制については、合併準備期間において十分な見直しを図っておくとともに、特に新設合併の場合は、地域防災計画を速やかに策定できるよう、関係機関とも調整しながら準備を進めておくことが必要である。

第5節 人事・組織体制

⇒（基本編：第2編第2章第1節、第7編第3章）

（第4編第11章・第14章・第24章第8節）

合併準備の中で、電算システムの変更と並んで大きな項目である。できるだけ速やかに人事・組織体制（具体的な人選まで指すものではない）を決めなければ、庁舎利用計画、電算システム等の設計・配備、移転準備等のその後の具体的な作業に支障が生じるからである。えてしてこの決定が遅れがちであるので、留意する必要がある。合併協定において、支所や、分庁に配置される部局等の細部まで決定していない場合においては、特に速やかに決定した上で、合併協議会に報告することが適当である。

人事については、合併協定に基づき、具体的な取扱いを適時適切に決定すべきである。各課に各旧市町村の職員を混合させるなど、職員間の早期融和を図る必要がある。

組織体制の調整方針としては、以下のような観点が求められる。

- (1) 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構
- (2) 簡素で効率的な組織・機構
- (3) 合併市町村基本計画を円滑に遂行できる組織
- (4) 指揮命令系統が明確な組織・機構
- (5) 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
- (6) 新たな行政課題を見据えた組織・機構

また、合併協定において、地域審議会、地域自治区、合併特例区を設けることとしている場合は、その運営に関する細部の検討について行っていく必要がある。

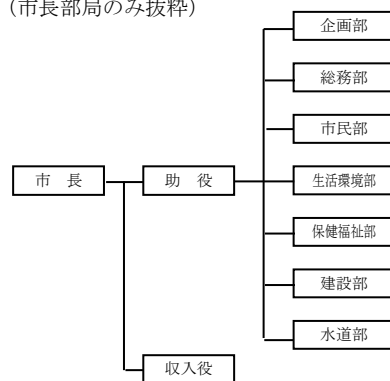
【例】

西東京市

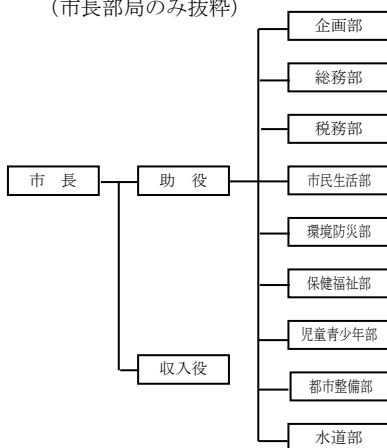
新市の組織・機構は当面、両庁舎の有効利用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、2段階の措置をとり整備する。

- ① 両市の現行組織を基礎として、原則そのままの形で統合。観念上はそれぞれの部が以下の図のように統合することになるが、実態上は田無庁舎、保谷庁舎に現在の誰部が存続することになる。(平成12年度末まで)
- ② 新体制として課及び係を再編、整備する。(平成13年4月から)

新市発足時(平成13年1月～3月)の組織図
(市長部局のみ抜粋)



平成13年4月以降の組織図
(市長部局のみ抜粋)



上越市

旧町村の区域ごとに地域自治区を設け、各区に区の総合事務所を置いた。総合事務所には、総務・地域振興、産業建設、市民生活、福祉、教育・文化の5グループ(一部の総合事務所は市民生活と福祉が一つで計4グループ)を置いている。

第6節 条例、規則等の改正

⇒(第4編第13章)

第7節 一部事務組合等の規約変更等の手続

⇒（第4編第15章）

第8節 広報

新市町村の誕生を積極的に広報すべきであり、広報紙の配布、CATV、地方新聞、ラジオ等を利用した行政情報の提供、ポスター・パンフレットの作成、ホームページ等の幅広い広報媒体を活用し、地域情報の発信の充実に努めることで、合併市町村の一体感の醸成が一層進むことが期待される。

第9節 住民からの問い合わせ等への対応

合併に伴って変更されるものは、住所の表示、役所・役場の機能配置・組織機構、業務内容等であり、住民に対する手続、窓口、施設利用の変更の有無等、住民サービスに直結するものが含まれることから、広報誌等により重ねて周知を図る必要がある。

特に住所変更による手続の必要性については住民からの問い合わせが多く、また中小企業を中心に商品のパッケージや書類に表示された住所の書換え等についての相談等があるところである。

したがって、役所内の各部局や官公署に照会の上、下表の例のように一覧にして広報紙に掲載することが不可欠である。実際には合併時に即座に手続を要するものはほとんどないが、例えば、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更による登記事項等の変更の登記等（本店、支店等の所在地の変更登記や会社の役員の住所変更登記等）については、登録免許税は免除されるが（登録免許税法第5条第5号）、これを証する当該変更に係る市町村長等の書類を申請書に添付しなければならず（登録免許税法施行規則第1条第2号）、このような場合には、窓口で「行政区画変更証明書」等を発行することが適当である。

なお、都道府県や市町村においては、一般競争又は指名競争の参加資格申請書に会社の登記簿謄本の添付を求めているが、合併による本店所在地の変更等に際して、その変更の記載後の登記簿謄本の再提出を求めている事例がある。しかしながら、商業登記簿については、「行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があったときは、その変更による登記があったものとみなす」と規定されており（商業登記法第26条）、合併に伴う本店所在地の変更の確認のために登記簿謄本の再提出を求める必要はないと考えられるため、総務省自治行政局長より各都道府県知事宛てにその旨通知（一般競争又は指名競争の参加資格を有する会社に対する市町村合併に伴う登記簿謄本の再提出について（平成13年7月5日総行整第36号））している。

言うまでもなく、市町村合併の効力は官報告示により発生するところであり、窓口等において、本来不要な証明書類の添付を住民に要求し、その負担を課すことは避けなければならないものである。

住民への周知項目について（例）

区分	件名	該当者	住所変更等による取扱い		手続・問い合わせ先
			要・不要	手続の方法等	
市（町）村（役所）（役場）の業務に關するもの	住民基本台帳	住民基本台帳登録者全員	不要	住民票コードや住基カード、電子証明書は、合併後もそのままご使用になれます。	X市(町村)…〇〇課 Y市(町村)…〇〇課
	住民基本台帳カード	カードを所持している方			
	電子証明書（公的個人認証サービス）	電子証明書を保有している方			
	印鑑登録証(X市(町村)) 〇〇市民カード(Y市(町村))	印鑑登録証または カードを所持している方	不要	現在お持ちの印鑑登録証および市(町村)民カードは、合併後もそのままご使用になれます。	X市(町村)…〇〇課 Y市(町村)…〇〇課
	外国人登録証明書	外国人登録をしている方	不要	特に手続は不要ですが、来庁の機会等にお申し出くだされば、修正します。	
	国民健康保険被保険者証(国民健康保険証)	左記被保険者証等の所持者	不要	被保険者証等は、3月末日までに郵送しますので、住所変更の手続は必要ありません。それまでの間は、現在の被保険者証を使用することができます。	X市(町村)…〇〇課 Y市(町村)…〇〇課
	国民健康保険標準負担額減額認定証				
	国民健康保険特定疾病療養受療証				
	国民年金(加入者)	国民年金加入者	不要		X市(町村)…〇〇課 Y市(町村)…〇〇課
	老人保健法医療受給者証(マル老) 老人医療の入院時一部負担金限度額適用認定証 老人保健標準負担額減額認定証 老人保健特定疾病療養受療証	受給者証の所持者	不要	各受給者証は、3月末日までに郵送しますので、住所変更等は必要ありません。	X市(町村)…〇〇課 Y市(町村)…〇〇課
	老人医療費受給者証(マル福)				
	障害者医療費受給者証	受給者証の所持者	不要		
	心身障害者福祉手当 難病者福祉手当 特別障害者等手当 重度心身障害者手当	手当受給者	不要		X市(町村)…〇〇課 Y市(町村)…〇〇課
	心身障害者扶養年金証書				
	身体障害者手帳 愛の手帳	手帳所持者	要	特に期限はありませんが、合併後来庁の機会がありましたら、手帳をお持ちになり、新市(町村)名等への変更手続をおとりください。	
	乳幼児医療証(マル乳) ひとり親家庭医療証	医療証の所持者	不要	有効期限までご使用になれます。	
	児童手当 児童育成手当 児童扶養手当(証書含む) 特別児童扶養手当(証書含む)	受給者	不要		X市(町村)…〇〇課 Y市(町村)…〇〇課
	学童クラブ				
	保育園	入園児童	不要	保育料等は、お持ちの納付書で納付してください。	
	図書館利用カード	カード所持者(登録者)	不要		各図書館
市（町）村（役所）（役場）の	旅券(パスポート)	旅券所持者	不要	旅券最終ページの「所持記入欄」の住所はご自身で訂正できます。他のページに書き込みをすると旅券が無効となりますのでご注意ください。 なお、旅券取得のために申請の6か月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は使用できません。	〇〇旅券事務所 〇〇市(町村)〇-〇-〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	自動車運転免許証	免許証所持者	不要	免許証、各種許可証の本籍・住所は更新等にあわせて変更してください。	
	質屋営業許可証、古物営業許可証、風俗営業許可証、銃刀砲類所持許可証	許可証所持者	不要	更新時以外に変更を希望される場合は、警察署で手続してください。 なお、運転免許証の更新(優良運転者等)については、合併後のZ市(町村)に住所を有する方は、〇〇警察署、〇〇警察署でも申請できます。	〇〇警察署 〇〇市(町村)〇-〇-〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	加入電話に関する契約	契約者	不要	電話番号に変更はありません。	NTT〇〇営業所 〇〇市(町村)〇-〇-〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	国民年金、厚生年金(受給者)	国民年金、厚生年金受給者	不要	社会保険業務センターにて一括変更します。	〇〇社会保険事務所 〇〇市(町村)〇-〇-〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	国民年金基金	国民年金基金加入者	不要		〇〇国民年金基金
	共済年金	共済加入者・受給者		各共済組合に確認してください。	各共済組合
の	自動車、オートバイの使用者・所有者の住所(自動車検査証)	軽自動車(三、四輪)の所有者	不要		軽自動車検査協会〇〇支所 〇〇市(町村)〇-〇-〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		普通自動車の所有者	不要	新市(町村)名等に変更されたものとみなさ	〇〇陸運支局自動車検査登録事務所登

区分	件名	該当者	住所変更等による取扱い		手続・問い合わせ先
			要・不要	手続の方法等	
業務以外に 関するもの		二輪の軽自動車(126cc～250cc) 二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		れます。 ただし、申請により変更することもできます (手数料無料)。	録部門 〇〇市(町村)〇-〇-〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	営業施設許可	許可を受けている方	不要	手続は不要ですが、合併による住居表示の変更を事由とした許可書の書き換えは行いません。 許可書に係る住所変更の証明が必要な場合は、申請をしてください。	〇〇保健所地域保健推進室 〇〇市(町村)〇-〇-〇 電話-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	不動産所有者(土地登記簿・建物登記簿等)の住所登記	土地、建物の登記簿上の住所が「X市(町村)・Y市(町村)」登記されている方	原則不要	所有者等の住所は、新市(町村)名等に変更されたものとみなされますので、そのままでも特に問題はありません。 ただし、変更しないと不都合を生じる場合は、申請により変更することができます。	法務局〇〇出張所 〇〇市(町村)〇-〇-〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	抵当権者等(土地登記簿・建物登記簿等)の住所登記				または 不動産については、不動産所在地を管轄する法務局 会社、法人については、本店・支店の所在地を管轄する法務局
	会社等の商業登記・法人登記及びその代表者の住所登記	会社等の代表者(例えば、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役、法人を代表する理事等)	原則不要	X市(町村)またはY市(町村)内にある会社の本店、法人の主たる事務所の市名は、法務局で修正します。 (支店の場合は、本店を管轄する法務局で支店の所在地の変更の登記をした後、支店を管轄する法務局に変更登記を申請してください。) この修正がされるまでの間および代表者等の住所変更登記については、上記不動産の場合と同様です。	電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 または 〇〇建設事務所管理課 〇〇市(町村)〇-〇-〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ※市(町村)道については、 X市(町村)…〇〇課 Y市(町村)…〇〇課
	建設業許可、建築士事務所登録	建設業許可または建築士事務所登録を受けている代表者	不要		〇〇都(道府県)〇〇課 〇〇市(町村)〇-〇-〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	預金通帳、定期預金証書等	預金者等	不要	ただし、法人等で名義に使用されている名称が変更される場合(例:X支店→Z支店)は、別途手続が必要です。	金融機関(郵便局を含む)
	キャッシュカード、クレジットカード	キャッシュカード、クレジットカード所有者	不要		金融機関及びクレジット会社

第10節 建設・改修

新市町村誕生による事務事業の本庁機能統合に伴って本庁舎の増改築や、支所機能等の充実のために庁舎の改修を実施するケースが見受けられる。また、新市町村の名称が変わる場合には表示板・掲示物の書換え、封筒等の印刷物の修正等を要することとなり、この費用も含めて予算措置をする必要がある。

また、庁内LANや電話等の通常業務に不可欠な各種設備関連工事などについては、移転のタイミングと合わせ、計画的に実施していく必要がある。

なお、合併協議において新庁舎を建設することとしている場合、財政事情等を考慮して、検討・整備することが必要である。

【例】

篠山市

市議会議員の在任期間延長に伴い、議場の対応に迫られ、旧丹南町役場の庁舎を急きょ議場として改修した。

第 1 1 節 移転

引越し作業は、庁内、住民の混乱を避けるためにも土曜日、日曜日を中心に実施することが多い。また、移転の準備作業等の際には、住民の混乱を避けるため、移転日、移転作業の状況、移転に伴って制限される業務内容とその代替措置等、事前に住民に対してその周知に努める必要がある。

なお、移転に伴い公文書等が紛失してしまわないよう、文書管理には特に意を用いるべきである。

【例】

西東京市

いわゆる玉突き的な配置換えとなるため、どの部署を、どのタイミングで移転させるかといった点に特に留意した。移転管理業務については豊富な経験を有する業者へ委託を行った。

第 3 章 式典

第 1 節 閉市（町村）式

合併を間近に控え、通常、新設合併の各合併関係市町村や、編入合併で編入される合併関係市町村では、それぞれの公民館等で閉市（町村）式が行われる。式では、住民、各種団体関係者、市（町村）政経験者、職員等が出席し、様々な趣向を凝らした式典が行われている。

第 2 節 閉庁式

新設合併の各合併関係市町村や、編入合併で編入される合併関係市町村では、合併前日の業務終了後等に、それぞれ市町村の特別職、議員、職員等が集まって閉庁式を行い、首長の挨拶の後、庁舎の看板を取り外すなどして、庁舎の幕を下ろしている。

第 3 節 表彰

過去の合併市町村においては、閉市（町村）式において首長から市町村の行政功労者に対して感謝状を贈るケースが多いようである。

なお、国においては市町村合併の実現に当たり、特に顕著な功労があった者（住民、首長、議員、職員、団体）に対して総務大臣表彰を行っている。

第 4 節 開庁式

通常、合併期日に実施する開庁式については、特に新設合併の場合、新市町村発足の記念すべき日であるため、新市町村を広くアピールする絶好の機会である。除幕式のほかにも例えば篠山市ではラジオの公開生放送が行われるなど、イベントが開かれるケースもある。なお、イベント等は下記の新市町村誕生記念式典と併せて実施することとし、合併期日においては簡単な挨拶と新たな看板の掛け替え等に止

める場合もある。

編入合併においても、支所・分庁舎等となった旧役所・役場庁舎等において、開所式が行われることが多い。

第5節 新市町村誕生記念式典

新しい体制と本予算が成立し、新市町村の運営が軌道に乗った後などにおいて、改めて新市町村の誕生を披露するとともに、新市町村の一体感の醸成を図る事例もある。当日は、住民のほか、合併に関係した国、都道府県、近隣市町村、関係団体並びに関係者等が参加し、様々なイベントや、新市町村のシンボルマークの発表等を行っている。

第4章 合併時の措置

第1節 新設合併のみの措置

第1款 新市町村の長の職務の暫定執行

第1項 市町村長職務執行者の選任

合併関係市町村の長は合併の日の前日に失職することから、合併当日から長が選出される日まで新市町村では長が不在となる。この間の新市町村の行政運営に支障をきたすことがないように、新市町村の長が選出されるまでの間の市町村長職務執行者を合併関係市町村の長の中から協議により選定する必要がある（地方自治法施行令第1条の2第1項）。なお、合併関係市町村の長の全てが新設の市町村の長又は議会の議員の選挙に立候補を表明している場合もあり得るが、このような場合に協議が調わないときは、都道府県知事が選定することとなる（同条第2項）。なお、長の職務執行者に選定された者が、その後に新設の市町村の長又は議会の議員の選挙に立候補する場合には、長の職務執行者たる地位を退かなければならず（公職選挙法第89条第1項）、この場合には、自治法第152条又は第252条の17の8第1項に基づき、その職務代理者を選定することとなるが、市町村長職務執行者が原則として合併関係市町村の長から選定されることを踏まえると、事前に十分な調整が必要である。

合併後の新市町村の行政運営を円滑に行うためにも、合併関係市町村の長が集まり、あらかじめ新市町村の市町村長職務執行者を選任するための協議を行い、合併の期日までに市町村長職務執行者を選定することが適当である。

第2項 市町村長職務執行者の職務の暫定執行

市町村長職務執行者は、長の職務権限の執行とともに、条例及び規則の施行や暫定予算の調製及び執行等が可能となるが、その職はあくまでも暫定に過ぎないので、執行に当たっては、必要最少限度の職務のみと考える

べきである。

また、職務執行者となった者が現職のまま新市町村の首長選挙や議会議員選挙に立候補することはできず、辞職することとなる。なお、その際に職務執行者は職務を代理すべき吏員をあらかじめ指定することが必要である（地方自治法第152条）。

なお、長が選出されるまでの間を適宜区切って、関係者が職務執行者を交代するようなことは、職務の執行等について無用の混乱を引き起こす原因となるため、職務執行者の交代制はできないものと解されている。

なお、市町村長職務執行者は、職員の任命を行うことができると考えられるが、副市町村長（助役）等の選任については、長の身分や資格を要件として付与された職務権限と考えられることから、長の職務執行者が行うものではなく、新市町村の長が選出され、議会が正式に発足した段階で、当該市町村長が議会の同意を得て選任することが適当である。

第2款 暫定予算

新市町村の長及び議会議員が選出されるまでの間は、市町村長職務執行者は必要な収支について議会の議決を経ずとも暫定予算を調整し、執行することができるが特徴である（地方自治法施行令第2条）。ただし、暫定予算に計上できる費用は、何でもよいというわけではなく、一般的には、

- ① 長及び議員の選挙費
 - ② 長及び議員が就任するまでの新市町村の義務的経費（人件費、事務費、扶助費、公債費）、既に契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの
 - ③ 最少限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費
- 等に限定されるべきものであり、政策面に属する事業費等は計上すべきでないものと考えられている。

第3款 暫定条例及び規則、専決処分による条例制定

新設合併の場合は、合併関係市町村は全て消滅することとなるため、それぞれの市町村における条例及び規則も失効する。このため、市町村長職務執行者は、必要な事項について、新市町村の条例及び規則が制定、施行されるまでの間、従来市町村において施行されていた条例、規則を暫定的に新市町村の条例、規則として引き続き施行することができる（地方自治法施行令第3条）。

例えば、A町とB町の合併によりC市が新設された場合には、旧A町又は旧B町の条例をC市の全区域に施行することもできるし、また、旧A町及び旧B町の条例をそれぞれ旧A町及び旧B町の区域に施行することもできると解されている。

また、新市町村の議会がいまだ成立せず必要と認められる場合は、市町村長職務執行者は専決処分により新しい条例を制定し、長の権限に属する事項につ

いて規則を制定、施行することが可能と考えられている。

合併協議会等において、あらかじめ、暫定的に適用する条例、規則や市町村長職務執行者が専決処分による条例制定について合併関係市町村全体の意思統一を図り、新市町村発足時に事務処理が滞ることがないようにする必要がある。

なお、市町村長職務執行者が引き続き施行することとした条例又は規則は、当該職執行者の任期にかかわらず、新たな条例又は規則が制定、施行されるまでの間、引き続いて存続するものと解されている。

【例】

西東京市

暫定施行した条例 23、専決処分した条例 142 （いずれも公布施行は合併当日）

安芸高田市

暫定施行した条例 25、専決処分した条例 210 （いずれも公布施行は合併当日）

暫定施行条例の例（安芸高田市）

- (旧) □□町防災行政無線・農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例
- (旧) □□町若者定住化推進に関する条例
- (旧) □□町広報無線受信設備工事分担金徴収条例
- (旧) □□町立学校通学費補助条例
- (旧) □□町住宅資金利子補給に関する条例
- (旧) □□町建設残土の処分に関する手数料条例
- 〇〇財産区議会設置条例

専決処分条例の例（安芸高田市）（抜粋）

安芸高田市役所の位置を定める条例
安芸高田市の休日等を定める条例
安芸高田市公告式条例
安芸高田市記号式投票に関する条例
安芸高田市議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
安芸高田市選挙公報の発行に関する条例
政治倫理の確立のための安芸高田市長の資産等の公開に関する条例
安芸高田市監査委員条例
安芸高田市事務分掌条例
安芸高田市役所支所設置条例
安芸高田市行政手続条例
安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
安芸高田市情報公開条例
安芸高田市個人情報保護条例
安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会条例
安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例
安芸高田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
安芸高田市地域振興推進員設置条例
安芸高田市地区集会所設置及び管理条例
安芸高田市公平委員会設置条例
公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例
安芸高田市職員定数条例
安芸高田市職員の定年等に関する条例
安芸高田市職員の再任用に関する条例
安芸高田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
安芸高田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
臨時的に任用された職員の分限に関する条例
安芸高田市職員の服務の宣誓に関する条例
安芸高田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

安芸高田市児童館条例
安芸高田市保育の実施に関する条例
安芸高田市保育所条例
安芸高田市へき地保育所条例
安芸高田市乳幼児医療費支給条例
安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例
安芸高田市老人憩の家設置及び管理条例
安芸高田市特別養護老人ホーム条例
安芸高田市養護老人ホーム条例
安芸高田市老人デイサービスセンター条例
安芸高田市高齢者生産活動指導員設置条例
安芸高田市在宅介護支援センター条例
安芸高田市老人医療費助成条例
安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例
安芸高田市保健センター条例
安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例
安芸高田市環境美化条例
安芸高田市火葬場条例
安芸高田市共同墓地条例
安芸高田市公害対策審議会条例
安芸高田市し尿処理場に関する条例
安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
安芸高田市国民健康保険条例
安芸高田市国民健康保険税条例
安芸高田市介護保険条例
安芸高田市診療所条例
安芸高田市歯科診療所条例
安芸高田市民の安全に関する条例
安芸高田市交通安全対策会議条例
安芸高田市暴走族根絶の促進に関する条例
安芸高田市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例
安芸高田市農業委員会の農地部会を構成する委員の定数条例
安芸高田市農業振興地域整備計画審議会条例

安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	安芸高田市農業構造改善審議会条例
安芸高田市職員の育児休業等に関する条例	安芸高田市畜産振興対策審議会条例
安芸高田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例	安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例
安芸高田市職員団体の登録に関する条例	安芸高田市林業構造改善事業審議会条例
安芸高田市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	安芸高田市有林条例
安芸高田市特別職報酬等審議会条例	安芸高田市林道管理条例
安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例	安芸高田市道路占用料に関する条例
安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例	安芸高田市法定外公共物の管理に関する条例
安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例	安芸高田市営住宅条例
安芸高田市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例
安芸高田市職員の給与に関する条例	安芸高田市公共下水道条例
安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例	安芸高田市浄化槽清掃業に関する条例
安芸高田市職員の旅費に関する条例	安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例
安芸高田市財政状況の公表に関する条例	安芸高田市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例
安芸高田市特別会計条例	安芸高田市浄化槽整備施設の設置及び管理に関する条例
安芸高田市財政調整基金条例	安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例
安芸高田市減債基金条例	安芸高田市簡易水道事業給水条例
安芸高田市職員退職手当基金条例	安芸高田市飲料水供給施設の設置に関する条例
安芸高田市ふるさと・水と土の保全基金条例	安芸高田市飲料水供給施設給水条例
安芸高田市税条例	安芸高田市防災会議条例
安芸高田市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例	安芸高田市災害対策本部条例
過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例	安芸高田市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
安芸高田市固定資産評価審査委員会条例	安芸高田市コミュニティ消防センター条例
安芸高田市行政財産の使用料に関する条例	安芸高田市消防表彰条例
安芸高田市手数料条例	安芸高田市消防等賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の授与に関する条例
安芸高田市消防手数料条例	安芸高田市消防団の設置等に関する条例
安芸高田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例	安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
安芸高田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
安芸高田市福祉事務所設置条例	安芸高田市火災予防条例
安芸高田市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例	安芸高田市奨学金貸付条例
安芸高田市生活指導員条例	安芸高田市立学校設置条例
安芸高田市人権相談員設置条例	安芸高田市立学校施設使用料条例
安芸高田市人権会館設置及び管理条例	安芸高田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例	安芸高田市学校給食調理場設置条例
安芸高田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例	安芸高田市立幼稚園保育料条例
安芸高田市水道事業の設置等に関する条例	安芸高田市社会教育委員条例
安芸高田市水道事業給水条例	安芸高田市公民館条例
安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	安芸高田市立図書館条例
安芸高田市市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例	安芸高田市芸術農園「四季の里」芸術施設設置及び管理条例
	安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例
	安芸高田市文化財保護条例
	安芸高田市文化財保護審議会条例

合併後最初の議会（臨時会）の議案例（安芸高田市）	
※承認、議案の提出者はいずれも市長職務執行者	
承認第 1 号	専決処分した事件の承認について【安芸高田市役所の位置を定める条例ほか 209 件の条例】
承認第 2 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市一般会計暫定予算】
承認第 3 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算】
承認第 4 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算】
承認第 5 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算】
承認第 6 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市介護サービス特別会計暫定予算】
承認第 7 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算】
承認第 8 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算】
承認第 9 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算】
承認第 10 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算】
承認第 11 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算】
承認第 12 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市八千代根野地区土地改良事業特別会計暫定予算】
承認第 13 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算】
承認第 14 号	専決処分した事件の承認について【平成 15 年度安芸高田市水道事業会計暫定予算】
承認第 15 号	専決処分した事件の承認について【芸北広域環境施設組合への加入について】
承認第 16 号	専決処分した事件の承認について【広島県北情報センター組合への加入について】
承認第 17 号	専決処分した事件の承認について【広島県市町村職員退職手当組合への加入について】
承認第 18 号	専決処分した事件の承認について【広島県市町村公務災害補償組合への加入について】
承認第 19 号	専決処分した事件の承認について【芸北広域市町村圏振興協議会への加入について】
承認第 20 号	専決処分した事件の承認について【広島県土地改良事業団体連合会への加入について】
承認第 21 号	専決処分した事件の承認について【大草田ため池管理事務の委託について】
承認第 22 号	専決処分した事件の承認について【指定金融機関の指定について】
承認第 23 号	専決処分した事件の承認について【町の区域の設定と字の名称変更について】

承認第 24 号	専決処分した事件の承認について【向原土地開発公社の定款変更について】
承認第 25 号	専決処分した事件の承認について【地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約について】
議案第 1 号	安芸高田市コミュニティ・プラント設置及び管理条例について
議案第 2 号	安芸高田市特別会計条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	広島県北情報センター組合規約の改正について
議案第 4 号	広島県市町村職員退職手当組合規約の改正について
議案第 5 号	広島県市町村公務災害補償組合規約の改正について
議案第 6 号	過疎地域自立促進計画について
議案第 7 号	安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について【安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例ほか 30 件】
発議第 1 号	安芸高田市議会会議規則
発議第 2 号	安芸高田市議会定例会の回数を定める条例
発議第 3 号	安芸高田市議会定例会規則
発議第 4 号	安芸高田市議会委員会条例
発議第 5 号	安芸高田市議会傍聴規則
発議第 6 号	安芸高田市議会事務局設置条例

第 4 款 暫定選挙管理委員会

第 1 項 選挙管理委員の互選

新市町村の発足により首長及び議会の選挙が急務となるが、同時に合併関係市町村に設置されていた従来の選挙管理委員会の委員は全員失職している。このため、新市町村の議会において正規の選挙管理委員が選出されるまでの間、従来の合併関係市町村の選挙管理委員であった者の互選により定めた者が、暫定的に選挙管理委員会の職務を行うこととされている（地方自治法施行令第 4 条）。

地方公共団体の選挙管理委員会は、地方自治法第 181 条の規定により、4 人の委員をもって組織されることとなっている。したがって、暫定の選挙管理委員会についても合併関係市町村の選挙管理委員であった者の互選により 4 人が選出されることとなる。

第 2 項 選挙管理委員の補充員の選任

新設合併の場合、暫定の選挙管理委員会の委員たる資格を有する者（互選の対象となる者）は、通常は合併関係市町村の数に応じて存在すると考えられる。例えば A 町、B 町が合併して C 市が発足した場合、各々の町で定数どおりの選挙管理委員が存在していれば、C 市における暫定の選挙管理委員の候補者は 8 人となる。

しかしながら、A 町又は B 町選挙管理委員であっても合併後の C 市に自己の住所を置かない者の存在等、暫定の選挙管理委員となる者の定数が満たされない場合も考えられる。このような場合、市町村長職務執行者は合併関係市町村の選挙管理委員の補充員であった者の中から選任して、暫定の選挙管理委員に充てることとしている。

第 5 款 暫定教育委員会

新市町村の設置があった場合においては、市町村長職務執行者が、従来の合併関係市町村の教育委員会の委員であった者で新市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、新議会の会期の末日までを在任期間として、臨時に選任するものとする。ただし、選任可能な者の数が定数に満たないときは、その不足する数の委員を新市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任することとなる（地方教育行政の組織及び

運営に関する法律施行令第 18 条第 1 項)。

この場合、最初に招集すべき教育委員会の会議は、市町村長職務執行者が招集する（同条第 3 項）。

第 6 款 暫定固定資産評価審査委員会

新市町村の設置があった場合においては、新市町村長が選挙されるまでの間、市町村長職務執行者が、従来の合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる（地方税法第 423 条第 8 項）。

また、新市町村長は、新議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間、従来の合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる（同条第 9 項）。

※参考 その他の行政委員について

農業委員会： 新設合併、編入合併とも合併新法第 11 条等で任期等に関する特例が定められており、合併協議において取扱いが決められる。
⇒（第 4 編第 8 章）

監査委員： 新設合併における特別選任の手続きはない。監査委員の事務引継ぎには十分留意を要する。

人事委員会又は公平委員会： 新設合併における特別選任の手続きはない。

第 2 節 新設合併・編入合併共通の措置

第 1 款 事務承継

合併が行われた場合、その地域が新たに属することとなった市町村がその事務を承継する（地方自治法施行令第 5 条第 1 項）。

事務の承継とは、公用文書類のみならず、公法上の未徴収金、歳計現金、債権（租税債権等）、債務、更には一切の行政処分を含むものと解されている。

第 2 款 消滅した市町村の決算

合併により消滅した市町村の収支は、消滅の日をもって打ち切り、合併関係市町村の長又は首長の職務代理者であった者がこれを決算することになる（地方自治法施行令第 5 条第 2 項）。また、事務を承継した市町村の首長は、当該決算を監査委員の審査に付し、その意見をつけて合併後の市町村議会の認定に付さなくてはならない（同条第 3 項）。

決算は、認定に関する議会の議決とともに都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなくてはならない（同条第 4 項）。

なお、市町村消滅の日をもって決算を行うこととなるので、会計年度終了後に調製される通常の決算と異なり出納整理期間が存在しない。このため、合併

した時期によっては、国庫支出金や地方債による歳入がなく、消滅した市町村の収支は赤字となる可能性がある。この場合は、歳入不足額の実態を明確にして赤字決算を行い、合併後の市町村に引き継ぐこととなる。

第3款 事務の引継

合併が行われた場合、合併関係市町村から合併により設置される市町村への事務の引継が必要となる（地方自治法施行令第130条）。

なお、場合により、都道府県からの事務引継もある。

第1項 編入合併

編入された市町村の長から編入した市町村の長への事務の引継を行う。

補助機関である副市町村長（助役）等についてもそれぞれ同様である。

第2項 新設合併

第1目 市町村長

通常は新たな市町村長が選出されるまでの間は長の職務執行者が設置されることとなるので、合併関係市町村の長から、いったん新市町村の長の職務執行者へ事務の引継が行われ、新市町村の長が選出された段階で当該職務執行者から新市町村の長へ事務を引き継ぐこととなる。

なお、合併関係市町村の長から新市町村の長の職務執行者への引継期間は、合併関係市町村の長の退職の日から20日以内であり、新市町村の長の職務執行者は、新市町村長に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを新市町村長に引き継がなければならない（地方自治法施行令第122条の2、第130条）。

第2目 副市町村長（助役）

副市町村長（助役）の選任は首長の職務執行者の権限外と解されていることから、副市町村長（助役）は新市町村の首長が選出され、かつ議会が正式に発足してから議会の同意を得て選任されることとなる。このため、合併関係市町村の長から委任された事務の引継がある場合については、新市町村の長の職務執行者へ引継を行うこととなる。

この場合、当該副市町村長（助役）、退職の日から10日以内にその担任する事務を新市町村の首長の職務執行者に引き継ぎ、新市町村の首長の職務執行者は、新市町村の副市町村長（助役）に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを新市町村の副市町村長（助役）に引き継がなければならない（地方自治法施行令第124条、第127条、第130条）。

第3目 収入役

平成18年の地方自治法改正により、収入役制度は平成19年4月1日以降は廃止される。

合併時点で収入役が在任している場合は、その引継ぎを、副市町村

長と同様の手続きに伴い、新市町村の長の職務執行者に引き継ぐこととなる。

第4款 人口

第1項 人口の定義

地方自治法上の人口は、官報で公示された国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査（以下この款において「国勢調査等」という）の結果によることとされている（地方自治法第254条）。

つまり、国勢調査等が実施され、新しい人口が明らかになったとしても、それが官報に公示されない限り、法律上当該市町村の人口とすることはできず、依然として、最近に公示された国勢調査等の人口が当該市町村の人口となる。

第2項 都道府県知事が告示する人口

国勢調査等人口の公示以後に市町村の廃置分合又は境界変更等があった場合は、都道府県知事が国勢調査等を集計又は加減して告示した人口をもって、法律上の人口となる（地方自治法施行令第177条第1項各号）。

従って、国勢調査等の調査期日後に合併した場合であっても、当該国勢調査等の人口が未だ官報で公示されていないならば、法律上の人口は現に使用されている人口であり、知事が告示する合併市町村人口も当該人口を基礎として算定されることとなる。

第5章 選挙

第1節 新設合併における設置選挙

第1款 市町村長

合併により消滅する合併関係市町村の首長はすべてその身分を失う。地方自治法第7条第7項の市町村の設置の告示による市町村の設置の日から50日以内に新市町村の首長の選挙を行うこととなる（公職選挙法第33条第3項、第117条）。

第2款 市町村議会議員

⇒（第4編第7章第1節）

第2節 編入合併における市町村議会議員増員選挙

⇒（第4編第7章第2節）